

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一編 第四編 (略)</p> <p>第五編 相続</p> <p>第一章 第七章 (略)</p> <p>第八章 遺留分(第一千二十八条 - 第一千四十四条)</p> <p>(設立の登記の登記事項及び変更の登記等)</p> <p>第四十六条 法人の設立の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事務所の所在地</p> <p>四 八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する<u>仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及びその他の事務所の所在地においてその登記をしなければならない。</u>この場合においては、前項後段の規定を準用する。</p> <p>(登記の期間)</p> <p>第四十七条 第四十五条第一項及び前条の規定により登記すべき事項のうち<u>官庁の許可を要するもの</u>の登記の期間については、その許可書が到達した日<u>から</u>起算する。</p> <p>(外国法人の登記)</p> <p>第四十九条 第四十五条第三項、第四十六条及び前条の規定は、外国法人が日本に事務所を設ける場合について準用する。ただし、外国において生じた事項の登記の期間については、その通知が到達した日<u>から</u>起算する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(債権の申出の催告等)</p> <p>第七十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一編 第四編 (略)</p> <p>第五編 (同上)</p> <p>第一章 第七章 (略)</p> <p>第八章 遺留分(第一千二十八条 - 第一千四十四条)</p> <p>附則</p> <p>(設立の登記の登記事項及び変更の登記等)</p> <p>第四十六条 (同上)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事務所の所在地</p> <p>四 八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する<u>仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及びその他の事務所の所在地においてその登記をしなければならない。</u>この場合においては、前項後段の規定を準用する。</p> <p>(登記の期間の計算)</p> <p>第四十七条 第四十五条第一項及び前条の規定により登記すべき事項であつて、<u>官庁の許可を要するもの</u>は、その許可書が到達した時<u>から</u>登記の期間を起算する。</p> <p>(外国法人の登記)</p> <p>第四十九条 第四十五条第三項、第四十六条及び前条の規定は、外国法人が日本に事務所を設ける場合について準用する。ただし、外国において生じた事項については、その通知が到達した時<u>から</u>登記の期間を起算する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(債権の申出の催告等)</p> <p>第七十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

4| 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(清算法人についての破産手続の開始)

第八十一条 (略)

2・3 (略)

4| 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(指名債権を目的とする質権の對抗要件)

第三百六十四条 (略)

(削る)

(削る)

(指図債権を目的とする質権の對抗要件)

第三百六十五条 (略)

(質権者による債権の取立て等)

第三百六十六条 (略)

(削る)

第三百六十七条及び第三百六十八条 削除

(根抵当権の被担保債権の範囲)

第三百九十八条の三 (略)

2 債務者との取引によらないで取得する手形上又は小切手上の請求権を根抵当権の担保すべき債権とした場合において、次に掲げる事由があつたときは、その前に取得したものであるのみ、その根抵当権を行使することができる。ただし、その後取得したものであつても、その事由を知らずに取得したものであるについては、これを行使することを妨げない。

一 (略)

二 債務者についての破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立て

(新設)

(清算法人についての破産手続の開始)

第八十一条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(指名債権を目的とする質権の對抗要件)

第三百六十四条 (略)

2| 前項の規定は、株式については、適用しない。

(記名社債を目的とする質権の對抗要件)

第三百六十五条 記名社債を質権の目的としたときは、社債の譲渡に関する規定に従い会社の帳簿に質権の設定を記入しなければ、これをもって会社その他の第三者に對抗することができな<sup>い</sup>。

(指図債権を目的とする質権の對抗要件)

第三百六十六条 (略)

(質権者による債権の取立て等)

第三百六十七条 (略)

第三百六十八条 削除

(新設)

(根抵当権の被担保債権の範囲)

第三百九十八条の三 (略)

2 (同上)

一 (略)

二 債務者についての破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て

三 (略)

(根抵当権者又は債務者の会社分割)

第三百九十八条の十 元本の確定前に根抵当権者を分割をする会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。

2 元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。

3 (略)

(相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告)

第九百二十七条 (略)

2 第七十九条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

(相続債権者又は受遺者の請求による財産分離)

第九百四十一条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(相続債権者及び受遺者に対する弁済)

第九百五十七条 (略)

2 第七十九条第二項から第四項まで及び第九百二十八条から第九百三十五条まで(第九百三十二条ただし書を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。

三 (略)

(根抵当権者又は債務者の会社分割)

第三百九十八条の十 元本の確定前に根抵当権者を分割をする会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割によつて設立された会社又は営業を承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。

2 元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割によつて設立された会社又は営業を承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。

3 (略)

(相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告)

第九百二十七条 (略)

2 第七十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(相続債権者又は受遺者の請求による財産分離)

第九百四十一条 (略)

2 (略)

(新設)

(相続債権者及び受遺者に対する弁済)

第九百五十七条 (略)

2 第七十九条第二項及び第三項並びに第九百二十八条から第九百三十五条まで(第九百三十二条ただし書を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。

改  
正  
案

現  
行

第二十四条 削除

第二十四条 民法ノ規定ニ依リ法人ニ關シテ登記シタル事項ハ登記所ニ於テ遲滯ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第二十六条 削除

第二十六条 法人ノ清算人ハ民法第七十九条及ヒ第八十一条第一項ノ規定ニ依リ為スヘキ公告ハ登記所力為スヘキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

目次

第一編 (略)

第二編 民事非訟事件

第一章 (略)

第二章 信託ニ関スル事件（第七十一条ノ二 第七十一条ノ八）

第三章・第四章 (略)

第五章 法人及ビ夫婦財産契約ノ登記（第一百七十七条 第四百十条）

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第三編 公示催告事件

第一章・第二章 (略)

第四編 過料事件（第六十一条 第六十四条）

附則

第二十八条 裁判所ハ特別ノ事情アルトキ八本法其他ノ法令ノ規定ニ依リテ費用ヲ負担スヘキ者ニ非サル関係人ニ費用ノ全部又ハ一部ノ負担ヲ命スルコトヲ得

第三十三条ノ二 (略)

(略)

第一項ノ規定ニ依リ為サレタル申立ニ係ル本法其他ノ法令ノ規定ニ依ル事件ノ記録ノ閲覧若クハ謄写又ハ其正本、謄本若クハ抄本ノ交付ハ前項ノ書面ヲ以テ之ヲ為スモノトス当該申立ニ係ル書類ノ送達又ハ送付亦同シ

第三十四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十条ニ定メタル事件ハ法人ノ設立者力死亡ノ時ニ有シタル住所ノ地方裁判所ノ管轄トス

(略)

目次

第一編 (略)

第二編 民事非訟事件

第一章 (略)

第二章 信託ニ関スル事件（第七十一条ノ二 第七十一条ノ七）

第三章・第四章 (略)

第五章 法人及ビ夫婦財産契約ノ登記（第一百七十七条 第二百二十五条）

第三編 商事非訟事件

第一章 会社及ビ競売ニ関スル事件（第二百二十六条 第三百三十五条ノ十四）

第二章 社債ニ関スル事件（第三百三十五条ノ十五 第三百三十五条ノ二十三）

第三章 会社ノ整理ニ関スル事件（第三百三十五条ノ二十四 第三百三十五条ノ六十二）

第四章 会社ノ清算ニ関スル事件（第三百三十六条 第三百三十八条ノ十六）

第五章 商業登記ノ嘱託（第三百三十九条・第四百十条）

第四編 公示催告事件

第一章・第二章 (略)

第五編 過料事件（第六十一条 第六十四条）

附則

第二十八条 裁判所ハ特別ノ事情アルトキ八本法ノ規定ニ依リテ費用ヲ負担スヘキ者ニ非サル関係人ニ費用ノ全部又ハ一部ノ負担ヲ命スルコトヲ得

第三十三条ノ二 (略)

(略)

第一項ノ規定ニ依リ為サレタル申立ニ係ル本法其他ノ法令ノ規定ニ依ル事件ノ記録ノ閲覧若クハ謄写又ハ其正本、謄本若クハ抄本ノ交付ハ前項ノ書面ヲ以テ之ヲ為スモノトス当該申立ニ係ル書類ノ送 達又ハ送付亦同シ

第三十四条 民法第四十条ニ定メタル事件ハ法人ノ設立者力死亡ノ時ニ有シタル住所ノ地方裁判所ノ管轄トス

(略)

第三十六条 法人ノ清算人ニ関スル事件ハ法人ノ主タル事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三十七条 法人ノ清算人ノ選任ノ裁判ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得又

(削る)

第三十八条 民法第七十五条ノ規定ニ依リ裁判所ガ法人ノ清算人ヲ選任シタル場合ニ於テハ法人ヲシテ之ニ報酬ヲ与ヘシムルコトヲ得其額ハ清算人及ヒ監事ノ陳述ヲ聴キ裁判所之ヲ定ム

第三十九条 法人ノ清算人ノ解任ニ付テノ裁判及ヒ前条ノ裁判ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第四十条 裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為サシムルコトヲ得

前三条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ裁判所ガ検査ヲ為スベキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十一条乃至第七十一条 削除

第七十一条ノ二 信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項第三項、第二十二條第一項但書、第二十三條、第四十一條、第四十六條乃至第四十八條及ヒ第五十八條ニ定メタル事件ハ受託者ノ住所地ノ地方裁判所、同法第四十九條第一項第四項ニ定メタル事件ハ前受託者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トシ受託者又ハ前受託者数人アル場合ニ於テハ其一人ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス

(略)

第七十一条ノ七 信託法第四十一條第二項ノ規定ニ依リ裁判所ガ選任シタル検査役ノ報告ハ書面又ハ電磁的記録(商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十九條の二三規定スル登記ノ申請書ニ添付スベキ電磁的記録ヲ謂フ)ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

裁判所ハ検査ニ付キ説明ヲ必要トスルトキハ前項ノ検査役ヲ審尋スルコトヲ得

第七十一条ノ八 第三十七條乃至第三十九條ノ規定ハ信託法第四十一條第二項ノ規定ニ依リ裁判所ガ検査役ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十六条 裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為サシムルコトヲ得

第三十七条 第三百三十六條、第三百二十七條及ヒ第三百二十八條ノ規定ハ法人ノ清算人ニ之ヲ準用ス

第三十七條ノ二 第二百二十九條ノ三及ヒ第二百二十九條ノ四ノ規定ハ裁判所ガ法人ノ清算人又ハ第三百十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ為スベキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十八條乃至第七十一条 削除

第七十一条ノ二 信託法第八条第一項第三項、第二十二條第一項但書、第二十三條、第四十一條、第四十六條乃至第四十八條及ヒ第五十八條ニ定メタル事件ハ受託者ノ住所地ノ地方裁判所、同法第四十九條第一項第四項ニ定メタル事件ハ前受託者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トシ受託者又ハ前受託者数人アル場合ニ於テハ其一人ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス

(略)

第七十一条ノ七 第二百二十八條、第二百二十九條ノ三及ヒ第二百二十九條ノ四ノ規定ハ信託法第四十一條第二項ノ規定ニ依リテ裁判所ガ選任シタル検査役ニ付キ之ヲ準用ス

(新設)

第二百二十四条 商業登記法第二条乃至第五条、第七条乃至第十五条、第十七条、第十八条、第十九条の二乃至第二十三条の二、第二十四条（第十五号及び第十六号ヲ除ク）、第二十六条、第二十七条及ビ第三百三十二条乃至第四百八条ノ規定ハ法人及ビ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ同法第四十七条第一項、第四十八条乃至第五十三条、第九十九条第一項並ニ第二百条第二項及ビ第三項ノ規定ハ法人ノ登記ニ同法第二百八条、第二百九条並ニ第二百三十条第一項及ビ第三項ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス

(削る)

(削る)

第二百二十六条乃至第四百十条 削除

第二百二十四条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第二条乃至第五条、第七条乃至第十五条、第十七条、第十八条、第十九条の二乃至第二十三条の二、第二十四条第一号乃至第十二号及ビ第十四号、第二十六条並ニ第二百七条乃至第二百十号ノ規定ハ法人及ビ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及ビ第六十三条ノ規定ハ法人ノ登記ニ同法第二百三条、第二百四条並ニ第二百五条第一項及ビ第三項ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三編 商事非訟事件

第一章 会社及ビ競売ニ関スル事件

第二百二十六条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ第一項但書、第二百七十三条第四項、第二百七十八条、第二百四十一条、第二百二十条第二項、第二百三十七条第三項、第二百四十五条ノ三第四項、第二百四十六条第二項、第二百五十八条第二項、第二百六十三条第七項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ八第二項及ビ第二百八十二条第三項、其準用規定、同法第二百五十三條第二項、第二百七十三條第一項、第二百八十一条第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第六項、第二百八十条ノ八第一項、第二百九十一条第二項、第二百九十三条ノ八第一項及ビ第二百九十四条、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八条第一項但書、第十二条ノ二第一項、第二十八条ノ二第一項、第四十四条ノ三、第四十五条及ビ第五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に關する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二条第八項ニ定メタル事件ハ会社（親会社）（商法第二百一十一条ノ二第一項）（有限会社法第二十四条第一項）ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニキル子会社）ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

商法第二百一十一条第三項及ビ其準用規定ニ定メタル事件ハ合併無効ノ訴ニ關スル第一審ノ受訴裁判所ノ管轄トス

商法第三百七十四条ノ十三第五項及ビ其準用規定ニ定メタル事件ハ会社ノ分割ノ無効ノ訴ニ關スル第一審ノ受訴裁判所ノ管轄トス

商法第四百八十四条及ビ其準用規定ニ定メタル事件ハ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ止ムベキコト又ハ營業所ノ閉鎖ヲ命ゼラルベキ外国会社ノ營業所所在地（營業所ヲ設ケザル場合ニ於テハ日本ニ於ケル代表者ノ住所地）ノ地方裁判所ノ管轄トス

商法第五百二十七条第一項及ビ第七百五十七条第一項ニ定メタル事件ハ競売ニ付スベキ物品所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第二百二十七条 検査役ノ選任ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人ノ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコ

トヲ得

一 申請ノ事由

二 検査ノ目的

三 年月日

四 裁判所ノ表示

第百二十八条 検査役ノ報告ハ商法其ノ他ノ法律ノ定ムル所ニ從ヒ書面又ハ電磁的記録(商業登記法第十九条の二ニ規定スル登記ノ申請書ニ添付スベキ電磁的記録ヲ謂フ)ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

裁判所ハ検査ニ付キ説明ヲ必要トスルトキハ検査役ヲ審訊スルコトヲ得

第百二十九条 商法第百七十三条第四項又ハ第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ為スベシ

裁判所ハ裁判ヲ為ス前發起人又ハ現物出資ヲ為ス者及ビ取締役(株式会社ノ監督等)ニ關する商法ノ特例に關する法律(昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法ト稱ス)第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト稱ス)ニ付キ商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ビ執行役次項ニ於テ之ニ同ジ)ノ陳述ヲ聽クベシ

發起人又ハ現物出資ヲ為ス者及ビ取締役ハ第一項ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第百二十九条ノ二 商法第二百九十四条第一項ノ規定ニ依リ検査役ノ選任ニ關スル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ裁判所ハ取締役及ビ監査役(委員会等設置会社ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ執行役及ビ商法特例法第二十一条の八第七項ニ規定スル監査委員(以下監査委員ト稱ス))ノ陳述ヲ聽クベシ

第百二十九条ノ三 商法第七十三条第一項、第八十一条第一項、第二百三十七条ノ二第一項、第二百四十六条第二項、第二百八十条ノ八第一項又ハ第二百九十四条第一項ノ規定ニ依リ裁判所ガ検査役ヲ選任シタル場合ニ於テハ会社ヲシテ之ニ報酬ヲ与ヘシムルコトヲ得其額ハ取締役及ビ監査役(会社成立後ノ委員会等設置会社ニ在リテハ執行役及ビ監査委員)ノ陳述ヲ聽キ裁判所之ヲ定ム

第百二十九条ノ四 前二条ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第百三十条 商法第二百三十七条ノ二又ハ第二百九十四条ノ検査ニ付キ株主總會ノ招集ヲ必要ト認ムルトキハ裁判所ハ一定ノ期間内ニ其招集ヲ為スベキコトヲ命ズベシ

第百三十一条 商法第百五十三条第二項ノ規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ検査ヲ要スル事由、同法第二百三十七条第三項ノ規定ニ依リ總會招集ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ取締役又ハ執行役ガ其招集ヲ怠リシ事實ヲ疎明スルコトヲ要ス

前項ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第百三十二条 前条ノ規定ニ依ル申請ニ付テハ裁判所ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ裁判ヲ為スベシ

申請ヲ認許スル裁判ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ヌ

第百三十二條ノ二 商法第七十八條（同法第二百一十一條第三項、第二百八十九條ノ十四第一項、第二百八十九條ノ三十七第四項及ビ第三百四十一條ノ十三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ其事由ヲ説明シ總發起人又ハ總取締役之ヲ為スベシ

前條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十二條ノ三 前條ノ規定ハ商法第二百二十條第二項及ビ第二百二十四條ノ五第一項（同法第二百二十四條ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ付キ之ヲ準用ス

第百三十二條ノ四 商法第二百五十八條第二項（同法第二百六十一條第三項及ビ第二百八十九條第一項並ニ商法特例法第二十一條ノ九第六項、第二十一條ノ十四第七項第五号及ビ第二十一條ノ十五第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル職務代行者ノ選任ニ関スル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ裁判所ハ取締役及ビ監査役ノ陳述ヲ聽クベシ

第百二十九條ノ三、第百二十九條ノ四及ビ第百三十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百三十二條ノ五 商法第七十條ノ二第一項但書（同法第四百七十七條及ビ第二百七十一條並ニ商法特例法第二十一條ノ十四第七項第二号ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ業務代行者又ハ職務代行者之ヲ為スベシ

申請ヲ認許スル裁判ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得抗告ノ期間ハ業務代行者又ハ職務代行者力裁判ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ起算ス

前項ノ抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

第百三十二條ノ六 商法第二百四十五條ノ三第四項（同法第二百四十五條ノ五第五項、第三百四十九條第二項、第三百五十五條第二項（同法第三百七十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十八條第七項、第三百七十四條ノ三第二項（同法第三百七十四條ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百七十四條ノ二十三第七項、第四百八條ノ三第二項及ビ第四百十三條ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル申請ニ対スル審問ハ同法第二百四十五條ノ三第四項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

裁判所ハ裁判ヲ為ス前取締役（委員會等設置会社ニ在リテハ執行役）及ビ申請ヲ為シタル株主ノ陳述ヲ聽クベシ

第百二十九條第一項、第百二十九條ノ四、前條第三項及ビ第百三十三條ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ対スル裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第百三十二條ノ七 商法第二百四條ノ四第一項又ハ其準用規定ニ依ル申請ニ対スル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ裁判所ハ株主又ハ株式ヲ取得シタル者及ビ取締役会力讓渡ノ相手方又ハ其株式ヲ買受クベキ者トシテ指定シタル者ノ陳述ヲ聽クベシ

第百二十九條第一項、第百二十九條ノ四及ビ第百三十二條ノ五第三項ノ規定ハ前項ノ裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第百三十二條ノ八 商法第一百六十條ノ四第六項、第二百六十三條第七項（同法第二百四十四

条第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百八十二条第三項(同法第四百二十条第六項及  
ビ商法特例法第十五条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及ビ第二百九十三条ノ八第一項並ニ株券  
等ノ保管及ビ振替ニ関スル法律第三十二条第八項ノ規定ニ依ル許可ヲ申請スル場合ニ於テハ  
其事由ヲ疎明スルコトヲ要ス

裁判所ハ裁判ヲ為ス前会社(親会社)ノ株主ガ子会社ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会  
社次項ニ於テ之ニ同ジ)ノ取締役(委員會等設置会社ニ在リテハ執行役)及ビ申請ヲ為シタ  
ル株主又ハ債権者ノ陳述ヲ聴クベシ

申請ヲ許可シタル裁判ハ之ヲ会社ニ告知スベシ

第三百三十一条第二項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ付キ、第三百二十九条第一項、第三百二十九条ノ四  
及ビ第三百三十二条ノ五第三項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ対スル裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十二条 第三百三十二条ノ二ノ規定ハ商法第二百九十一条第二項ノ規定ニ依ル認可ノ申請  
ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十三条ノ二 商法第二百八十条ノ十八第二項(同法第二百一十一条第三項ニ於テ準用スル  
場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル申請ハ新株発行ヲ無効トスル判決ガ確定シタル日ヨリ六个月内ニ  
之ヲ為スコトヲ要ス

審問ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

数個ノ申請事件ガ同時ニ繫属スルトキハ審問及ビ裁判ハ併合シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ申請アリタルトキハ裁判所ハ遲滞ナク其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

前項ノ公告ハ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第三百三十三条ノ三 前条第一項ノ申請ニ対スル裁判ハ総株主ニ対シ其効力ヲ有ス

第三百二十九条第一項、第三百二十九条ノ二、第三百二十九条ノ四及ビ第三百三十二条ノ五第三項ノ  
規定ハ前項ノ裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十四条 第三百二十九条第一項ノ規定ハ商法第五十八条第一項ノ規定ニ依ル裁判ニ之ヲ準  
用ス

裁判所ハ裁判ヲ為ス前利害關係人ノ陳述ヲ聴キ法務大臣ノ意見ヲ求ムベシ

法務大臣ハ裁判所ガ審問ヲ為ス場合ニ於テハ之ニ立会フコトヲ得

事件及ビ審問期日ハ法務大臣ニ之ヲ通知スベシ

第十五条ノ規定ハ第一項ノ事件ニハ之ヲ適用セズ

第三百三十四条ノ二 会社、利害關係人及ビ法務大臣ハ前条ノ決定ニ対シテ即時抗告ヲ為スコト  
ヲ得抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

第三百三十四条ノ三 第三百三十三条ノ二第四項及ビ第五項ノ規定ハ商法第五十八条第一項ノ規定  
ニ依ル解散命令ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十四条ノ四 第十六条ニ規定スル者ハ其職務上商法第五十八条第一項ノ請求又ハ警告ヲ  
為スベキ事由アルコトヲ知りタルトキハ之ヲ法務大臣ニ通知スベシ

第三百三十五条 会社ノ解散ヲ命スル裁判ガ確定シタルトキハ裁判所ハ解散シタル会社ノ本店及

ビ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ノ囑託ヲ為スベシ

第百三十五條ノ二 第七十一條ノ四、第七十一條ノ五、第百二十九條ノ三及ビ第百二十九條ノ四ノ規定ハ商法第五十八條第二項ノ規定ニ依リ管理人ノ選任其他会社財産ノ保全ニ必要ナル処分ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第七十一條ノ六ノ規定ハ前項ノ管理人ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ三 裁判所ハ其選任シタル管理人ニ財産ノ狀況ヲ報告シ且管理ノ計算ヲ為スベキ旨ヲ命ズルコトヲ得此裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

利害關係人ハ前項ノ報告及ビ計算ニ關スル書類ノ閲覧ヲ申請シ又ハ手数料ヲ納付シテ其謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

法務大臣ハ前項ノ書類ヲ閲覧スルコトヲ得

第百三十五條ノ四 裁判所ガ商法第五十八條第二項ノ規定ニ依リ職權ヲ以テ裁判ヲ為シ又ハ申請ニ相當スル裁判ヲ為シタル場合ニ於テハ裁判前ノ手續及ビ裁判ノ告知ノ費用ハ会社ノ負担トス裁判所ノ命ジタル処分ニ付キ必要ナル費用亦同シ

裁判所ガ抗告人ノ申立ニ相當スル裁判ヲ為シタル場合ニ於テハ抗告手續ノ費用及ビ抗告人ノ負担ニ歸シタル前審ノ費用ハ会社ノ負担トス

第百三十五條ノ五 民事訴訟法第七十五條第五項及ビ第七項並ニ第七十六條乃至第八十條ノ規定ハ商法第五十九條ノ規定ニ依リテ供スベキ担保ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ六 会社ノ設立ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ受訴裁判所ハ会社ノ本店及ビ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ノ囑託ヲ為スベシ

第百三十五條ノ七 前條ノ規定ハ会社ノ株式交換、株式移轉、合併又ハ分割ヲ無効トスル判決ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ八 第百二十九條第一項、第百二十九條ノ四及ビ第百三十二條ノ五第三項ノ規定ハ商法第百十一條第三項（同法第百四十七條及ビ第百四十五條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及ビ第三百七十四條ノ十三第五項（同法第三百七十四條ノ二十九第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ九 第百二十九條乃至第百三十二條、第百三十二條ノ三乃至第百三十二條ノ八、第百三十三條ノ二乃至第百三十五條ノ五及ビ前條ノ規定ハ有限会社ニ之ヲ準用ス

第百三十四條乃至第百三十五條ノ五ノ規定ハ外國会社ガ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ止ムベキコト又ハ其ノ營業所ノ閉鎖ヲ命ズル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ十 商法第九十一條第一項但書（同法第百四十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ予告ヲ為シタル債權者ハ会社ノ本店所在地ノ地方裁判所ニ持分ノ払戻ノ請求權ノ保全ニ關シ必要ナル処分ヲ為スコトヲ請求スルコトヲ得

第百二十九條第一項及ビ第百二十九條ノ四ノ規定ハ前項ノ申請ニ對スル裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ十一 有限会社法第八條第一項但書ノ規定ニ依ル認可申請ハ其事由ヲ疏明シ給

社員之ヲ為スベシ但会社成立後ノ場合ニ於テハ総取締役之ヲ為スヲ以テ足ル  
第百三十五條ノ十二 第百三十二條ノ規定ハ前條ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス  
第百三十五條ノ十三及ビ第百三十五條ノ十四 削除

第二章 社債ニ関スル事件

第百三十五條ノ十五 商法第三百九條ノ三、第三百九條ノ四、第三百十二條第三項、第三百十三條、第三百十四條第一項及ビ第三項、第三百十九條、第三百二十條第五項、第三百二十五條、第三百三十六條第一項並ニ第三百七十六條第三項及ビ其準用規定ニ定メタル事件ハ社債ヲ発行シタル会社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第百三十五條ノ十六 商法第三百九條ノ四ノ規定ニ依ル選任、同法第三百十二條第三項ノ規定ニ依ル許可、同法第三百十三條ノ規定ニ依ル解任、同法第三百十四條第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ同條第三項ノ規定ニ依ル選任ノ申請ニ付テハ裁判所ハ利害關係人ノ陳述ヲ聽キ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ裁判ヲ為スベシ

申請ヲ認許スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ  
申請ヲ認許セザル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第百三十五條ノ十七 商法第三百十九條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ其事由ヲ疏明シ社債權者集會ノ召集者之ヲ為スベシ

前條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ十八 第百三十一條及ビ第百三十二條ノ規定ハ商法第三百九條ノ三ノ規定ニ依ル許可又ハ同法第三百二十條第五項ニ於テ準用スル第百三十七條第三項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ付キ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ十九 商法第三百二十五條ノ規定ニ依リ決議ノ認可ヲ申請スル場合ニ於テハ議事録ヲ提出スルコトヲ要ス

第百二十九條ノ四、第百三十二條ノ五第三項及ビ第百三十五條ノ十六第一項ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ二十 商法第三百三十六條第一項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ社債管理会社、代表者又ハ執行者之ヲ為スベシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ二十一 第百三十五條ノ十六ノ規定ハ商法第三百七十六條第三項（同法第二百八十九條第四項、第三百七十四條ノ四第二項、第三百七十四條ノ二十第二項及ビ第四百十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル期間ノ伸長ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ二十二 削除

第百三十五條ノ二十三 第十五條ノ規定ハ本章ノ手續ニハ之ヲ適用セズ

第三章 会社ノ整理ニ関スル事件

第百三十五條ノ二十四 会社ノ整理ニ関スル事件ハ会社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第百三十五條ノ二十五 会社ノ整理ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ会社ノ業務ヲ監督スル官庁ニ對シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

前項ノ官庁ハ裁判所ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第百三十五條ノ二十六 整理開始ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ其事由ヲ説明スルコトヲ要ス債權者力前項ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ其債權ヲモ説明スルコトヲ要ス

第百三十五條ノ二十七 整理開始ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ整理ノ手續ノ費用トシテ裁判所ガ相当ト認ムル金額ノ予納アルコトヲ要ス予納ナキトキハ裁判所ハ其申請ヲ却下スルコトヲ得費用ノ予納ニ關スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第百三十五條ノ二十八 裁判所ガ職權ヲ以テ整理ノ開始ヲ命ジタルトキハ整理ノ手續ノ費用ハ仮ニ国库ヨリ之ヲ支弁ス費用ノ予納ナキニ拘ラズ裁判所ガ整理ノ開始ヲ命ジタルトキ及ビ予納金ガ不足ナルニ至リタルトキ亦同シ

第百三十五條ノ二十九 整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テハ整理ノ手續ノ費用ハ会社ノ負担トス

第百三十五條ノ三十 整理開始ノ申請アリタルトキハ裁判所ハ会社ノ業務ヲ監督スル官庁ニ其旨ヲ通知スベシ

第百三十五條ノ三十一 整理開始ノ命令ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ為スベシ整理開始ノ申請ヲ却下スル場合亦同シ

前条ノ規定ハ前項ノ裁判アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ三十二 第百三十三條ノ二第四項及ビ第五項ノ規定ハ裁判所ガ整理ノ開始ヲ命ジタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ三十三 整理開始ノ命令ニ對シテハ会社ニ限り即時抗告ヲ為スコトヲ得

整理開始ノ申請ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ申請人ニ限り抗告ヲ為スコトヲ得

第百三十五條ノ三十四 整理開始ノ命令ヲ取消ス決定ハ確定ノ後ニ非レバ其効力ヲ生ゼズ

第百三十五條ノ三十五 整理開始ノ命令アリタルトキハ直ニ裁判所ハ会社ノ本店及ビ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

在地ノ登記所ニ其登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

登記所ガ前項ノ囑託ニ因リ登記ヲ為シタルトキハ其公告ヲ為スコトヲ要セズ

第百三十五條ノ三十六 商法第三百八十三條第一項ノ規定ニ依ル破産手續ノ中止ノ命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第百三十五條ノ三十七 商法第三百八十四條ノ規定ニ依リ競売手續ノ中止ヲ命ズル場合ニ於テハ裁判所ハ競売申立人ノ陳述ヲ聽クコトヲ要ス

前項ノ中止ノ命令ニ對シテハ競売申立人ニ限り即時抗告ヲ為スコトヲ得

第百三十五條ノ三十八 規定ハ第一項ノ中止ノ命令ヲ取消ス決定ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ三十八 裁判所ガ商法第三百八十七條第一項ニ掲ゲタル処分ヲ為シ又ハ其処分ヲ取消シ若クハ変更シタルトキハ会社ノ本店及ビ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

裁判所が商法第三百八十七条第二項二掲ゲタル処分ヲ為シ又ハ其処分ヲ取消シ若クハ変更シタルトキハ其登記又ハ登録ヲ囑託スルコトヲ要ス

第三百三十五條ノ三十九 削除

第三百三十五條ノ四十 第三百三十三條ノ二第四項及ヒ第五項ノ規定ハ商法第三百八十六條第一項第一号ノ処分ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ四十一 裁判所が商法第三百八十六條第一項第三号ノ処分ヲ為ストキハ同時ニ検査役ヲ選任スルコトヲ要ス

第七十一條ノ四、第七十一條ノ五第二項及ヒ第二百二十八條ノ規定ハ検査役ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ四十二 前条第二項ノ規定ハ整理委員ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ四十三乃至第三百三十五條ノ四十六 削除

第三百三十五條ノ四十七 商法第三百八十六條第一項第五号ノ処分ヲ為ス場合ニ於テハ裁判所ハ解任セントスル取締役又ハ監査役ノ陳述ヲ聽クコトヲ要ス

第三百三十五條ノ四十八 商法第三百八十六條第一項第六号ノ処分ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第三百三十五條ノ四十九 第一百二十九條ノ四、第三百二十二條ノ五第三項及ヒ第三百三十五條ノ十六

第一項ノ規定ハ商法第三百八十六條第一項第七号ノ処分ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ五十 商法第三百八十六條第一項第八号ノ規定ニ依ル査定ヲ申請スル場合ニ於テハ其原因タル事實ヲ疏明スルコトヲ要ス

第三百三十五條ノ五十一 裁判所が職權ヲ以テ査定手續ヲ開始スル場合ニ於テハ其旨ノ決定ヲ為スベシ

第三百三十五條ノ五十二 第三百三十五條ノ十六第一項ノ規定ハ査定ノ裁判及ヒ査定ノ申請ヲ却下スル裁判ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ五十三 裁判所が商法第三百八十六條第一項第十号ノ処分ヲ為ストキハ同時ニ監督員ヲ選任シ同法第三百九十七條第二項ノ指定ヲ為スコトヲ要ス

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ指定ヲ変更スルコトヲ得

第七十一條ノ四及ヒ第七十一條ノ五第二項ノ規定ハ監督員ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ五十四 裁判所が商法第三百八十六條第一項第十一号ノ処分ヲ為ストキハ同時ニ管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

前条第三項ノ規定ハ管理人ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ五十五 第三百三十三條ノ二第四項第五項及ヒ第三百三十五條ノ三十ノ規定ハ整理

終結ノ決定ヲ為シタル場合及ヒ整理開始ノ命令ヲ取消ス決定ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ五十六 整理終結ノ決定ニ対シテハ其公告アリタル日ヨリ二週間内ニ即時抗告ヲ為スコトヲ得

整理終結ノ決定ハ確定ノ後ニ非ザレバ其効力ヲ生ゼズ

前条ノ規定ハ整理終結ノ決定ヲ取消ス決定ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十五条ノ五十七 第百三十五条ノ三十五ノ規定ハ整理終結ノ登記又ハ整理開始ノ取消ノ登記ニ付キ之ヲ準用ス

第百三十五条ノ五十八 整理開始ノ命令ヲ取消ス決定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ第百三十五条ノ三十八ノ登記又ハ登録ノ抹消ヲ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ整理終結ノ決定ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス但商法第三百八十六条第一項第五号ノ処分ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラズ

第百三十五条ノ五十九 商法第四百二条ノ破産事件ハ整理ノ開始ヲ命ジタル裁判所ノ管轄トス第百三十五条ノ六十 第百三十五条ノ三十及ビ第百三十五条ノ五十八第二項ノ規定ハ商法第四百二条ノ規定ニ依リ破産ノ宣告アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十五条ノ六十一 商法第四百二条ノ規定ニ依リ破産ノ宣告アリタルトキハ破産法第一編ノ規定ノ適用ニ付テハ整理開始ノ命令ハ其前ニ支払ノ停止又ハ破産ノ申立ナキトキハ之ヲ支払ノ停止又ハ破産ノ申立ト看做シ整理ノ為メニ生ジタル債權及ビ整理ノ手續ノ費用ハ之ヲ財團債權トス

第百三十五条ノ六十二 商法第四百三条ニ於テ準用スル破産法第百六十六条ノ規定ニ依ル決定ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第四章 会社ノ清算ニ関スル事件

第百三十六條 合名会社、合資会社、株式会社及ビ有限会社ノ清算ニ関スル事件ハ会社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス銀行又ハ無尽業ヲ営ム会社ノ清算ノ監督亦同ジ

第百三十六條ノ二 第百三十五条ノ二十五ノ規定ハ会社ノ清算ニ之ヲ準用ス

第百三十七條 清算人ノ選任又ハ解任ノ裁判ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ裁判所ガ履行又ハ無尽業ヲ営ム会社ノ清算ノ監督ニ付キ為シタル命令ニ対シ亦同ジ

第百三十七條ノ二 第百三十二条ノ四及ビ第百三十二条ノ五ノ規定ハ株式会社及ビ有限会社ノ清算人ニ同条ノ規定ハ合名会社及ビ合資会社ノ清算人ニ之ヲ準用ス

第百三十八條 左ニ掲ゲタル者ハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ズ

一 未成年者

二 剥奪公權者及ビ停止公權者

三 裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人

四 破産者

第百三十八條ノ二 裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ銀行又ハ無尽業ヲ営ム会社ノ清算事務及ビ財産ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得

第百三十八條ノ三 第百二十九條ノ三及ビ第百二十九條ノ四ノ規定ハ裁判所ガ清算人又ハ前条ノ規定ニ依リ検査ヲ為スベキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十八條ノ四 裁判所ガ商法第百二十五条第四項又ハ其準用規定ニ依リ鑑定人ノ選任ヲ為シタル場合ニ於テハ其手續ノ費用ハ会社ノ負担トス呼出及ビ訊問ノ費用亦同ジ

之ヲ準用ス

第三百二十八条ノ六 第三百三十二条第一項及ビ第三百三十二条ノ二第一項ノ規定ハ商法第四百二十三条第二項又ハ其準用規定ニ依ル許可ノ申請ニ付キ之ヲ準用ス

第三百二十八条ノ七 商法第四百二十九条又ハ其準用規定ニ依ル保存者ノ選任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

裁判所ガ前項ノ選任ヲ為シタル場合ニ於テハ其手續ノ費用ハ会社ノ負担トス

第三百二十八条ノ八 債権者集会ハ裁判所之ヲ指揮ス

第三百三十一条及ビ第三百三十二条ノ規定ハ商法第四百三十九条第三項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ付キ之ヲ準用ス

債権者集会ヲ招集セントスルトキハ招集者ハ予メ其期日及ビ會議ノ目的タル事項ヲ裁判所ニ届出ツルコトヲ要ス

第三百三十八条ノ九 商法第四百四十一条第二項ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第三百三十八条ノ十 商法第四百四十四条第三項及ビ同法第四百五十条第二項（同法第四百五十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル認可ノ申請ハ債権者集会ノ招集者之ヲ為スコトヲ要ス

第三百三十五条ノ十九ノ規定ハ前項ノ申請ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十八条ノ十一 第三百三十三条ノ二第四項及ビ第五項ノ規定ハ商法第四百五十条第二項（同法第四百五十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ認可ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十八条ノ十二 第三百三十二条ノ五第二項及ビ第三項ノ規定ハ商法第四百四十五条第二項ノ規定ニ依ル許可ノ裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十八条ノ十三 商法第四百五十五条ノ規定ニ依リ破産ノ宣告アリタルトキハ破産法第一編ノ規定ノ適用ニ付テハ特別清算開始ノ命令ハ其前ニ支払ノ停止又ハ破産ノ申立ナキトキハ之ヲ支払ノ停止又ハ破産ノ申立ト看做シ特別清算ノ為メニ生ジタル債權及ビ特別清算ノ手續ノ費用ハ之ヲ財団債權トス

第三百三十八条ノ十四 第三百三十五条ノ六十二ノ規定ハ特別清算ノ場合ニ於ケル監査委員及ビ清算人ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十八条ノ十五 第三百三十五条ノ二十六乃至第三百三十五条ノ三十七、第三百三十五条ノ三十八第二項、第三百三十五条ノ四十、第三百三十五条ノ四十一、第三百三十五条ノ四十八乃至第三百三十五条ノ五十二及ビ第三百三十五条ノ五十五乃至第三百三十五条ノ六十ノ規定ハ特別清算ニ關スル事件ニ之ヲ準用ス

第三百三十八条ノ十六 本章ノ規定ハ其性質ノ許サザルモノヲ除ク外商法第四百八十五条（有限会社法第七十六条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ清算ニ之ヲ準用ス

#### 第五章 商業登記ノ囑託

第三百三十九条 左ニ掲ゲタル場合ニ於テハ裁判所ハ会社ノ本店及ビ支店ノ所在地ノ登記所ニ其

第三編 公示催告事件 (略)

第四編 過料事件 (略)

登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

- 一 会社ノ清算人ノ解任ノ裁判アリタルトキ
- 二 合名会社、合資会社又ハ有限会社ノ設立ノ判決ガ確定シタルトキ
- 三 合名会社又ハ合資会社ノ社員ノ除名又ハ業務執行權若クハ代表權ノ喪失ノ判決ガ確定シタルトキ
- 四 株式会社ノ取締役、監査役、代表取締役若クハ清算人又ハ有限会社ノ取締役、監査役若クハ清算人ノ職務ヲ一時行フベキ者ヲ選任シタルトキ
- 五 株式会社又ハ有限会社ノ取締役又ハ監査役ノ解任ノ判決ガ確定シタルトキ
- 六 株式会社ノ創立總會若クハ株主總會又ハ有限会社ノ社員總會ノ決議シタル事項ノ登記アリタル場合ニ於テ決議不存在確認、決議無効確認又ハ決議取消ノ判決ガ確定シタルトキ
- 七 株式会社ノ新株発行又ハ資本減少ノ無効ノ判決ガ確定シタルトキ
- 八 有限会社ノ資本増加又ハ資本減少ノ無効ノ判決ガ確定シタルトキ

第四百十條 本法ノ規定ニ依リ裁判所ガ登記ヲ囑託スルトキハ囑託書ニ裁判ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第四編 公示催告事件 (略)

第五編 過料事件 (略)

担保付社債信託法

目次

第一章 総則（第一条 第十七条）

第二章 信託証書（第十八条 第二十三条）

第三章 担保付社債を引き受ける者の募集（第二十四条・第二十五条）

第四章 担保付社債券（第二十六条・第二十七条）

第五章 社債原簿（第二十八条 第三十条）

第六章 社債権者集会（第三十一条 第六十七条）

第七章 信託契約ノ効力（第六十八条 第九十六条）

第八章 信託事務ノ承継及終了（第九十七条 第一百七条）

第九章 罰則（第一百八条 第一百十一条）

附則

第一条 本法ニ於テ信託会社ト称スルハ担保付社債ニ関スル信託事業ヲ営ム会社ヲ謂フ

第二条 社債ニ物上担保ヲ付セムトスルトキハ物上担保ノ目的タル財産ヲ有スル者ト信託会社トノ信託契約ニ從フベシ此ノ場合ニ於テ物上担保ノ目的タル財産ヲ有スル者ガ社債ヲ発行セムトスル会社又ハ発行シタル会社（以下発行会社ト称ス）以外ノモノナルトキハ信託契約ハ発行会社ノ同意アルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

前項ノ場合ニ於テハ信託会社ハ社債権者ノ為ニ社債ノ管理ヲ為ス  
会社法（平成十七年法律第 号）第七百二条ノ規定ハ第一項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第四条 社債ニ付スルコトヲ得ヘキ物上担保ハ次ニ掲クルモノニ限ル

一〜十四 （略）  
十五 前各号ニ掲グルモノノ外社債権者ノ利益ヲ害スル虞ナキモノトシテ内閣府令・法務省令ニ定ムル物上担保

（削る）

第五条 担保付社債ニ関スル信託事業ハ内閣総理大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス

担保附社債信託法

（新設）

第一条 本法ニ於テ信託会社ト称スルハ担保附社債ニ関スル信託事業ヲ営ム会社ヲ謂フ

第二条 社債ニ物上担保ヲ附セムトスルトキハ其ノ社債ヲ発行スル会社ト信託会社トノ信託契約ニ從ヒ之ヲ発行スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ信託会社ハ社債権者ノ為ニ社債ノ管理ヲ為ス  
商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第四条 社債ニ附スルコトヲ得ヘキ物上担保ハ左ニ掲クルモノニ限ル

一〜十四 （略）  
（新設）

株式ヲ物上担保ノ目的ト為サムトスルトキハ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第五条 担保附社債ニ関スル信託事業ハ内閣総理大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス

・ (略)

第七条 信託会社ノ資本金ノ額又ハ金錢其ノ他ノ財産ヲ目的トスル出資ノ価額ノ總額八百万円ヲ下ルコトヲ得ス

第八条 信託会社ガ合名会社又ハ合資会社ナルトキハ金錢其ノ他ノ財産ヲ目的トスル出資ノ払込金額力五十万円ニ達スル迄其ノ事業ニ著手スルコトヲ得ス

第八条ノ二 信託業法第十五条、第二十二條乃至第二十四條、第二十八條第三項及第二十九條ノ規定ハ信託会社(第五條第二項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做サルル者及信託業法第七條第一項又ハ第五十四條第一項ノ登録ヲ受ケタル者ヲ除ク)ガ担保付社債(二)關スル信託事業ヲ當ル場合(二)之ヲ準用ス

第十一条 内閣總理大臣ハ信託会社ノ業務又ハ会社財産ノ狀況力信託事業ノ執行ニ適セスト認ムルトキハ其ノ事業ノ停止又ハ業務執行方法ノ変更ヲ命シ其ノ他委託者、發行会社及社債権者ノ利益ヲ保護スルニ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第十三條 担保付社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ハ免許ノ取消ニ因リテ解散ス

第十四條 担保付社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社力免許ノ取消ニ因リテ解散シタルトキハ内閣總理大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

第十五條 担保付社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ニ係ル会社法第四百七十八條第二項乃至第四項、第四百七十九條第二項、第六百四十七條第二項乃至第四項又ハ第六百四十八條第三項ニ定ムル清算人ノ選任又ハ解任ハ内閣總理大臣ニ於テ之ヲ為ス  
会社法第四百七十九條第二項ニ依リ申立ハ委託者、發行会社又ハ社債権者集会(担保付社債ノ社債権者集会ヲ謂フ以下同ジ)ニ於テモ之ヲ為スコトヲ得

第十六條 担保付社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ノ清算ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス  
(略)

第十七條 会社ガ外国ニ於テ担保付社債ヲ發行セムトスルトキハ物上担保ノ目的タル財産ヲ有スル者ハ内閣總理大臣ノ許可ヲ受ケ外國会社ト信託契約ヲ締結スルコトヲ得

・ (略)

第七条 信託会社ガ合名会社又ハ合資会社ナルトキハ金錢ヲ目的トスル出資ノ總額八百万円ヲ下ルコトヲ得ス

第八条 前條ノ会社ハ金錢ヲ目的トスル出資ノ払込金額力五十万円ニ達スル迄其ノ事業ニ著手スルコトヲ得ス

第八条ノ二 信託業法第十五条、第二十二條乃至第二十四條、第二十八條第三項及第二十九條ノ規定ハ信託会社(第五條第二項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做サルル者及信託業法第七條第一項又ハ第五十四條第一項ノ登録ヲ受ケタル者ヲ除ク)ガ担保付社債(二)關スル信託事業ヲ當ル場合(二)之ヲ準用ス

第十一条 内閣總理大臣ハ信託会社ノ業務又ハ会社財産ノ狀況力信託事業ノ執行ニ適セスト認ムルトキハ其ノ事業ノ停止又ハ業務執行方法ノ変更ヲ命シ其ノ他委託会社及社債権者ノ利益ヲ保護スルニ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第十三條 担保付社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ハ免許ノ取消ニ因リテ解散ス

第十四條 担保付社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社力免許ノ取消ニ因リテ解散シタルトキハ内閣總理大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

第十五條 担保付社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ニ係ル商法第二百一十一條、第三百二十二條第二項、第三百三十八條、第四百七十七條第二項、第四百七十八條第二項、其ノ準用規定、有限会社法第七十二條第二項又ハ第七十四條第二項ニ定ムル清算人ノ選任又ハ解任ハ内閣總理大臣ニ於テ之ヲ為ス  
商法第四百二十六條第二項及有有限会社法第七十四條第二項ニ依リ請求ハ委託会社又ハ社債権者集会(物上担保付社債ノ社債権者集会ヲ謂フ以下同ジ)ニ於テモ之ヲ為スコトヲ得

第十六條 担保付社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ノ清算ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス  
(略)

第十七條 外国ニ於テ物上担保付社債ヲ募集セムトスル会社ハ内閣總理大臣ノ許可ヲ受ケ外國会社ト信託契約ヲ締結スルコトヲ得

(略)

第二項ノ規定ニ依リ代表者ヲ定メタルトキ八遅滞ナク其ノ氏名又ハ八名称及住所ヲ内閣総理大臣二届出ヘシ

(略)

## 第二章 信託証書

(信託契約の方式)

第十八条 信託契約は、信託証書でなければ、その効力を生じない。

2) 信託証書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令・法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。

(信託証書の記載又は記録事項等)

第十九条 信託証書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

一 委託者、受託会社及び発行会社の氏名又は名称

二 担保付社債の総額

三 各担保付社債の金額

四 担保付社債の利率

五 担保付社債の償還の方法及び期限

六 利息支払の方法及び期限

七 担保付社債券(担保付社債に係る社債券をいう。以下同じ。)を発行するときは、その旨

八 前号に規定する場合には、担保付社債券に記載すべき事項

九 第七号に規定する場合において、担保付社債券に利札を付するときは、その旨

十 社債権者が会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

十一 受託会社が社債権者集会の決議によらずに会社法第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができるときは、その旨

十二 発行会社が担保付社債を引き受ける者の募集をするときは、各担保付社債の払込金額(各担保付社債と引換えに払い込む金銭の額をいう。若しくはその最低金額又はこれらの算定方法

の算定方法

十三 担保の種類、担保の目的である財産、担保権の順位、先順位の担保権者の有する担保権によつて担保される債権の額及び担保の目的である財産に關し担保権者に対抗すること

(略)

第二項ノ規定ニ依リ代表者ヲ定メタルトキ八遅滞ナク其ノ氏名及住所又ハ八商号及本店ヲ内閣総理大臣二届出ヘシ

(略)

## 第二章 信託証書

第十八条 信託契約ハ信託証書ニ依リ之ヲ締結スヘシ

第十九条 信託証書ニ八左ノ事項ヲ記載シ委託会社及受託会社ノ代表者之ニ署名スヘシ

一 委託会社及受託会社ノ商号

二 社債ノ総額

三 各社債ノ金額

四 社債発行ノ価額又ハ其ノ最低価額

五 社債ノ利率

六 社債償還ノ方法及期限

七 利息支払ノ方法及期限

八 債券ニ記載スヘキ事項ノ表示及利札附ナルトキ八其ノ旨ノ表示

九 担保ノ種類、目的物、順位、先順位ノ担保ヲ附シタル債権ノ金額其ノ他目的物ニ關シ担保権者ニ対抗スルコトヲ得ヘキ權利ノ表示

十 商法第三百四條ノ規定ニ依リ社債ヲ発行スルトキ八其ノ旨及各会社ノ負担部分

十一 委託及受託ノ表示

十二 証書作成ノ年月日

第十九条ノ二 社債ノ総額ヲ數回ニ分チ発行スル場合ニ於テ八信託証書ニ八前条第三号乃至第八号ニ掲

八号ニ掲ケタル事項ニ代ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 社債ノ総額ヲ數回ニ分チ発行スル旨ノ表示

二 社債ノ利率ノ最高限度

信託契約ニ於テ第一回又ハ八其ノ後ニ発行スル社債ニ付発行金額及前条第三号乃至第八号ニ掲ケタル事項ヲ定メタルトキ八其ノ事項ヲモ記載スヘシ

第十九条ノ三 社債ノ総額ヲ數回ニ分チ発行スル場合ニ於テ信託契約ニ前条第二項ノ事項ヲ定

メサルトキ八委託会社ハ受託会社トノ契約ヲ以テ其ノ発行毎ニ之ヲ定ムヘシ  
前項ノ契約ハ信託契約ト同一ノ効力ヲ有ス

ができる権利

十四 信託証書の作成の日

十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・法務省令で定める事項

2| 信託証書を書面をもって作成する場合には、当該書面には、委託者（委託者が法人である場合にあっては、その代表者）及び受託会社の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

3| 信託証書を電磁的記録をもって作成する場合には、当該電磁的記録には、委託者（委託者が法人である場合にあっては、その代表者）及び受託会社の代表者が内閣府令・法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

（信託証書の備置き及び閲覧等）

第二十條 委託者及び受託会社は、信託証書の作成の日から信託事務の終了の日までの間、信託証書をそれぞれ委託者の住所地（委託者が法人である場合にあっては、その本店又は主たる事務所）及び受託会社の本店に備え置かなければならない。

2| 社債権者若しくは担保付社債を引き受けようとする者又は委託者の債権者若しくは委託者が法人である場合にあっては、その株主若しくは社員は、委託者の定めた時間（委託者が法人である場合にあっては、その営業時間又は事業時間）内又は受託会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、委託者又は受託会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 信託証書が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 信託証書が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて委託者若しくは受託会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（分割発行の場合における信託証書の記載又は記録事項）

第二十一條 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合には、第十九條第一項第三号から第十二号までに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 担保付社債の総額を数回に分けて発行する旨

二 担保付社債の利率の最高限度

2| 前項に規定する場合には、委託者及び受託会社は、各回の担保付社債の発行までに、当該

第十九條ノ四 前条第一項ノ契約ハ委託会社及受託会社ノ代表者ノ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第七十七條第一項ノ規定ハ前項ノ契約証書ニ之ヲ準用ス

第十九條ノ五 各社債ノ金額ハ社債ノ総額ニ付均一ナルカ又ハ最低額ヲ以テ整除シ得ヘキモノナルコトヲ要ス

第二十條 信託証書ハ委託会社及受託会社ニ於テ各自其一通ヲ保存スヘシ

前項ノ信託証書ハ本店ニ之ヲ備置クヘシ

第二十一條 委託会社ノ株主、債権者又ハ八社債応募者ハ営業時間内何時ニテモ前条ノ信託証書ノ閲覧ヲ求メ又ハ八会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

発行に係る担保付社債について、次に掲げる事項を同項の信託証書に付記しなければならない。

- 一 その回の担保付社債の金額の合計額
- 二 前号の担保付社債に係る第十九条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項
- 三 信託証書の作成の日後に前二号に掲げる事項を付記したときは、その日

(分割発行の場合における発行の期限)

第二十一条 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合には、最終の回の担保付社債の発行は、信託証書の作成の日から五年以内に行われなければならない。

(分割発行の場合における担保付社債の総額の減額)

第二十三条 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合において、正当な理由があるときは、委託者は、受託会社に対し、担保付社債の総額の減額を請求することができる。ただし、当該減額後の担保付社債の総額は、発行済みの担保付社債の金額の合計額を下回ることができない。

2 前項の減額があつたときは、委託者及び受託会社は、次に掲げる事項を第二十一条第一項の信託証書に付記しなければならない。

- 一 減額があつた旨及び当該減額後の担保付社債の総額
  - 二 前号に掲げる事項を付記した日
- 3 委託者は、受託会社に対し、第一項の減額によって生じた損害を賠償する責任を負う。

### 第三章 担保付社債を引き受ける者の募集

(担保付社債の申込み)

第二十四条 発行会社は、担保付社債を引き受ける者の募集をしようとする場合には、当該募集に応じて担保付社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、会社法第六百七十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 委託者及び受託会社の氏名又は名称及び住所
- 二 社債が担保付社債である旨
- 三 信託証書を特定するに足りる事項
- 四 第十九条第一項第十一号に掲げる事項
- 五 第十九条第一項第十三号に掲げる事項の概要(当該申込みをしようとする者に対して担保の価額を知らせるために必要なものに限る。)

六 受託会社が担保の価額について調査をした結果  
七 第二十条第一項各号に掲げる請求をすることができる時間及び同項第二号又は第四号に

### 第三章 社債募集

第二十一条 物上担保付社債(新株予約権付社債ヲ除ク)ノ社債申込証ノ用紙ニハ商法第三百一条第一項及第三項二掲ゲタルモノ(社債管理会社ノ商号ヲ除ク)ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 受託会社ノ商号
- 二 物上担保付社債ナルコト
- 三 信託証書ノ表示
- 四 担保ノ価格ヲ知ラシムルニ必要ナル程度ニ於テ第十九条第九号ニ掲ケタル事項ノ概要ノ表示
- 五 受託会社力担保ノ価格ニ付調査シタル結果ノ表示
- 六 及七 削除
- 八 信託証書ヲ応募者ノ閲覧ニ供スヘキ時及場所並ニ其ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ為スベキ方

掲げる請求の方法

2) 発行会社が新株予約権付社債である担保付社債を引き受ける者の募集をしようとする場合における前項の規定の適用については、同項中「第六百七十七条第一項各号」とあるのは、「第二百四十二条第一項各号」とする。

(分割発行の場合における担保付社債の申込み)

第二十五条 発行会社は、担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合には、前条第一項の募集に応じて担保付社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 担保付社債の総額を数回に分けて発行する旨
- 二 各回ごとの発行済みの担保付社債の金額の合計額、その未償還の額並びにその利率及び償還の期限

法

社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル場合ニ於テ八前項ノ社債申込証ノ用紙ニ同項二掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲモ記載スベシ但シ商法第三百一条第二項第三号乃至第八号、第十号及第十五号二掲ケタル事項ハ其ノ回ニ発行スル社債ニ関スルモノトス

- 一 社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル旨ノ表示及其ノ回ノ発行金額
- 二 既ニ発行ニ係ル毎回ノ金額、其ノ未償還額並未償還額ノ利率及償還期限
- 三 其ノ回ノ発行ニ付第十九条ノ四第一項ノ契約証書アルトキハ其ノ証書ノ表示
- 四 前号二掲ケタル契約証書ヲ応募者ノ閲覧ニ供スヘキ時及場所並ニ其ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ為スベキ方法

前二項ノ社債申込証ノ用紙ハ受託会社ノ承認ヲ得テ之ヲ作ルベシ

第二十三条 物上担保付社債ガ新株予約権付社債ナルトキハ新株予約権付社債申込証ノ用紙ニ八商法第三百四十一条ノ六第二項各号二掲ケタルモノ(社債管理会社ノ商号ヲ除ク)ノ前条第一項各号二掲ケタル事項ヲ記載スベシ

社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル場合ニ於テ八前項ノ新株予約権付社債申込証ノ用紙ニ同項ニ規定シタル事項ノ外前条第二項二掲ケタル事項ヲモ記載スベシ但シ商法第三百四十一条ノ六第二項第二号及第三号二掲ケタル事項(社債ノ総額ヲ除ク)ハ其ノ回ニ発行スル社債ニ関スルモノトス

前条第三項ノ規定ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙ニ之ヲ準用ス

第二十四条乃至第三十条 削除

第三十一条 社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル場合ニ於テハ其ノ最終ノ回ノ発行ハ信託証書作成ノ日ヨリ五年内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第三十二条 社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル場合ニ於テ未タ発行セサルモノアルトキハ委託会社ハ受託会社トノ契約ヲ以テ社債ノ総額ヲ其ノ既ニ発行シタル額ニ至ルマテ減額スルコトヲ得受託会社ハ正當ノ事由ナクシテ契約ノ締結ヲ拒ムコトヲ得ス

第十九条ノ三第二項及第七十七条ノ規定ハ第一項ノ契約ニ之ヲ準用ス

前項ノ契約ノ締結ニ因リ受託会社ノ受ケタル損害ハ委託会社ノ賠償スルコトヲ要ス

第三十三条 社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル場合ニ於テハ其ノ各回ノ発行金額ノ引受ヲ以テ社債ノ総額ノ引受トス

第三十四条 新株予約権付社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル場合ニ於テハ商法第三百四十一条

#### 第四章 担保付社債券

(担保付社債券の記載事項)

第二十六条 担保付社債券には、会社法第六百九十七条第一項の規定により記載すべき事項(新株予約権付社債に係る担保付社債券にあつては、同法第二百九十二条第一項の規定により記載すべき事項)のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 担保付社債の総額を数回に分けて発行するときは、その旨

(担保付社債券に係る証明)

第二十七条 受託会社の代表者は、担保付社債券が信託契約の条項に適合するものであるときは、その旨を当該担保付社債券に記載し、かつ、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2) 担保付社債券は、前項の規定による記載及び署名又は記名押印がなければ、その効力を生じない。

#### 第五章 社債原簿

(担保付社債に係る社債原簿の記載又は記録事項)

第二十八条 発行会社は、担保付社債を発行した日以後遅滞なく、社債原簿に、会社法第六百八十一条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 第十九条第一項第十三号に掲げる事項

二 第二十四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

三 担保付社債の総額を数回に分けて発行するときは、その旨

ノ十ノ規定ニ依ル登記ハ其ノ発行毎ニ之ヲ為スベシ

#### 第四章 債券

第三十五条 信託証書ニ依ル債券ニハ商法第三百六条第二項又ハ第三百四十一条ノ八第二項各号ニ掲ゲタルモノ(社債管理会社ノ商号ヲ除ク)ノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 受託会社ノ商号

二 第二十二條第一項第一号及第三号ニ掲ケタル事項

三 社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スルトキハ第二十二條第二項第一号及第三号ニ掲ケタル事項

第三十六条 受託会社ハ委託会社力信託契約ノ條款ニ適合スル債券ヲ発行シタルトキハ其ノ請求ニ依リ債券力信託証書ニ依ル債券ナルコトヲ証明シテ之ヲ委託会社又ハ其ノ指定シタル者ニ引渡スヘシ

前項ノ証明ハ各債券ニ記載シテ受託会社ノ取締役(株式会社ノ監査等)ニ関する商法ノ特例ニ関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条ノ二第三項ニ規定スル委員会等設置会社

(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ在リテハ執行役)又ハ之ヲ代表スル社員之ニ署名スルニ依リテ之ヲ為ス

第三十七条 信託証書ニ依ル債券ハ前条ノ証明アルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セズ

第三十八條及第三十九條 削除

#### 第五章 社債原簿

第四十条 会社力物上担保付社債ヲ発行シタルトキハ社債原簿ニ商法第三百七条又ハ第三百四十一条ノ九ニ掲ケタルモノ(社債管理会社ノ商号ヲ除ク)ノ外左ノ事項ヲ記載又ハ記録スヘシ

ヘシ

一 第十九條第九号ニ掲ケタル事項

二 第二十二條第一項第一号乃至第三号ニ掲ケタル事項

社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル場合ニ於テハ社債原簿ニ其ノ発行毎ニ前項ニ掲ケタルモノノ外第二十二條第二項第一号及第三号ニ掲ケタル事項ヲモ記載又ハ記録スヘシ

(社債原簿の写しの受託会社への提出等)

第二十九条 発行会社は、内閣府令・法務省令で定めるところにより、受託会社に対し、社債原簿の写しを提出し、又は提供しなければならない。

(社債原簿の写しの備置き及び閲覧等)

第三十条 受託会社は、前条の規定による提出又は提供があった日から信託事務の終了の日までの間、同条の社債原簿の写しをその本店に備え置かなければならない。

2 社債権者は、受託会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。  
この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

1 前条の社債原簿の写しが書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

2 前条の社債原簿の写しが電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 受託会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

1 当該請求を行う社債権者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

2 当該請求を行う社債権者が社債原簿の写しの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

3 当該請求を行う社債権者が、過去二年以内において、社債原簿の写しの閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六章 社債権者集会

(社債権者集会の招集等)

第三十一条 社債権者集会についての会社法第七百十七條第二項、第七百十八條第一項及び第四項、第七百二十條第一項、第七百二十九條第一項並びに第七百三十一條第三項の規定の適

第四十一条 委託会社八社債原簿ノ謄本ヲ作成シテ之ヲ受託会社ニ交付スヘシ

前項ノ謄本八委託会社ノ取締役(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)又ハ之ヲ代表スル社員ノ二署名シテ原本ト相違ナキコトヲ認証スヘシ

商法第三百十七條第二項ノ場合ニ於テハ委託会社八第一項ノ社債原簿ノ謄本ノ交付ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ受託会社ノ承諾ヲ得テ同條第二項ニ於テ準用スル同法第三十三條ノ二

第一項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法(電子情報処理組織ヲ使用スル方法其ノ他ノ情報通信ノ技術ヲ利用スル方法ニシテ内閣府令ニ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ)ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ委託会社八第一項ノ社債原簿ノ謄本ヲ交付シタルモノト看做ス

前項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於ケル其ノ方法ニ依リ作ラレル電磁的記録(電子的方式ノ磁気的方式其ノ他人ノ知覺ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラレル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノトシテ内閣府令ニ定ムルモノヲ謂フ第一百十條

第十二号ヲ除クノ外以下同ジ)ニ記録セラレタル情報ニ付テハ委託会社ノ取締役(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)又ハ之ヲ代表スル社員ノ二署名ニ代フル措置ニシテ内閣府令ニ定ムルモノヲ執リテ社債原簿ト相違ナキコトヲ認証スベシ

第四十二条 受託会社八前條第一項ノ謄本又ハ同條第四項ノ電磁的記録ヲ其ノ本店ニ備置キ社債権者ヨリ左ノ請求アルトキハ営業時間内何時ニテモ之ヲ閲覧又ハ謄写セシムヘシ

1 其ノ謄本ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

2 其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ内閣府令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ其ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

第四十三条 社債原簿ノ記載又ハ記録ニ変更ヲ生シタルトキハ其ノ都度委託会社八取締役(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)又ハ之ヲ代表スル社員ノ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ受託会社ニ通知スヘシ

受託会社八前項ノ書面ヲ受ケタルトキハ社債原簿ノ謄本又ハ第四十一条第四項ノ電磁的記録ト共ニ之ヲ保存スヘシ

第四十四条乃至第五十七條 削除

第六章 社債権者集会

第五十八条 社債権者集会ニ於テ決議スヘキ事項ハ本法及商法ニ規定アルモノノ外信託契約ニ定メタルモノニ限ル

用については、これらの規定中「社債管理者」とあるのは、「担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社」とする。

(社債権者集会の決議)

第三十二条 会社法第七百二十四条第一項の規定にかかわらず、社債権者集会において次に掲げる事項を可決するには、議決権者(議決権を行使することができる社債権者をいう。)の議決権の総額の五分の一以上で、かつ、出席した当該議決権者の議決権の総額の三分の二以上の議決権を有する者の同意がなければならない。

一 第七十五条第一項の規定による担保の変更

二 第七十六条第一項の規定による担保権の順位の変更又は担保権若しくはその順位の譲渡若しくは放棄

(社債権者集会の議事録)

第三十三条 受託会社は、社債権者集会の日から十年間、会社法第七百三十一条第一項の議事録の写しをその本店に備え置かなければならない。

2) 社債権者は、受託会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録の写しが書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録の写しが電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(社債権者集会の決議の執行)

第三十四条 会社法第七百三十七条第一項の規定にかかわらず、社債権者集会の決議は、受託会社が執行する。ただし、社債権者と受託会社との利益が相反するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が執行する。

一 決議執行者(会社法第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。)がある場合  
当該決議執行者

二 前号に掲げる場合以外の場合において、代表社債権者があるとき 当該代表社債権者

2) 前項第二号の代表社債権者は、会社法第七百三十六条第一項の規定により委任された事項を、自ら執行し、又は他人に執行させることができる。

第三十五条から第六十七条まで 削除

第五十九条 社債権者集会八委託会社ノ外受託会社之ヲ召集ス

社債権者集会ニ関シテ八商法第三百二十条第三項及第七項(同法第三百二十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)並ニ第三百二十二条第一項及第二項中「社債管理会社」トアルハ「受託会社」トス

第六十条 社債権者集会ノ決議ハ商法第三百二十四条ノ規定ニ依ルノ外第七十五条及第七十五条ノ決議ニ付テハ同法第三百二十四条但書ノ規定ヲ準用ス

第六十一条 受託会社ハ社債権者集会ノ議事録ノ謄本(其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム)ヲ十年間本店ニ備置クヘシ

受託会社ハ社債権者ヨリ左ノ請求アルトキハ営業時間内何時ニテモ前項ノ謄本又ハ電磁的記録ヲ閲覧又ハ謄写セシムヘシ

一 其ノ謄本ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二 其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ内閣府令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ受託会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

社債権者集会ノ議事録ニ付テハ商法第三百三十九条第二項及第六項中「社債管理会社」トアルハ「受託会社」トス

第六十二条 受託会社以外ノ者力議事録ヲ作成シタルトキハ其ノ謄本ヲ受託会社ニ交付スヘシ  
第四十一条第三項ノ規定ハ前項ノ謄本ノ交付ニ之ヲ準用ス

第六十三条 社債権者集会ノ決議ハ商法第三百三十条第一項ノ規定ニ拘ラズ受託会社之ヲ執行ス但シ其ノ性質力受託会社ニ於テ執行スルコトヲ許ササルトキハ集会ニ於テ之ヲ執行スヘキ者ヲ定ム

第六十四条 削除

第六十五条 社債権者集会ノ代表者ハ第六十三条但書ニ該当スル場合ニ於テハ商法第三百三十条第一項本文ノ規定ニ拘ラズ其ノ権限ニ属スル事項ヲ自ら執行シ又ハ他人ヲシテ執行セシムルコトヲ得

第六十六条 社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル場合ニ於テ或ル回ノミノ社債権者ニ利害ノ関係アリテ其ノ他ノ回ノ社債権者ニ損害ヲ及ボササル事項ハ其ノ回ノ社債権者ノ集会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム  
前項ノ社債権者ノ集会ニハ社債権者集会ニ関スル規定ヲ準用ス

第六十八條 (略)

受託会社八委託者及社債権者ニ対シテ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ処理スル義務ヲ負フ

第六十九條 受託会社八担保付社債ノ管理ニ関シテ八本法ニ規定アル場合ヲ除クノ外社債管理  
者ト同一ノ権限ヲ有シ義務ヲ負フ

第七十三條 民法第三百四十八條、同法第三百七十六條(抵当權又ハ其ノ順位ノ讓渡及放棄ニ  
関スル部分ヲ除ク)及商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百十五條ノ規定ハ信託契約  
ニ依ル担保權ニ之ヲ適用セズ

第七十四條 受託会社八委託者トノ信託契約ヲ變更シテ担保ヲ追加スルコトヲ得

第七十五條 受託会社八社債権者集会ノ決議ニ依リ委託者トノ信託契約ヲ變更シテ担保ヲ變更  
スルコトヲ得

前項ノ規定ニ拘ラズ受託会社八担保ノ變更後ニ於ケル担保ノ金額ガ未償還ノ担保付社債ノ元  
利金ヲ担保スルニ足ルトキハ社債権者集会ノ決議ニ依ラズ委託者トノ信託契約ヲ變更シテ当  
該担保ノ變更ヲ為スコトヲ得

(削る)

第七十六條 受託会社八社債権者集会ノ決議ニ依リ委託者トノ信託契約ヲ變更シテ担保權ノ順  
位ヲ變更シ又ハ担保權若ハ其ノ順位ヲ讓渡シ若ハ放棄スルコトヲ得

前項ノ規定ニ拘ラズ受託会社八担保權ノ順位ノ變更後又ハ担保權若ハ其ノ順位ノ讓渡後若ハ  
放棄後ニ於ケル担保ノ金額ガ未償還ノ担保付社債ノ元利金ヲ担保スルニ足ルトキハ社債権者  
集会ノ決議ニ依ラズ委託者トノ信託契約ヲ變更シテ當該担保權ノ順位ノ變更又ハ担保權若ハ  
其ノ順位ノ讓渡若ハ放棄ヲ為スコトヲ得

第六十七條 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ発行スル場合ニ於テ社債権者集会ノ決議力或ル回ノミ  
ノ社債権者ニ損害ヲ及ボスヘキトキハ其ノ回ノ社債権者ノ集会ノ決議アルコトヲ要ス此ノ場合  
ニ於テ八前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第六十八條 (略)

受託会社八委託会社及社債権者ニ対シテ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ処理スル義  
務ヲ負フ

第六十九條 受託会社八社債ノ管理ニ関シテ八本法ニ規定アル場合ヲ除クノ外社債管理会社ト  
同一ノ権限ヲ有シ義務ヲ負フ

第七十三條 民法第三百四十八條、同法第三百七十六條(抵当權又ハ其ノ順位ノ讓渡及放棄ニ  
関スル部分ヲ除ク)及商法第五百十五條ノ規定ハ信託契約ニ依ル担保權ニ之ヲ適用セズ

第七十四條 受託会社八委託会社トノ契約ヲ以テ担保ヲ追加スルコトヲ得

第七十五條 受託会社八社債権者集会ノ決議ニ依リ委託会社トノ契約ヲ以テ担保ヲ變更スルコ  
トヲ得

(新設)

第七十五條ノ二 受託会社八社債権者集会ノ決議ニ依リ担保權ノ順位ヲ變更シ又ハ担保權若ハ  
其ノ順位ヲ讓渡シ若ハ放棄スルコトヲ得

第七十六條 前三條ノ契約ハ信託契約ト同一ノ効力ヲ有ス

第七十七条 第七十五条第二項又八前条第二項ノ規定ニ依リ社債権者集会ノ決議ニ依ラズ担保ノ変更又八担保権ノ順位ノ変更若八担保権若八其ノ順位ノ譲渡若八放棄ヲ為シタルトキ八委託者及受託会社遅滞ナク各自其ノ旨ヲ公告スベシ但シ知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スベシ

第八十二条 担保付社債カ期限ニ至リ弁済セラレス又八発行会社ガ担保付社債ノ弁済ヲ完了セシテ解散シタルトキ八受託会社八遅滞ナク担保権ヲ実行スヘシ

(略)

第八十九条 (略)

社債権者ト受託会社トノ利益相反スル場合ニ於テ総社債権者ノ為ニ裁判上又八裁判外ノ行為ヲ為ス必要アルトキ八会社法第七十七条ノ規定ニ拘ラズ亦前項ニ同シ

第九十一条 受託会社八会社法第七四十一条第一項ノ規定ニ拘ラズ委託者又八発行会社ニ対シ信託事務ノ処理ニ付相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

(略)

会社法第七四十一条第三項ノ規定八第一項ノ報酬ヲ受クルコトニ之ヲ適用セズ

第九十二条 委託者又八発行会社八会社法第七四十一条第一項ノ規定ニ拘ラズ受託会社カ信託事務ヲ処理スルニ付正当ニ支出シタル一切ノ費用及支出ノ日以後ニ於ケル其ノ利息ヲ償還シ及過失ナクシテ受ケタル一切ノ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ

受託会社八信託事務ヲ処理スルニ付要スル費用ノ前払ヲ委託者又八発行会社ニ請求スルコトヲ得

会社法第七四十一条第三項ノ規定八第一項ノ費用及其ノ利息ノ償還並ニ損害ノ賠償ヲ受クルコトニ之ヲ適用セズ

第九十四条 受託会社カ故意若八過失ニ因リ物上担保ヲ消滅セシメ又八其ノ価額ヲ減少セシメタルトキ八内閣総理大臣八委託者又八社債権者集会ノ申請ニ因リ受託会社ヲシテ相当ノ金額ヲ供託セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ八委託者カ供託金ノ上ニ質権ヲ設定シタルモノト看做ス

(略)

第九十五条 委託者、代表社債権者又八担保付社債ノ総額(償還済ノ額ヲ除ク)ノ十分ノ一以上ニ当ル担保付社債ヲ有スル社債権者八何時ニテモ受託会社ニ於ケル担保物保管ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

第七十七条 第七十四条及第七十五条ノ契約八委託会社及受託会社ノ代表者ノ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ為シ委託会社及受託会社遅滞ナク各自之ヲ公告スヘシ但シ知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スヘシ

第二十條及第二十一條ノ規定八前項ノ契約証書ニ之ヲ準用ス

第八十二条 社債カ期限ニ至リ弁済セラレス又八委託会社カ社債ノ弁済ヲ完了セシテ解散シタルトキ八受託会社八遅滞ナク担保権ヲ実行スヘシ

(略)

第八十九条 (略)

社債権者ト受託会社トノ利益相反スル場合ニ於テ総社債権者ノ為ニ裁判上又八裁判外ノ行為ヲ為ス必要アルトキ八商法第三百九条ノ四ノ規定ニ拘ラズ亦前項ニ同シ

第九十一条 受託会社八商法第三百三十六条第一項ノ規定ニ拘ラズ委託会社ニ対シ信託事務ノ処理ニ付相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

(略)

商法第三百三十六条第二項ノ規定八第一項ノ報酬ヲ受クルコトニ之ヲ適用セズ

第九十二条 委託会社八商法第三百三十六条第一項ノ規定ニ拘ラズ受託会社カ信託事務ヲ処理スルニ付正当ニ支出シタル一切ノ費用及支出ノ日以後ニ於ケル其ノ利息ヲ償還シ及過失ナクシテ受ケタル一切ノ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ

受託会社八信託事務ヲ処理スルニ付要スル費用ノ前払ヲ委託会社ニ請求スルコトヲ得

商法第三百三十六条第二項ノ規定八第一項ノ費用及其ノ利息ノ償還並ニ損害ノ賠償ヲ受クルコトニ之ヲ適用セズ

第九十四条 受託会社カ故意若八過失ニ因リ物上担保ヲ消滅セシメ又八其ノ価額ヲ減少セシメタルトキ八内閣総理大臣八委託会社又八社債権者集会ノ申請ニ因リ受託会社ヲシテ相当ノ金額ヲ供託セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ八委託会社カ供託金ノ上ニ質権ヲ設定シタルモノト看做ス

(略)

第九十五条 委託会社、社債権者集会ノ代表者又八社債権額ノ十分ノ一以上ニ当ル社債権者八何時ニテモ受託会社ニ於ケル担保物保管ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

無記名式ノ担保付社債券ヲ有スル者ハ之ヲ受託会社ニ提示スルニ非サレハ前項ノ検査ヲ為スコトヲ得ス

第九十七条 受託会社ハ信託契約ノ定ムル所ニ依リ又ハ委託者、発行会社及社債権者集会ノ同意アルトキハ信託事務ヲ承継スヘキ会社ヲ定メテ辞任スルコトヲ得

(略)

第九十九条 受託会社力其ノ義務ニ違反シ又ハ信託事務ヲ処理スルニ不適任ナルトキ其ノ他正当ノ事由アルトキハ内閣総理大臣ハ委託者、発行会社又ハ社債権者集会ノ申請ニ因リ受託会社ヲ解任スルコトヲ得

第一百一条 第九十七条ニ依ル信託事務ノ承継ハ委託者、前受託会社及新受託会社力契約書ヲ作成スルニ因リテ其ノ効力ヲ生ス

前項ノ契約書ハ電磁的記録ヲ以テ作成スルコトヲ得

第一項ノ契約書ヲ書面ヲ以テ作成スル場合ニハ当該書面ニハ委託者(委託者ガ法人ナルトキハ其ノ代表者)並ニ前受託会社及新受託会社ノ代表者ガ署名又ハ記名押印スルコトヲ要ス

第一項ノ契約書ヲ電磁的記録ヲ以テ作成スル場合ニハ当該電磁的記録ニハ委託者(委託者ガ法人ナルトキハ其ノ代表者)並ニ前受託会社及新受託会社ノ代表者ガ内閣府令・法務省令ニ定ムル署名又ハ記名押印ニ代フル措置ヲ執ルコトヲ要ス

第一項ノ契約ヲ締結シタルトキハ委託者、前受託会社及新受託会社ハ遅滞ナク書面ヲ以テ之ヲ内閣総理大臣ニ届出ヘシ

前条ニ依ル承継ハ新受託会社ニ対スル内閣総理大臣ノ命令書ヲ交付スルニ因リテ其ノ効力ヲ生ス

第一百一条 信託事務ノ承継ハ第九十七条ニ依ル場合ニ於テハ委託者、前受託会社及新受託会社、第一百条ニ依ル場合ニ於テハ委託者及新受託会社遅滞ナク各自之ヲ公告スヘシ但シ知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スヘシ

第一百三条 (略)

社債権者 委託者又ハ発行会社ノ為ニ前受託会社ニ帰属シタル権利義務ハ前受託会社ノ辞任、解任、免許ノ取消又ハ解散ノ時ニ遡リテ新受託会社ニ移転ス但シ前受託会社ノ契約違反又ハ不法行為ニ因リテ生シタル責任ハ此ノ限ニ在ラス

第一百五條 前受託会社ノ取締役(委員会設置会社ニ在リテハ執行役)、之ヲ代表スル社員、清算人又ハ破産管財人ハ遅滞ナク其ノ委託者、発行会社又ハ社債権者ノ為ニ保管スル物及信託

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ其ノ債券ヲ受託会社ニ供託スルニ非サレハ前項ノ検査ヲ為スコトヲ得ス

第九十七条 受託会社ハ信託契約ノ定ムル所ニ依リ又ハ委託会社及社債権者集会ノ同意アルトキハ信託事務ヲ承継スヘキ会社ヲ定メテ辞任スルコトヲ得

(略)

第九十九条 受託会社力其ノ義務ニ違反シ又ハ信託事務ヲ処理スルニ不適任ナルトキ其ノ他正当ノ事由アルトキハ内閣総理大臣ハ委託会社又ハ社債権者集会ノ申請ニ因リ受託会社ヲ解任スルコトヲ得

第一百一条 第九十七条ニ依ル信託事務ノ承継ハ委託会社、前受託会社及新受託会社ノ代表者ノ署名シタル契約書ヲ作成スルニ因リテ其ノ効力ヲ生ス

(新設)

(新設)

(新設)

前項ノ契約ヲ締結シタルトキハ各会社ハ遅滞ナク書面ヲ以テ之ヲ内閣総理大臣ニ届出ヘシ

前条ニ依ル承継ハ新受託会社ニ対スル内閣総理大臣ノ命令書ヲ交付スルニ因リテ其ノ効力ヲ生ス

第一百一条 信託事務ノ承継ハ第九十七条ニ依ル場合ニ於テハ委託会社、前受託会社及新受託会社、第一百条ニ依ル場合ニ於テハ委託会社及新受託会社遅滞ナク各自之ヲ公告スヘシ但シ知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スヘシ

第一百三条 (略)

社債権者 委託者又ハ委託会社ノ為ニ前受託会社ニ帰属シタル権利義務ハ前受託会社ノ辞任、解任、免許ノ取消又ハ解散ノ時ニ遡リテ新受託会社ニ移転ス但シ前受託会社ノ契約違反又ハ不法行為ニ因リテ生シタル責任ハ此ノ限ニ在ラス

第一百五條 前受託会社ノ取締役(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)、之ヲ代表スル社員、清算人又ハ破産管財人ハ遅滞ナク其ノ委託会社又ハ社債権者ノ為ニ保管スル物及信託事務ニ

事務ニ関スル書類ヲ新受託会社ニ移付シ其ノ他信託事務ヲ新受託会社ニ引継ク為必要ナル一切ノ行為ヲ為スヘシ

前項ニ掲ケタル引継ヲ完了シタルトキ八前受託会社及新受託会社八共同シテ書面ヲ以テ之ヲ内閣総理大臣ニ届出ヘシ

(略)

第一百七七条 (略)

前項ノ総計算書ハ電磁的記録ヲ以テ作成スルコトヲ得

第一百八条 次ノ各号ノ一二該当スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一 第五条第一項ノ規定ニ違反シテ担保付社債ニ関スル信託事業ヲ営ム者

二 第八条ノ一二於テ準用スル信託業法第十五条ノ規定ニ違反シテ他人ニ担保付社債ニ関スル信託事業ヲ営マシムル者

(略)

第一百十条 次ノ場合ニ於テハ委託者(委託者ガ法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、理事、取締役、執行役、清算人其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル者)若ハ其ノ破産管財人、受託会社若ハ発行会社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、執行役、清算人若ハ破産管財人、代表社債権者、第八十九条ノ特別代理人又ハ外国会社ノ代表者ヲ百万円以下ノ過料ニ処ス

(略)

(削る)

二 本法ノ規定ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル事項ヲ内閣府令・法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧若ハ謄写又ハ書類ノ謄本若ハ抄本ノ交付、電磁的記録ニ記録セラレタル事項ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコト若ハ其ノ事項ヲ記載シタル書面ノ交付ヲ拒ミタルトキ

(略)

(略)

(略)

(略)

社債権者集会又ハ八代表社債権者ニ対シテ不実ノ報告ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

(略)

(略)

関スル書類ヲ新受託会社ニ移付シ其ノ他信託事務ヲ新受託会社ニ引継ク為必要ナル一切ノ行為ヲ為スヘシ

前項ニ掲ケタル引継ヲ完了シタルトキ八各会社八共同シテ書面ヲ以テ之ヲ内閣総理大臣ニ届出ヘシ

(略)

第一百七七条 (略)

(新設)

第一百八条 次ノ各号ノ一二該当スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一 第五条第一項ノ規定ニ違反シテ担保付社債ニ関スル信託事業ヲ営ム者

二 第八条ノ一二於テ準用スル信託業法第十五条ノ規定ニ違反シテ他人ニ担保付社債ニ関スル信託事業ヲ営マシムル者

(略)

第一百十条 左ノ場合ニ於テハ会社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、執行役、清算人、破産管財人、社債権者集会ノ代表者、第八十九条ノ特別代理人又ハ外国会社ノ代表者ヲ百万円以下ノ過料ニ処ス

(略)

二 本法ニ依リ交付スヘキ書類ヲ交付セス又ハ其ノ書類若ハ第四十一条第三項(第六十二条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於ケル其ノ方法ニ依リ作ラレル電磁的記録ニ不正ノ記載若ハ記録ヲ為シタルトキ

三 本法ノ規定ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ内閣府令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧若ハ謄写又ハ書類ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ

(略)

(略)

(略)

(略)

社債権者集会又ハ八其ノ代表者ニ対シテ不実ノ報告ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

(略)

(略)

十一 (略)

(削る)

十一 第二十六条ノ規定ニ違反シテ担保付社債券ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不正ノ記載ヲ為シタルトキ

十二 第二十七条第一項ニ定メタル手續ヲ履行セズシテ担保付社債券ヲ交付シタルトキ

十三 第二十九条ノ規定ニ違反シテ社債原簿ノ写ヲ提出若ハ提供セズ又ハ社債原簿ノ写ニ不正ノ記載若ハ記録ヲ為シタルトキ

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

第一百十二条 本法ノ規定ニ依ルル公告ハ発行会社ニ於ケル公告ノ方法ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス但シ其ノ公告ヲ為スベキ者ガ発行会社以外ノモノナル場合ニ於テ其ノ方法ガ電子公告ナルトキハ其ノ公告ハ官報ニ掲載スル方法ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第一百十九条 信託契約ニ依ル担保権設定ノ登記ニ於テハ不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第八十三条第一項第一号ニ掲ゲタル債権額ハ担保付社債ノ総額ヲ記録スルヲ以テ足ル

前項ノ登記ニ於テ担保付社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スルトキハ不動産登記法第八十三条第一項第一号、第八十八条又ハ第九十五条ノ規定ニ拘ラス担保付社債ノ総額、担保付社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル旨及担保付社債ノ利率ノ最高限度ノミヲ登記事項トス

(略)

第一百十九条ノ二 担保付社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル場合ニ於テ担保付社債ヲ発行シタルトキハ其ノ回ノ担保付社債ノ金額ノ合計額ニ付発行ノ完了シタル日ヨリ二週間内ニ其ノ回ノ担保付社債ノ金額ノ合計額及其ノ担保付社債ニ関スル第十九条第一項第四号ニ掲ケタル事項ヲ登記スヘシ

外国ニ於テ担保付社債ヲ発行シタル場合ニ於テ登記スベキ事項ガ外国ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第一項ノ登記ハ其ノ担保付社債ヲ担保スル権利ノ登記ニ付記シテ之ヲ為ス

十一 (略)

十二 第二十二條第一項若ハ第二項又ハ第二十三條第一項若ハ第二項ノ規定ニ違反シテ社債申込証又ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙(此等ノ用紙ノ作成ニ代ヘテ作ルベキ商法第三十三條ノ二第一項ノ電磁的記録ヲ含ム)ニ記載若ハ記録スベキ事項ヲ記載若ハ記録セズ又ハ不実ノ記載若ハ記録ヲ為シタルトキ

十三 第三十五條ノ規定ニ違反シテ債券ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不正ノ記載ヲ為シタルトキ

十四 第三十六條ニ定メタル手續ヲ履行セズシテ債券ヲ交付シタルトキ

(新設)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

第一百十二条 本法ニ依リ署名スヘキ場合ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得

第一百十九条 信託契約ニ依ル担保権設定ノ登記ニ於テハ不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第八十三条第一項第一号ニ掲ゲタル債権額ハ社債ノ総額ヲ記録スルヲ以テ足ル

前項ノ登記ニ於テ社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スルトキハ不動産登記法第八十三条第一項第一号、第八十八条又ハ第九十五条ノ規定ニ拘ラス社債ノ総額、社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル旨及社債ノ利率ノ最高限度ノミヲ登記事項トス

(略)

第一百十九条ノ二 信託契約ニ依ル物上担保付社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル場合ニ於テ社債ヲ発行シタルトキハ其ノ回ノ発行金額ニ付引受又ハ募集ノ完了シタル日ヨリ二週間内ニ其ノ回ノ発行金額及其ノ回ノ社債ニ関スル第十九条第五号ニ掲ケタル事項ヲ登記スヘシ

外国ニ於テ社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スベキ事項ガ外国ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第一項ノ登記ハ其ノ社債ヲ担保スル権利ノ登記ニ付記シテ之ヲ為ス

第一百九条ノ五 財務大臣八其ノ所掌ニ係ル金融破綻処理制度及金融危機管理ニ関シ担保付社  
債ニ関スル信託事業ニ係ル制度ノ企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ内閣総理大臣ニ  
対シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得  
財務大臣八其ノ所掌ニ係ル金融破綻処理制度及金融危機管理ニ関シ担保付社債ニ関スル信託  
事業ニ係ル制度ノ企画又ハ立案ヲ為ス為特ニ必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ信託  
会社ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

第一百九条ノ五 財務大臣八其ノ所掌ニ係ル金融破綻処理制度及金融危機管理ニ関シ担保付社  
債ニ関スル信託事業ニ係ル制度ノ企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ内閣総理大臣ニ  
対シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得  
財務大臣八其ノ所掌ニ係ル金融破綻処理制度及金融危機管理ニ関シ担保付社債ニ関スル信託  
事業ニ係ル制度ノ企画又ハ立案ヲ為ス為特ニ必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ信託  
会社ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

改正案

現行

第一条 公証人ハ当事者其ノ他ノ關係人ノ囑託ニ因リ左ノ事務ヲ行フ權限ヲ有ス

一・二（略）

三 会社法（平成十七年法律第 号）第三十条第一項及其ノ準用規定ニ依リ定款ニ認証ヲ与フルコト

四（略）

第六十二条ノ二 会社法第三十条第一項及其ノ準用規定ニ依ル定款ノ認証ノ事務ハ会社ノ本店ノ所在地ヲ管轄スル法務局又ハ地方法務局ノ所属公証人之ヲ取扱フ

第六十二条ノ八（略）

前項第二号ノ情報ハ法務大臣又ハ法務大臣ノ指定シタル法務局若ハ地方法務局ノ長之ヲ作ル  
（略）

第一条（同上）

一・二（略）

三 商法第百六十七条及其ノ準用規定ニ依リ定款ニ認証ヲ与フルコト

四（略）

第六十二条ノ二 商法第百六十七条及其ノ準用規定ニ依ル定款ノ認証ノ事務ハ会社ノ本店ノ所在地ヲ管轄スル法務局又ハ地方法務局ノ所属公証人之ヲ取扱フ

第六十二条ノ八（略）

前項第二号ノ情報ハ法務大臣ノ指定シタル法務局又ハ地方法務局ノ長之ヲ作ル  
（略）

改 正 案

法人ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、會計參與、執行役、理事、監査役又ハ監事ニシテ刑事  
訴追又ハ刑ノ執行ヲ免レシムル為合併其ノ他ノ方法ニ依リ法人ヲ消滅セシメタル者八五年以下  
ノ懲役ニ処ス

現 行

法人ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、執行役、理事、監査役又ハ監事ニシテ刑事訴追又ハ刑  
ノ執行ヲ免レシムル為合併其ノ他ノ方法ニ依リ法人ヲ消滅セシメタル者八五年以下ノ懲役ニ処  
ス

改正案

現行

目次

- 第一章（第四章）（略）
- 第二章の二 弁護士法人（第三十条の二）第三十条の三十）
- 第五章（第十章）（略）
- 附則（略）

（設立の手續）  
第三十条の八（略）

2 会社法（平成十七年法律第 号）第三十条第一項の規定は、弁護士法人の定款について準用する。

3（略）

（定款の変更）

第三十条の十一 弁護士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて定款の変更をすることができる。

2（略）

（法人の代表）

第三十条の十三（略）

2（略）

3 弁護士法人を代表する社員は、弁護士法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（社員の責任）

第三十条の十五（略）

2、6（略）

7 会社法第六百十二條の規定は、弁護士法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項の場合において、指定事件に關し依頼者に対して負担することとなつた弁護士法人の債務については、この限りでない。

目次

- 第一章（第四章）（略）
- 第二章の二 弁護士法人（第三十条の二）第三十条の二十七）
- 第五章（第十章）（略）
- 附則（略）

（設立の手續）  
第三十条の八（略）

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十七條の規定は、弁護士法人の定款について準用する。

3（略）

（定款の変更）

第三十条の十一（新設）

1（略）

（法人の代表）

第三十条の十三（略）

2（略）

（新設）

（新設）

（社員の責任）

第三十条の十五（略）

2、6（略）

7 商法第九十三條の規定は、弁護士法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項の場合において、指定事件に關し依頼者に対して負担することとなつた弁護士法人の債務については、準用しない。

(社員であると誤認させる行為をした者の責任)

第三十条の十六 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて弁護士法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

(社員の常駐)

第三十条の十七 (略)

(特定の事件についての業務の制限)

第三十条の十八 (略)

(他の弁護士法人への加入の禁止等)

第三十条の十九 (略)

2 (略)

3) 弁護士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその弁護士法人の業務の範囲に属する業務を行ったときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、弁護士法人に生じた損害の額と推定する。

(弁護士法人の社員等の汚職行為の禁止)

第三十条の二十 (略)

(弁護士の義務等の規定の準用)

第三十条の二十一 (略)

(法定脱退)

第三十条の二十二 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一～六 (略)

七 第三十条の第三十一項において準用する会社法第八百五十九条の規定による除名

(解散)

第三十条の二十三 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一～四 (略)

五 解散を命ずる裁判

六・七 (略)

2 (略)

(新設)

(社員の常駐)

第三十条の十六 (略)

(特定の事件についての業務の制限)

第三十条の十七 (略)

(他の弁護士法人への加入の禁止等)

第三十条の十八 (略)

2 (略)

(新設)

(弁護士法人の社員等の汚職行為の禁止)

第三十条の十九 (略)

(弁護士の義務等の規定の準用)

第三十条の二十 (略)

(法定脱退)

第三十条の二十一 (同上)

一～六 (略)

七 第三十条の二十七第五項において準用する商法第八十六条第一項の規定による除名

(解散)

第三十条の二十二 (同上)

一～四 (略)

五 解散を命ずる裁判

六・七 (略)

2 (略)

(弁護士法人の継続)

第三十条の二十四 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を加入させて弁護士法人を継続することができる。

(解散を命ずる裁判)

第三十条の二十五 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第十三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三号本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四号及び第九百三十七号第一項(第三号口に係る部分に限る。)、の規定は弁護士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二号(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条、第八百七十四号(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五号及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における弁護士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七号第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

2| 会社法第八百三十三号第二項、第八百三十四号(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五号第一項、第八百三十七号、第八百三十八号、第八百四十六号及び第九百三十七号第一項(第一号リに係る部分に限る。)、の規定は、弁護士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

3| 法務大臣は、第一項において準用する会社法第八百二十四条第一項の規定による解散命令を請求しようとするときは、あらかじめ、日本弁護士連合会の意見を聴くものとする。

(清算)

第三十条の二十六 (略)

(弁護士法人の継続)

第三十条の二十三 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第四百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を加入させて弁護士法人を継続することができる。

(解散を命ずる裁判)

第三十条の二十四 商法第五十八条、第五十九条及び第一百十二条の規定は、弁護士法人の解散について準用する。この場合において、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替へるものとする。

(新設)

2| 法務大臣は、前項において準用する商法第五十八条第一項の規定による解散命令を請求しようとするときは、あらかじめ、日本弁護士連合会の意見を聴くものとする。

(清算)

第三十条の二十五 (略)

(合併)

第三十条の二十七 (略)

- 2 合併は、合併後存続する弁護士法人又は合併により設立する弁護士法人が、その主たる法律事務所のある所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。
- 3 弁護士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併により設立する弁護士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。
- 4 合併後存続する弁護士法人又は合併により設立する弁護士法人は、当該合併により消滅する弁護士法人の権利義務を承継する。

(債権者の異議等)

第三十条の二十八 合併をする弁護士法人の債権者は、当該弁護士法人に対し、合併について異議を述べることができる。

2 合併をする弁護士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する弁護士法人及び合併後存続する弁護士法人又は合併により設立する弁護士法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、合併をする弁護士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする弁護士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。))をいう。))に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 会社法第九百三十九条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。))及び第三項、第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。))及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定

(合併)

第三十条の二十六 (略)

- 2 合併は、合併後存続する弁護士法人又は合併によつて設立した弁護士法人が、その主たる法律事務所のある所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。
- 3 弁護士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併によつて設立した弁護士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

(新設)

(新設)

は、弁護士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(合併の無効の訴え)

第三十条の二十九 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七号から第八百三十九号まで、第八百四十三号(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)、並びに第八百四十六号の規定は弁護士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(民法及び会社法の準用等)

第三十条の三十 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条並びに会社法第六百条、第六百一十四号から第六百一十九号まで、第六百二十一条及び第六百二十二号の規定は弁護士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一一条、第六百五号、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百一十一号(第一項ただし書を除く。)、並びに第六百一十三号の規定は弁護士法人の社員について、同法第八百五十九号から第八百六十二号までの規定は弁護士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百三十三号中「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九号第一号中「第五百九十四号第一項(第五百九十八号第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条の十九第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四号(第三号を除く。)、第六百四十五号から第六百四十九号まで、第六百五十号第一項及び第二項、第六百五十一号第一項及び第二項(同法第五百九十四号の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二号、第六百五十三号、第六百五十五号から第六百五十九号まで、第六百六十二号から第六百六十四号まで、第六百六十六号から第六百七十三号まで、第六百七十五号、第八百六十三号、第八百六十四号、第八百六十八号第一項、第八百六十九号、第八百七十号(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四号(第一号及び第四号

(新設)

(民法の準用等)

第三十条の二十七 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六号、第二百二十六号第一項、第三百四十四号から第三百五十五号ノ五まで、第三百五十五号ノ八、第三百三十六号ノ一、第三百三十七号、第三百三十八号及び第三百三十八号ノ三の規定は、弁護士法人について準用する。この場合において、同法第三百三十六号ノ二において準用する同法第三百三十五号ノ二十五第二項中「会社ノ業務ヲ監督スル官庁」とあるのは、「日本弁護士連合会」と読み替えるものとする。

2 商法第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六条までの規定は、弁護士法人の帳簿その他の書類について準用する。この場合において、同法第三十三条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「貸借対照表ヲ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同条第四項中「貸借対照表ヲ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同法第三十四条中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と読み替えるものとする。

に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、弁護士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「弁護士法第三十条の二十三第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「弁護士法第三十条の二十三第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「弁護士法第三十条の二十三第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十二条第一項中「第五百八十号」とあるのは「弁護士法第三十条の十五」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、弁護士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

4 弁護士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、日本弁護士連合会に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

5 日本弁護士連合会は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(削る)

3 商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条及び第七十五条の規定は、弁護士法人の内部の関係について準用する。

4 商法第七十七条から第七十九条まで及び第八十一条から第八十三条までの規定は、弁護士法人の外部の関係について準用する。

5 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項（除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。）並びに第八十七条から第九十二条までの規定は、弁護士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「弁護士法第三十条の十八」と読み替えるものとする。

6 商法第一百条第一項から第四項まで及び第六項、第一百三十一条から第一百六十六条まで並びに第一百九条から第一百一十一条までの規定は、弁護士法人の合併について、同法第六十六条第二項から第四項まで、第四百五十七条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十七条第二項、第四百六十九条及び第四百七十一条の規定は、弁護士法人がこの項において準用する同法第一百三十一条の公告を同法第六十六条第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第六十六条第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「弁護士法第三十条の二十七第六項ニ於テ準用スル第百条第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同法第四百五十七条中「第百条第六項（第四百七十七条において準用する場合を含む。）」又は第六十六条ノ第二項」とあるのは「弁護士法第三十条の二十七第六項において準用する第百条第六項」と、同法第四百六十二条第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九条中「第四百六十二条」とあるのは「弁護士法第三十条の二十七第六項において準用する第四百六十二条」と読み替えるものとする。

7 商法第一百六条から第一百九条まで、第二十号から第二百二十二条まで、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十八条から第二百三十三条まで（第三十号第二項及び第三項を除く。）、第二百三十四条ノ二から第二百三十六号まで、第二百三十八号並びに第二百四十三号から第二百四十五号までの規定は、弁護士法人の清算について準用する。

6 | (略)

(登記)

第三十四条 (略)

2 弁護士会の設立の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 名称

二 設立の基準となる地方裁判所の名称及び管轄区域

三 事務所の所在場所

四 会長及び副会長の氏名及び住所

五 第四十三条第三項において準用する第三十条の二十八第一項の公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりする旨の会則の定めがあるときは、その定め

六 第四十三条第三項において準用する第三十条の二十八第二項の公告を電子公告(会社法

第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。イにおいて同じ。)によりする旨の会則の

定めがあるときは、その定め及び次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受け

るために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第四十三第三項において準用する第三十条の二十八第六項において準用する会社法

第九百三十九条第三項後段の規定による会則の定めがあるときは、その定め

3 | 6 (略)

(合併及び解散)

第四十三条 地方裁判所の管轄区域が変更されたためその区域内に在る弁護士会が合併し又は

解散する必要があるときは、その弁護士会は、総会の決議により合併し又は解散する。

2 合併後存続する弁護士会又は合併により設立する弁護士会は、当該合併により消滅する弁

護士会の権利義務を承継する。

8 | (略)

(登記)

第三十四条 (略)

2 弁護士会の設立の登記には、左の事項を登記しなければならない。

一 名称

二 設立の基準となる地方裁判所の名称及び管轄区域

三 事務所

四 会長及び副会長の氏名及び住所

(新設)

。この場合において、同法第一百七条第二項及び第二百二十二条中、「第九十四条第四号又第八

六号」とあるのは「弁護士法第三十条の二十二第二項第五号乃至第七号」と、商法第四百四十

五条第一項中「第八十条」とあるのは「弁護士法第三十条の十五」と読み替えるものとする

3| 第三十条の二十八の規定は、弁護士会が合併をする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「定款」とあるのは「会則」と、同条第六項中「同法第九百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「同法第九百三十九条第一項中「定款」とあるのは「会則」と、同項及び同条第三項」と読み替えるものとする。

4| 民法第七十三条から第七十六条まで、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第二十七条の規定は、弁護士会が解散した場合について準用する。

5| 弁護士会が合併したときは、合併により解散する弁護士会に所属した弁護士又は弁護士法人は、当然、合併後存続し又は合併により設立する弁護士会の会員となる。

6| (略)

(汚職の罪)

第七十六条 第二十六条又は第三十条の二十の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

(非弁護士との提携等の罪)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条（第三十条の二十一）において準用する場合を含む。（）の規定に違反した者
- 二 第二十八条（第三十条の二十一）において準用する場合を含む。（）の規定に違反した者
- 三・四 (略)

第七十七条の三 第三十条の二十八第六項（第四十三條第三項）において準用する場合を含む。

〔〕において準用する会社法第九百五十五條第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

中「本店ノ所在地ニ於テ八週間、支店ノ所在地ニ於テ八週間」とあるのは「二週間」と、同法第六十六条ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「弁護士法第四十三條第二項ニ於テ準用スル第百條第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同条第三項及び第四項中「定款」とあるのは「会則」と、同法第四百五十七條中「第百條第六項（第百四十七條）において準用する場合を含む。」又は第百六十六條ノ二第一項」とあるのは「弁護士法第四十三條第二項において準用する第百條第六項」と、同法第四百六十二條第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九條中「第四百六十二條」とあるのは「弁護士法第四十三條第二項において準用する第四百六十二條」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

3| 弁護士会が合併したときは、合併により解散した弁護士会に所属した弁護士又は弁護士法人は、当然、合併後存続し又は合併により設立された弁護士会の会員となる。

4| (略)

(汚職の罪)

第七十六条 第二十六条又は第三十条の十九の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

(非弁護士との提携等の罪)

第七十七条 (同上)

- 一 第二十七条（第三十条の二十）において準用する場合を含む。（）の規定に違反した者
- 二 第二十八条（第三十条の二十）において準用する場合を含む。（）の規定に違反した者
- 三・四 (略)

第七十七条の三 第三十条の二十七第六項又は第四十三條第二項において準用する商法第四百七十一條第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第七十八條 弁護士法人の社員等が、その弁護士法人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その弁護士法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

- 一 第七十六條(第三十條の二十)に係る部分に限る。( ) 三百万円以下の罰金刑
- 二 第七十七條第一号(第三十條の二十一)において準用する第二十七條に係る部分に限る。( ) 又は第七十七條第二号(第三十條の二十一)において準用する第二十八條に係る部分に限る。( ) 第七十七條の罰金刑

2 (略)

(過料)

第七十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第三十條の二十八第六項(第四十三條第三項)において準用する場合を含む。次号において同じ。( )において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第三十條の二十八第六項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号又は第九百五十五條第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第七十九條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、弁護士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づき政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 第三十條の二十八の規定に違反して合併をしたとき。
- 三 第三十條の二十八第六項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

四 定款又は第三十條の第三十一項において準用する会社法第六百十五條第一項の会計帳簿若しくは第三十條の第三十一項において準用する同法第六百十七條第一項若しくは第二項

(両罰規定)

第七十八條 (同上)

- 一 第七十六條(第三十條の十九)に係る部分に限る。( ) 三百万円以下の罰金刑
- 二 第七十七條第一号(第三十條の二十)において準用する第二十七條に係る部分に限る。( ) 又は第七十七條第二号(第三十條の二十)において準用する第二十八條に係る部分に限る。( ) 第七十七條の罰金刑

2 (略)

(過料)

第七十九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、弁護士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づき政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 第三十條の二十七第一項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 三 定款又は第三十條の二十七第二項において準用する商法第三十二條第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- 四 第三十條の二十七第六項において準用する商法第百條第一項又は第三項(同法第百十七條第三項)において準用する場合を含む。( )の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。
- 五 第三十條の二十七第六項において準用する商法第四百五十七條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 六 第三十條の二十七第七項において準用する商法第百三十一條の規定に違反して財産を分配したとき。

第七十九條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十條の二十七第六項又は第四十三條第一項において準用する商法第四百六十一條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第三十條の二十七第六項若しくは第四十三條第一項において準用する商法第四百六十七條第二項各号又は第三十條の二十七第六項若しくは第四十三條第二項において準用する同法第四百七十一條第二項各号の規定による請求を拒んだ者

の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

附則

(同じ区域内の弁護士会の特例)

第八十九条 (略)

2 (略)

3 前項の合併又は解散については、第四十三条第二項から第六項までの規定を準用する。

附則

(同じ区域内の弁護士会の特例)

第八十九条 (略)

2 (略)

3 前項の合併又は解散については、第四十三条第二項乃至第四項の規定を準用する。

改 正 案

現 行

- (設立の手続)  
第三十二条 (略)
- 2 会社法（平成十七年法律第 号）第三十条第一項の規定は、司法書士法人の定款について準用する。
- 3 (略)
- (定款の変更)  
第三十五条 司法書士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。
- 2 (略)
- (法人の代表)  
第三十七条 (略)
- 2 (略)
- 3 第一項の規定により司法書士法人を代表する社員は、司法書士法人の業務（前項の簡裁訴訟代理等関係業務を除く。）に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- (社員の責任)  
第三十八条 (略)
- 2・3 (略)
- 4 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務に關し依頼者に対して負担することとなつた債務を当該司法書士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、特定社員（当該司法書士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。）が、連帯して、その弁済の責めに任ずる。ただし、当該司法書士法人を脱退した特定社員については、当該債務が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。
- 5 (略)
- 6 会社法第六百十二條の規定は、司法書士法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項本文に規定する債務については、この限りでない。

- (設立の手続)  
第三十二条 (略)
- 2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十七條の規定は、司法書士法人の定款について準用する。
- 3 (略)
- (定款変更の届出)  
第三十五条 (新設)
- 1 (略)
- (法人の代表)  
第三十七条 (略)
- 2 (略)
- (新設)
- (新設)
- (社員の責任)  
第三十八条 (略)
- 2・3 (略)
- 4 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務に關し依頼者に対して負担することとなつた債務を当該司法書士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、特定社員（当該司法書士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。）が、連帯して、その弁済の責めに任ずる。ただし、当該司法書士法人を脱退した特定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。
- 5 (略)
- 6 商法第九十三條の規定は、司法書士法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項本文に規定する債務については、準用しない。

(社員であると誤認させる行為をした者の責任)

第三十八条の二 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて司法書士法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

(社員の競業の禁止)

第四十二条 (略)

2 司法書士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行ったときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、司法書士法人に生じた損害の額と推定する。

(解散)

第四十四条 司法書士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 四 (略)

五 解散を命ずる裁判

六 (略)

2 4 (略)

(合併)

第四十五条 (略)

2 合併は、合併後存続する司法書士法人又は合併により設立する司法書士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

3 司法書士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併により設立する司法書士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならぬ。

4 合併後存続する司法書士法人又は合併により設立する司法書士法人は、当該合併により消滅する司法書士法人の権利義務を承継する。

(債権者の異議等)

第四十五条の二 合併をする司法書士法人の債権者は、当該司法書士法人に対し、合併について異議を述べることができる。

2 合併をする司法書士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。

(新設)

(社員の競業の禁止)

第四十二条 (略)

(新設)

(解散)

第四十四条 (同上)

一 四 (略)

五 解散を命ずる裁判

六 (略)

2 4 (略)

(合併)

第四十五条 (略)

2 合併は、合併後存続する司法書士法人又は合併によつて設立した司法書士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

3 司法書士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併によつて設立した司法書士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならぬ。

(新設)

(新設)

一 合併をする旨

二 合併により消滅する司法書士法人及び合併後存続する司法書士法人又は合併により設立する司法書士法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3] 前項の規定にかかわらず、合併をする司法書士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4] 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5] 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする司法書士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併しても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6] 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、司法書士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中、「公告方法」とあるのは、「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中、「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

（合併の無効の訴え）

第四十五条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、並びに第八百四十六条の規定は司法書士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（民法及び会社法の準用等）

（新設）

（準用等）

第四十六条（略）

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四号から第六百十九号まで、第六百二十一号及び第六百二十二号の規定は司法書士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第六百十三号の規定は司法書士法人の社員について、同法第八百五十九号から第八百六十二号までの規定は司法書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三号中、「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九号第二号中、「第五百九十四号第一項（第五百九十八号第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（第四十二号第一項）」と読み替えるものとする。

3 民法第八十二条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五号第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四号（第三号を除く。）、第六百四十五号から第六百四十九号まで、第六百五十号第一項及び第二項、第六百五十一号第一項及び第二項（同法第五百九十四号の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九号まで、第六百六十二号から第六百六十四号まで、第六百六十六号から第六百七十三号まで、第六百七十五号、第八百六十三号、第八百六十四号、第八百六十八号第一項、第八百六十九号、第八百七十号（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五号並びに第八百七十六号の規定は、司法書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四号第一号中、「第六百四十一号第五号」とあるのは「司法書士法第四十四号第一項第三号」と、同法第六百四十七号第三項中、「第六百四十一号第四号又は第七号」とあるのは「司法書士法第四十四号第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百六十八号第一項及び第六百六十九号中、「第六百四十一号第一号から第三号まで」とあるのは「司法書士法第四十四号第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十号第三項中、「第九百二十九号第一項」とあるのは「司法書士法第四十五号の二第六項において準用する第九百三十九号第一項」と、同法第六百七十三号第一項中、「第五百八十条」とあるのは「司法書士法第三十八号」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四号、第八百二十六号、第八百六十八号第一項、第八百七十号（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一号本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三号本文、第八百七十五号、第八百七十六号、第九百四号及び第九百三十七号第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は司法書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五号、第八百六十八号第一項、第八百七十号（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一号、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十七号

第四十六条（略）

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五号第二項、第三十六号、第二百六号第一項、第二百四号から第二百五十五号ノ五まで、第二百三十五号ノ八、第二百三十六号ノ二、第二百三十七号、第二百三十八号及び第二百三十八号ノ三の規定は、司法書士法人について準用する。

3 商法第三十二条から第三十六条までの規定は司法書士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八条、第五十九号及び第一百二十二号の規定は司法書士法人の解散について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八号及び第五十九号第一項中、「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

4 商法第六十八号、第六十九号、第七十二号、第七十三号及び第七十五号の規定は、司法書士法人の内部の関係について準用する。

三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの項において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における司法書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百二十七條第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているとき）にあつては、本店及び当該登記に係る支店（）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

5 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、司法書士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

6 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、司法書士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているとき）にあつては、本店及び当該登記に係る支店（）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

7 司法書士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、法務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

8 法務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

5 商法第七十七條から第七十九條まで及び第八十一条から第八十三條までの規定は、司法書士法人の外部の関係について準用する。

6 商法第八十四條、第八十六條第一項及び第二項（除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。）並びに第八十七條から第九十二條までの規定は、司法書士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六條第一項第一号中「第七十四條第一項」とあるのは、「司法書士法第四十二條」と読み替へるものとする。

7 商法第百條第一項から第四項まで及び第六項、第百三條から第百六條まで並びに第百九條から第百一十一條までの規定は司法書士法人の合併について、同法第百六十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の規定は司法書士法人がこの項において準用する同法第百條第一項の公告を同法第百六十六條第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百六十六條ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラス同項各号」とあるのは「司法書士法第四十六條第七項ニ於テ準用スル第百條第六項ノ規定ニ拘ラス同項」と、同法第四百五十七條中「第百條第六項（第百四十七條において準用する場合を含む。）」又は第百六十六條ノ二第一項」とあるのは「司法書士法第四十六條第七項において準用する第百條第六項」と、同法第四百六十二條第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九條中「第四百六十二條」とあるのは「司法書士法第四十六條第七項において準用する第四百六十二條」と読み替へるものとする。

8 商法第百十六條から第百十九條まで、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條第一項及び第二項、第百二十五條、第百二十六條、第百二十八條から第百三十三條まで、第百三十四條ノ二から第百三十六條まで、第百三十八條並びに第百四十三條から第百四十五條までの規定は、司法書士法人の清算について準用する。この場合において、同法第百十七條第二項及び第百二十二條中「第九十四條第四号又八第六号」とあるのは、「司法書士法第四十

第七十九条の二 第四十五条の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第四十五条の二第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第四十五条の二第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、司法書士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づき政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 第四十五条の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。
- 三 第四十五条の二第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 四 定款又は第四十六条第二項において準用する会社法第六百十五條第一項の会計帳簿若しくは第四十六条第二項において準用する同法第六百七十一条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 五 第四十六条第三項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第七十九条の二 第四十六条第七項において準用する商法第四百七十一条第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、司法書士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づき政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 第四十六条第二項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 三 定款又は第四十六条第三項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- 四 第四十六条第七項において準用する商法第百条第一項又は第三項(第四十六条第八項において準用する同法第百七十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。
- 五 第四十六条第七項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 六 第四十六条第八項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第四十六条第七項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第四十六条第七項において準用する商法第四百六十七条第二項各号又は第四十六条第七項において準用する同法第四百七十一条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

六 第四十六条第三項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第四十六条第三項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

<p>(設立の手続) 第三十一条 (略)</p> <p>2 会社法（平成十七年法律第 号）第三十条第一項の規定は、調査士法人の定款について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定款の変更) 第三十四条 調査士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法人の代表) 第三十五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により調査士法人を代表する社員は、調査士法人の業務（前項の民間紛争解決手続代理関係業務を除く。）に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(社員の責任) 第三十五条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人が民間紛争解決手続代理関係業務に関し依頼者に対して負担することとなつた債務を当該調査士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、特定社員（当該調査士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。）が、連帯して、その弁済の責任を負う。ただし、当該調査士法人を脱退した特定社員については、当該債務が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 会社法第六百十二条の規定は、調査士法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項本文に規定する債務については、この限りでない。</p>	<p>(設立の手続) 第三十一条 (略)</p> <p>2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十七条の規定は、調査士法人の定款について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定款変更の届出) 第三十四条 (新設)</p> <p>1 (略)</p> <p>(法人の代表) 第三十五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(社員の責任) 第三十五条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人が民間紛争解決手続代理関係業務に関し依頼者に対して負担することとなつた債務を当該調査士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、特定社員（当該調査士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。）が、連帯して、その弁済の責任を負う。ただし、当該調査士法人を脱退した特定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 商法第九十三条の規定は、調査士法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項本文に規定する債務については、準用しない。</p>
--	---

(社員であると誤認させる行為をした者の責任)

第三十五条の四 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて調査士法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

(社員の競業の禁止)

第三十七条 (略)

2 調査士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその調査士法人の業務の範囲に属する業務を行ったときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、調査士法人に生じた損害の額と推定する。

(解散)

第三十九条 調査士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 四 (略)

五 解散を命ずる裁判

六 (略)

2 4 (略)

(合併)

第四十条 (略)

2 合併は、合併後存続する調査士法人又は合併により設立する調査士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

3 調査士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併により設立する調査士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

4 合併後存続する調査士法人又は合併により設立する調査士法人は、当該合併により消滅する調査士法人の権利義務を承継する。

(債権者の異議等)

第四十条の二 合併をする調査士法人の債権者は、当該調査士法人に対し、合併について異議を述べることができる。

2 合併をする調査士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。

(新設)

(社員の競業の禁止)

第三十七条 (略)

(新設)

(解散)

第三十九条 (同上)

一 四 (略)

五 解散を命ずる裁判

六 (略)

2 4 (略)

(合併)

第四十条 (略)

2 合併は、合併後存続する調査士法人又は合併によつて設立した調査士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

3 調査士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併によつて設立した調査士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

(新設)

(新設)

一 合併をする旨

二 合併により消滅する調査士法人及び合併後存続する調査士法人又は合併により設立する調査士法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3] 前項の規定にかかわらず、合併をする調査士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4] 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5] 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする調査士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6] 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、調査士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中、「公告方法」とあるのは、「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中、「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

（合併の無効の訴え）

第四十条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、並びに第八百四十六条の規定は調査士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（民法及び会社法の準用等）

（新設）

（準用等）

第四十一条（略）

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四号から第六百十九号まで、第六百二十一号及び第六百二十二号の規定は調査士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四百項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第六百十三号の規定は調査士法人の社員について、同法第八百五十九号から第八百六十二条までの規定は調査士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三号中「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九号第二号中「第五百九十四号第一項（第五百九十八号第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

3 民法第八十二条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四号（第三号を除く。）、第六百四十五号から第六百四十九号まで、第六百五十号第一項及び第二項、第六百五十一号第一項及び第二項（同法第五百九十四号の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九号まで、第六百六十一条から第六百六十四号まで、第六百六十六号から第六百七十三号まで、第六百七十五号、第八百六十三号、第八百六十四号、第八百六十八号第一項、第八百六十九号、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五号並びに第八百七十六号の規定は、調査士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四号第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第三号」と、同法第六百四十七号第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号若しくは第六号又は第一項」と、同法第六百六十八号第一項及び第六百六十九号中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十号第三項中「第九百三十九号第一項」とあるのは「土地家屋調査士法第四十条の二第六項において準用する第九百三十九号第一項」と、同法第六百七十三号第一項中「第五百八十条」とあるのは「土地家屋調査士法第三十五条の三」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四号、第八百二十六号、第八百六十八号第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三号本文、第八百七十五号、第八百七十六号、第九百四号及び第九百三十七号第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は調査士法人の解散の命令について、同法第八百二十五号、第八百六十八号第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、

第四十一条（略）

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第二百六条第一項、第三百四号から第三百五号ノ五まで、第三百三十五号ノ八、第三百三十六号ノ二、第三百三十七号、第三百三十八号及び第三百三十八号ノ三の規定は、調査士法人について準用する。

3 商法第三十二条から第三十六条までの規定は調査士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八号、第五十九号及び第一百二十二号の規定は調査士法人の解散について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八号及び第五十九号第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

4 商法第六十八号、第六十九号、第七十二号、第七十三号及び第七十五号の規定は、調査士法人の内部の関係について準用する。

第八百七十一条、第八百七十二條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條、第八百七十四條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの項において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における調査士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

5 会社法第八百二十八條第一項(第一号に係る部分に限る。)、及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、調査士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

6 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項(第一号に係る部分に限る。)(の規定は、調査士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

7 調査士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、法務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

8 法務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

5 商法第七十七條から第七十九條まで及び第八十一条から第八十三條までの規定は、調査士法人の外部の関係について準用する。

6 商法第八十四條、第八十六條第一項及び第二項(除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。)、並びに第八十七條から第九十二條までの規定は、調査士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六條第一項第二号中「第七十四條第一項」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十七條」と読み替へるものとする。

7 商法第百條第一項から第四項まで及び第六項、第百三條から第百六條まで並びに第百九條から第百一十一條までの規定は調査士法人の合併について、同法第百六十六條ノ二第一項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の規定は調査士法人がこの項において準用する同法第百條第一項の公告を同法第百六十六條第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百六十六條ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「土地家屋調査士法第四十一條第七項ニ於テ準用スル第百條第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同法第四百五十七條中「第百條第六項(第四百四十七條において準用する場合を含む。)」又は第百六十六條ノ二第一項」とあるのは「土地家屋調査士法第四十一條第七項において準用する第百條第六項」と、同法第四百六十二條第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九條中「第四百六十二條」とあるのは「土地家屋調査士法第四十一條第七項において準用する第四百六十二條」と読み替へるものとする。

8 商法第百十六條から第百十九條まで、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條第一項及び第二項、第百二十五條、第百二十六條、第百二十八條から第百三十三條まで、第百三十四條ノ二から第百三十六條まで、第百三十八條並びに第百四十三條から第百四十五條までの規定は、調査士法人の清算について準用する。この場合において、同法第百十七條第一

第七十四条の二 第四十条の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第四十条の二第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第四十条の二第六項において準用する会社法第九百五十一条第一項各号又は第九百五十五条第一項各号に掲げる請求を拒んだ者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 第四十条の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。
- 三 第四十条の二第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 四 定款又は第四十一条第二項において準用する会社法第六百五十五条第一項の会計帳簿若しくは第四十一条第二項において準用する同法第六百七十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 五 第四十一条第三項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産

項及び第二百二十二条中「第九十四条第四号又八第六号」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号若八第六号又八第二項」と読み替えるものとする。

第七十四条の二 第四十一条第七項において準用する商法第四百七十一条第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 第四十一条第二項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 三 定款又は第四十一条第三項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- 四 第四十一条第七項において準用する商法第百条第一項又は第三項（第四十一条第八項において準用する同法第一百七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。
- 五 第四十一条第七項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 六 第四十一条第八項において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第四十一条第七項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第四十一条第七項において準用する商法第四百六十七条第二項各号又は第四十一条第七項において準用する同法第四百七十一条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第四十一条第三項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第四十一条第三項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律

（株券）

（株式申込証の用紙及び株券）

第二条 株券発行会社（会社法（平成十七年法律第 号）第一百七十六条に規定する株券発行会社をいう。）は、前条の定款の規定を株券に記載しなければならない。

第二条 前条の定款の規定は、株式申込証の用紙及び株券（株券を発行しない旨の定款の定めがある場合にあつては、株式申込証の用紙）に記載しなければならない。

2] 取締役、執行役、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役若しくは執行役の職務を代行する者、会社法第三百四十六条第一項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項（同法第四百三条第三項及び第四百一十條第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者又は外国会社の日本における代表者が株券に前条の定款の規定を記載せず、又はその規定について虚偽の記載をしたときは、百万円以下の過料に処する。

2] 発起人、取締役、執行役、外国会社の代表者又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第一百八十八条第四項若しくは株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の第十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二若しくは第二百五十八条第二項（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の第十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の取締役若しくは執行役の職務代行者が株式申込証の用紙（商法第七十五条第五項（同法第二百八十条ノ十四第一項本文において準用する場合を含む。））の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作られる電磁的記録（同法第三十三条ノ二第一項の電磁的記録をいう。）を含む。）又は株券に前条の定款の規定を記載せず、若しくは記録せず、又はその規定について不実の記載若しくは記録をしたときは、百万円以下の過料に処する。

（削る）

（有限会社の準用）

第五条 一定の題号を用い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の発行を目的とする有限会社の持分の譲渡については、第一条、第三条及び前条の規定を準用する。

改 正 案

現 行

（削る）

（有限会社における質権の効力）

第十一条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八条（質権の効力）の規定は、第三条の規定により増加することとなる有限会社の出資者の出資口数に必ずしも持分及び第四条第一項後段又は第七条第四項の規定により有限会社の出資者が受けるべき金銭について準用する。

2] 商法第二百九条（登録質の効力）第一項及び第二項の規定は、第四条第一項後段又は第七条第四項の規定により有限会社の出資者が受けるべき金銭について準用する。

（資本組入等による変更の登記）

第十一条 合資会社の再評価積立金の資本組入による変更の登記の申請書には、再評価積立金の存在を証する書面を添付しなければならない。

（削る）

（資本組入等による変更の登記）

第十一条の二 合資会社又は有限会社の再評価積立金の資本組入による変更の登記の申請書には、再評価積立金の存在を証する書面を添付しなければならない。

2] 有限会社が第五条第一項の規定により出資一口の金額の一部を出資者に払い込ませた場合における資本増加による変更の登記の申請書には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第九十六条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

改正案

現行

<p>(理事) 第四十九条 (略)</p> <p>2) 5 (略)</p> <p>6 理事が欠けた場合又は規約で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事（次項において準用する民法第五十六条の仮理事を含む。）が就任するまで、なおその職務を行う。</p> <p>7 (略)</p> <p>(解散) 第五十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 民法第七十三条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、管理組合法人の解散及び清算に準用する。</p>	<p>(理事) 第四十九条 (略)</p> <p>2) 5 (略)</p> <p>6 理事が欠けた場合又は規約で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なおその職務を行う。</p> <p>7 (略)</p> <p>(解散) 第五十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 民法第七十三条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第三十七条ノ二までの規定は、管理組合法人の解散及び清算に準用する。</p>
---	---

目次

第一章（第二章）（略）

第三章 登記手続

第一節（略）

第二節 商号の登記（第二十七条 第三十四条）

第三節 未成年者及び後見人の登記（第三十五条 第四十二条）

第四節 支配人の登記（第四十三条 第四十五条）

第五節 株式会社の登記（第四十六条 第九十二条）

第六節 合名会社の登記（第九十三条 第九十九条）

第七節 合資会社の登記（第一百条 第一百六条）

第八節 合同会社の登記（第一百七条 第二百六条）

第九節 外国会社の登記（第二百七条 第二百三十一条）

第十節 登記の更正及び抹消（第二百三十二条 第二百三十八条）

第四章 雑則（第二百三十九条 第二百四十八条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、商法（明治三十二年法律第四十八号）、会社法（平成十七年法律第号）その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めることにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする。

（定義）

第一条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 登記簿 商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項が記録される帳簿であつて、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製するものをいう。
- 二 変更の登記 登記した事項に変更を生じた場合に、商法、会社法その他の法律の規定によりすべき登記をいう。
- 三 消滅の登記 登記した事項が消滅した場合に、商法、会社法その他の法律の規定により

目次

第一章（第二章）（略）

第三章（同上）

第一節（略）

第二節 商号の登記（第二十七条 第四十二条）

第三節 未成年者及び後見人の登記（第四十三条 第五十条）

第四節 支配人の登記（第五十一条 第五十三条）

第五節 合名会社の登記（第五十四条 第七十三条）

第六節 合資会社の登記（第七十四条 第七十八条）

第七節 株式会社の登記（第七十九条 第九十二条）

第八節 有限会社の登記（第九十四条 第一百条）

第九節 外国会社の登記（第一百一条の二 第一百六条）

第十節 登記の更正及び抹消（第一百七条 第二百三十三条）

第四章 雑則（第二百四条 第二百一十条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めることにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする。

（定義）

第一条の二 （同上）

- 一 登記簿 商法、有限会社法（昭和十二年法律第七十四号）その他の法律の規定により登記すべき事項が記録される帳簿であつて、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製するものをいう。
- 二 変更の登記 登記した事項に変更を生じた場合に、商法、有限会社法その他の法律の規定によりすべき登記をいう。
- 三 消滅の登記 登記した事項が消滅した場合に、商法、有限会社法その他の法律の規定に

すべき登記をいう。

四 商号 商法第十一条第一項又は会社法第六条第一項に規定する商号をいう。

(商業登記簿)

第六条 登記所に次の商業登記簿を備える。

一〜四 (略)

五 株式会社登記簿

六 合名会社登記簿

七 合資会社登記簿

八 合同会社登記簿

九 (略)

(登記簿等の持出禁止)

第七条 登記簿及びその附属書類(第十七条第四項に規定する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))及び第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録(以下「第十九条の二に規定する電磁的記録」という。)を含む。以下この条、第九条、第十一条の二、第四百十条及び第四百四十一条において同じ。( )は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。

(手数料)

第十三条 (略)

2 第十条から前条までの手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

(嘱託による登記)

第十五条 第五条、第十七条から第十九条の二まで、第二十一条、第二十二條、第二十三條の二、第二十四條、第四十八條から第五十条まで(第九十五條、第一百一十條及び第一百八條において準用する場合を含む。)、第五十一条第一項及び第二項、第五十二條、第七十八條第一項及び第三項、第八十二條第二項及び第三項、第八十三條、第八十七條第一項及び第二項

よりすべき登記をいう。

(新設)

(商業登記簿)

第六条 (同上)

一〜四 (略)

五 合名会社登記簿

六 合資会社登記簿

七 株式会社登記簿

八 有限会社登記簿

九 (略)

(登記簿等の持出禁止)

第七条 登記簿及びその附属書類(第十七条第四項に規定する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))及び第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録(以下「第十九条の二に規定する電磁的記録」という。)を含む。以下この条、第九条、第十一条の二、第四百四條の二及び第四百四條の三において同じ。( )は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。

(手数料)

第十三条 (略)

2 第十条から前条までの手数料の納付は、登記印紙をもつてなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第十條第一項若しくは第二項、第十一條若しくは第十二條第一項又は同條第二項において準用する第十條第一項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

(嘱託による登記)

第十五条 第五条、第十七条から第十九条の二まで、第二十一条、第二十二條、第二十三條の二、第二十四條、第五十六條から第五十八條の三まで(第七十七條及び第九十二條(第一百一條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第八十九條の五第一項及び第二項、第八十九條の九第一項及び第二項、第八十九條の十(第八十九條の五第四項

第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第三百三十二条並びに第三百三十四条の規定は、官庁の囑託による登記の手續について準用する。

(登記申請の方式)

第十七条 (略)

2 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者(当該代表者が法人である場合に於ては、その職務を行うべき者)若しくは代理人が記名押印しなければならない。

一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名又は名称及び住所(当該代表者が法人である場合に於ては、その職務を行うべき者の氏名及び住所を含む。)

二 八 (略)

3・4 (略)

(申請の却下)

第二十四条 登記官は、次の各号のいずれかに掲げる事由がある場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合に於いて、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 十二 (略)

十三 申請が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記を目的とするとき。

十四 申請が法令の規定により使用を禁止された商号の登記を目的とするとき。

十五 (略)

(削る)

十六 (略)

(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)

第二十七条 商号の登記は、その商号が他人の既に登記した商号と同一であり、かつ、その営業所(会社にあつては、本店、以下この条において同じ。)(の所在場所が当該他人の商号の登記に係る営業所の所在場所と同一であるときは、することができない。

(商号の譲渡又は相続の登記)

(において準用する場合を含む。)(、第九十二条(第五十七条第一項及び第二項、第五十八条、第六十九条第一項及び第三項並びに第七十条の準用に係る部分に限る。)(、第九十三条第二項(第七十三条第一項及び第三項の準用に係る部分に限る。)(、第一百七条並びに第九十九条の規定は、官庁の囑託による登記の手續について準用する。

(登記申請の方式)

第十七条 (略)

2 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。

一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所

二 八 (略)

3・4 (略)

(申請の却下)

第二十四条 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合に於いて、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 十二 (略)

十三 申請が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記又は仮登記を目的とするとき。

十四 申請が法令の規定により使用を禁止された商号の登記又は仮登記を目的とするとき。

十五 (略)

十六 申請が第三十五条第三項若しくは第三十五条の二第三項の規定に違反し、又は第三十六条第一項ただし書の規定に該当するとき。

十七 (同上)

(類似商号登記の禁止)

第二十七条 商号の登記は、同市町村内においては、同一の営業のため他人が登記したものと判然区別することができないときは、することができない。

(商号の譲渡又は相続の登記)

第三十条 (略)

- 2 前項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書及び商法第十五条第一項の規定に該当することを証する書面を添付しなければならない。
- 3 商号の相続による変更の登記を申請するには、申請書に相続を証する書面を添付しなければならない。

(営業又は事業の譲渡の際の免責の登記)

第三十一条 商法第十七条第二項前段及び会社法第二十一条第二項前段の登記は、譲受人の申請によつてする。

- 2 前項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書を添付しなければならない。

(商号の登記の抹消)

第三十二条 次の各号に掲げる場合において、当該商号の登記をした者が当該各号に定める登記をしないときは、当該商号の登記に係る営業所(会社にあつては、本店。以下この条において同じ。)(の所在場所において同一の商号を使用しようとする者は、登記所に対し、当該商号の登記の抹消を申請することができる。

- 一 登記した商号を廃止したとき 当該商号の廃止の登記
- 二 商号の登記をした者が正当な事由なく二年間当該商号を使用しないとき 当該商号の廃止の登記

三 登記した商号を変更したとき 当該商号の変更の登記

四 商号の登記に係る営業所を移転したとき 当該営業所の移転の登記

2 前項の規定によつて商号の登記の抹消を申請する者は、申請書に当該商号の登記に係る営業所の所在場所において同一の商号を使用しようとする者であることを証する書面を添付しなければならない。

3 第百三十五条から第百三十七条までの規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。

4 登記官は、前項において準用する第百三十六条の規定により異議が理由があるとする決定をしたときは、第一項の申請を却下しなければならない。

(会社の商号の登記)

第三十四条 会社の商号の登記は、会社の登記簿に於ける。

2 (略)

(削る)

第三十条 (略)

- 2 前項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書及び商法第二十四条第一項の規定に該当することを証する書面を添付しなければならない。
- 3 商号の相続による変更の登記を申請するには、申請書に相続を証する書面を添付しなければならない。

(営業譲渡の際の免責の登記)

第三十一条 商法第二十六条第二項の登記は、譲受人の申請によつてする。

- 2 前項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書を添付しなければならない。

(商号の登記の抹消)

第三十二条 商法第三十一条の規定によつて商号の登記の抹消を申請する者は、申請書に抹消につき利害関係を有することを証する書面を添付しなければならない。

(新設)

- 2 第百十條から第百十二條までの規定は、前項の申請があつた場合に準用する。
- 3 登記官は、前項で準用する第百十一條の規定により異議が理由があるとする決定をしたときは、第一項の申請を却下しなければならない。

第三十四条 (新設)

1 (略)

(本店の移転等に係る商号の仮登記)

第三十五条 会社は、その本店を移転しようとするときは移転すべき地を管轄する登記所にその商号、目的又は商号及び目的を変更しようとするときは本店の所在地を管轄する登

記所に、商号の仮登記を申請することができる。

2| 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 商号
  - 二 目的（第四号及び第五号に規定する商号の仮登記に限る。）
  - 三 本店
  - 四 本店の移転に係る商号の仮登記にあつては、本店を移転すべき市町村
  - 五 商号の変更に係る商号の仮登記にあつては、変更により定めるべき商号
  - 六 目的の変更に係る商号の仮登記にあつては、変更により定めるべき目的
  - 七 商号及び目的の変更に係る商号の仮登記にあつては、変更により定めるべき商号及び目的
  - 八 本店移転の登記又は商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記までの期間
- 3| 前項第八号の期間は、本店移転の登記については三年、商号、目的又は商号及び目的の変更の登記については一年を超えることができない。

（株式会社又は有限会社設立に係る商号の仮登記）

第三十五条の二 発起人又は社員（以下この節において「発起人等」という。）は、株式会社又は有限会社を設立しようとするときは、本店の所在地を管轄する登記所に、商号の仮登記を申請することができる。

2| 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 商号
  - 二 目的
  - 三 本店が所在すべき市町村
  - 四 発起人等の全員の氏名及び住所
  - 五 設立の登記までの期間
- 3| 前項第五号の期間は、一年を超えることができない。

（商号の仮登記のための供託）

第三十五条の三 商号の仮登記をするには、政令で定める額の金銭を供託しなければならない。

（予定期間の伸長の登記等）

第三十六条 会社又は発起人等は、政令で定める額の金銭を供託して、第三十五条第二項第八号又は第三十五条の二第二項第五号の期間（以下「予定期間」という。）の伸長の登記を申請することができる。ただし、伸長により第三十五条第三項又は第三十五条の二第三項の規定に反することとなるときは、この限りでない。

（削る）

（削る）

（削る）

- 2| 会社は、第三十五条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に変更を生じたときは、その登記を申請しなければならない。ただし、次条第一項第一号又は第二号に掲げる場合は、この限りでない。
- 3| 発起人等は、第三十五条の二第二項第二号又は第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、その登記を申請しなければならない。

( 削る )

( 商号の仮登記の抹消の申請 )

- 第三十七条 会社又は発起人等は、次の場合には、商号の仮登記の抹消を申請しなければならない。
- 一 本店の移転、目的の変更又は株式会社若しくは有限会社の設立に係る商号の仮登記をしている場合において、商号を変更したとき。
- 二 商号、目的又は商号及び目的の変更に係る商号の仮登記をしている場合において、本店を他の市町村に移転したとき。
- 三 商号の仮登記の必要がなくなつたとき。
- 2| 商法第三十一条及びこの法律第三十三条の規定は、会社又は発起人等が前項の規定による申請をしない場合に準用する。

( 削る )

( 商号の仮登記の申請書の添付書類等 )

- 第三十八条 商号の仮登記の申請書及び第三十六条第一項の登記の申請書には、供託物受入れの記載がある供託書の謄本を添付しなければならない。
- 2| 本店の移転に係る商号の仮登記の申請書には会社の登記簿の謄本及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を、株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記の申請書には定款を添付しなければならない。
- 3| 本店の移転に係る商号の仮登記につき第三十六条第一項又は前条第一項の規定による申請をするには、申請書に会社の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。
- 4| 本店の移転に係る商号の仮登記について第三十六条第二項の登記の申請書には、前項に規定する書面及び会社の本店の所在地において変更の登記をしたことを証する書面を添付しなければならない。
- 5| 第三十六条第三項の登記の申請書には、発起人等の氏、名又は住所の変更の登記の申請をする場合を除き、定款を添付しなければならない。
- 6| 第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の移転に係る商号の仮登記及び株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記に関する申請については、適用しない。

( 商号の仮登記と第二十七条の規定の適用 )

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(未成年者登記の登記事項等)

第三十五条 (略)

(申請人)

第三十六条 (略)

(添付書面)

第三十七条 商法第五条の規定による登記の申請書には、法定代理人の許可を得たことを証する書面を添付しなければならない。ただし、申請書に法定代理人の記名押印があるときは、この限りでない。

2・3 (略)

第三十八条 未成年者がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請書には、旧所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。

第三十九条 商号の仮登記は、第二十七条の規定の適用については、商号の登記とみなす。

(商号の仮登記の職権抹消)

第四十条 登記官は、次の場合には、商号の仮登記を抹消しなければならない。

一 会社又は会社を代表すべき者が予定期間内に本店移転の登記、商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記又は設立の登記をしたとき。

二 会社又は会社を代表すべき者が本店移転の登記、商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記又は設立の登記をしないで予定期間が経過したとき。

(供託金の取戻し等)

第四十一条 予定期間内に本店移転の登記、商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記又は設立の登記がされたときは、会社又は発起人等は、供託金を取り戻すことができる。ただし、第三十七条第一項第一号又は第二号に掲げる場合には、この限りでない。

2| 商号の仮登記が抹消されたときは、前項の場合を除き、供託金は、国庫に帰属する。

(市町村の意義)

第四十二条 第二十七条、第三十五条第二項第四号、第三十五条の二第二項第三号及び第三十七条第一項第二号の市町村は、商法第十九条の市町村とする。

(未成年者登記の登記事項等)

第四十三条 (略)

(申請人)

第四十四条 (略)

(添付書面)

第四十五条 商法第五条の規定による登記の申請書には、法定代理人の許可を得たことを証する書面を添付しなければならない。ただし、申請書に法定代理人の記名押印があるときは、この限りでない。

2・3 (略)

第四十六条 未成年者がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請書には、旧所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。

第三十九条 未成年者の死亡による消滅の登記の申請書には、未成年者が死亡したことを証する書面を添付しなければならない。

(後見人登記の登記事項等)

第四十条 商法第六条第一項の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 後見人の氏名又は名称及び住所
- 二 四 (略)
- 五 数人の成年後見人が共同してその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨
- 六 数人の成年後見人が事務を分掌してその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨及び各成年後見人が分掌する事務の内容

2 (略)

(申請人)

第四十一条 (略)

(添付書面)

第四十二条 商法第六条第一項の規定による登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 後見監督人がないときは、その旨を証する書面
- 二 後見監督人があるときは、その同意を得たことを証する書面
- 三 後見人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

2 後見人が法人であるときは、第四十条第一項第一号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、前項第三号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

3 第一項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)(の規定は、営業の種類増加による変更の登記について準用する。

4 第三十八条の規定は、後見人がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記について準用する。

5 (略)

(削る)

(会社以外の商人の支配人の登記)

第四十七条 未成年者の死亡による消滅の登記の申請書には、未成年者が死亡したことを証する書面を添付しなければならない。

(後見人登記の登記事項等)

第四十八条 商法第七条第一項の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 後見人の氏名及び住所
- 二 四 (略)
- (新設)
- (新設)

2 (略)

(申請人)

第四十九条 (略)

(添付書面)

第五十条 (新設)

(新設)

(新設)

(新設)

1 (略)

2 第四十五条第一項及び第三項並びに第四十六条の規定は、後見人の登記に準用する。

(登記事項等)

第四十三条 商人（会社を除く。以下この項において同じ。）の支配人の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 商人の氏名及び住所
- 三 商人が数個の商号を使用して数種の営業をするときは、支配人が代理すべき営業及びその使用すべき商号
- 四 (略)

2 第二十九条の規定は、前項の登記について準用する。

(会社の支配人の登記)

第四十四条 (略)

2 前項の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 支配人の氏名及び住所
- 二 支配人を置いた営業所

3 第二十九条第二項の規定は、第一項の登記について準用する。

第四十五条 会社の支配人の選任の登記の申請書には、支配人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 会社の支配人の代理権の消滅の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

(削る)

第五節 株式会社の登記

(添付書面の通則)

第四十六条 登記すべき事項につき株主全員若しくは種類株主全員の同意又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

3 登記すべき事項につき会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）の規定により株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議があつ

第五十一条 支配人の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 営業主の氏名及び住所
- 三 営業主が数個の商号を使用して数種の営業をするときは、支配人が代理すべき営業及びその使用すべき商号
- 四 (略)
- 五 数人の支配人が共同して代理権を行なうべきことを定めたときは、その規定

2 第二十九条の規定は、支配人の登記に準用する。

(会社の支配人の特則)

第五十二条 (略)

2 前項の登記においては、前条第一項第二号に掲げる事項を登記することを要しない。

(新設)

第五十三条 会社の支配人の選任の登記の申請書には、支配人の選任及び第五十一条第五号に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。

2 会社の支配人の代理権の消滅又は第五十一条第一項第五号に掲げる事項の設定、変更若しくは消滅の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

3 会社の支配人の登記の申請書には、本店の所在地の登記所に申請する場合を除き、登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

第五節 合名会社の登記

(添付書面の通則)

第五十四条 登記すべき事項につき総社員の同意又はある社員若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(設立の登記)  
第五十五条 設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

たものとみなされる場合には、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

4 委員会設置会社における登記すべき事項につき、会社法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、申請書に、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(設立の登記)

第四十七條 設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

一 定款

二 会社法第五十七條第一項の募集をしたときは、同法第五十八條第一項に規定する設立時募集株式の引受けの申込み又は同法第六十一條の契約を証する書面

三 定款に会社法第二十八條各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、次に掲げる書面

イ 検査役又は設立時取締役（設立しようとする株式会社）が監査役設置会社である場合にあつては、設立時取締役及び設立時監査役（の調査報告を記載した書面及びその附属書類）

ロ 会社法第三十三條第十項第一号に掲げる場合には、有価証券（同号に規定する有価証券をいう。以下同じ。）の市場価格を証する書面

ハ 会社法第三十三條第十項第三号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

五 会社法第三十四條第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面（同法第五十七條第一項の募集をした場合にあつては、同法第六十四條第一項の金銭の保管に関する証明書）

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

七 設立時取締役が設立時代取締役を選定したときは、これに関する書面

八 設立しようとする株式会社（委員会設置会社）であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代代表執行役の選定に関する書面

九 創立總會及び種類創立總會の議事録

十 表取締役（設立しようとする株式会社）が委員会設置会社である場合にあつては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代代表執行役（が就任を承諾したことを証する書面）

(支店所在地における登記)

第五十六條 本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地において登記の申請書には、本店の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合には、他の書面の添付を要しない。

2 支店の所在地において商法第六十四條第一項に掲げる事項を登記する場合には、会社成立の年月日並びに支店を設置し、又は移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第五十六條の二 法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社による本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請は、その支店が法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

3 第一項の規定による登記の申請と本店の所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の規定による登記の申請については、適用しない。

5 第一項の規定により登記を申請する者は、手数料を納付しなければならない。

6 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

7 第十三條第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。

第五十六條の三 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請について第二十四條各号に掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければならない。前条第五項の手数料を納付しないときも、同様とする。

2 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、遅滞なく、同項の登記の申請があつた旨を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。ただし、前項の規定によりその申請を却下したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、本店の所在地を管轄する登記所においては、会社成立の年月日をも通知しなければならない。

4 前二項の規定による通知があつたときは、第二十一條の規定の適用については、登記官が前条第一項の登記の申請書を受け取つたものとみなす。

(本店移転の登記)

十一 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面  
就任を承諾したことを証する書面

十二 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面  
就任を承諾したことを証する書面

十三 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面  
就任を承諾したことを証する書面

十四 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面  
就任を承諾したことを証する書面

十五 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面  
就任を承諾したことを証する書面

十六 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面  
就任を承諾したことを証する書面

十七 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面  
就任を承諾したことを証する書面

十八 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面  
就任を承諾したことを証する書面

十九 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面  
就任を承諾したことを証する書面

二十 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面  
就任を承諾したことを証する書面

二十一 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面  
就任を承諾したことを証する書面

二十二 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面  
就任を承諾したことを証する書面

二十三 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面  
就任を承諾したことを証する書面

第五十七条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。第二十条第一項又は第二項の規定により新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出も、同様とする。

第五十八条 旧所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

第五十九条 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の場合を除き、遅滞なく、前条第一項の登記の申請書及びその添付書類（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）並びに同項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

第六十条 新所在地を管轄する登記所においては、前項の申請書の送付を受けた場合において、前条第一項の登記をしたとき、又はその登記の申請を却下したときは、遅滞なく、その旨を旧所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

第六十一条 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の規定により登記をした旨の通知を受けるまでは、登記をすることができない。

第六十二条 新所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請を却下したときは、旧所在地における登記の申請は、却下されたものとみなす。

第六十三条 第五十六条第一項の規定は、新所在地における登記に準用する。

第六十四条 社員の入社又は退社による変更の登記の申請書には、その事実を証する書面を添付しなければならない。

第六十五条 第六十一条 解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨、その事由及び年月日とする。

第六十六条 定款に定めた事由の発生による解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

第六十七条 会社を代表すべき清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添付しなければならない。ただし、商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する清算人については、この限りでない。

第六十八条 清算人の登記

第六十九条 清算人の登記

6| 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

7| 第十三条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。

第五十条 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請について第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければならない。前条第五項の手数料を納付しないときも、同様とする。

2| 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、遅滞なく、同項の登記の申請があつた旨を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。ただし、前項の規定によりその申請を却下したときは、この限りでない。

3| 前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、本店の所在地を管轄する登記所においては、会社成立の年月日をも通知しなければならない。

4| 前二項の規定による通知があつたときは、当該支店の所在地を管轄する登記所の登記官が前条第一項の登記の申請書を受け取つたものとみなして、第二十一条の規定を適用する。

(本店移転の登記)

第五十一条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。第二十条第一項又は第二項の規定により新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出も、同様とする。

2| 前項の登記の申請と旧所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

3| 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

第五十二条 旧所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2| 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の場合を除き、遅滞なく、前条第一項の登記の申請書及びその添付書面並びに同項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

3| 新所在地を管轄する登記所においては、前項の申請書の送付を受けた場合において、前条第一項の登記をしたとき、又はその登記の申請を却下したときは、遅滞なく、その旨を旧所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

4| 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の規定により登記をした旨の通知を受けるまでは、登記をすることができない。

5| 新所在地を管轄する登記所において前条第一項の登記の申請を却下したときは、旧所在地

第六十二条 業務執行社員が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

2| 社員が選任した清算人の選任の登記の申請書にはその者が就任を承諾したことを証する書面を、裁判所が選任した清算人の選任の登記の申請書にはその選任並びに商法第二百三十三条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。

第六十三条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2| 裁判所が選任した清算人に関する商法第二百三十三条第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、変更の事由を証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記)

第六十四条 商法第十九条ノ二の規定による登記の申請書には、会社財産の処分が完了したことを証する総社員が作成した書面を添付しなければならない。

2| 商法第二百三十四条の規定による登記の申請書には、清算人がその計算の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記)

第六十五条 会社の設立の無効又は取消しの判決が確定した場合において、会社を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本を添付しなければならない。

(合併の登記)

第六十六条 合併による変更又は設立の登記においては、合併により消滅する会社(以下「消滅会社」といふ。)の商号及び本店並びに合併した旨をも登記しなければならない。

第六十七条 合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 消滅会社の総社員の同意があつたことを証する書面

二 商法第百条第一項(同法第百四十七条において準用する場合を含む。)(の規定による公告及び催告)(同法第百条第四項)(同法第百四十七条において準用する場合を含む。)(の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公告(をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

三 消滅会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に消滅会社の本店又は支店がある場合を除く。

における登記の申請は、却下されたものとみなす。

第五十三条 新所在地における登記においては、会社成立の年月日並びに本店を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(取締役等の変更の登記)

第五十四条 取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役(委員会設置会社にあつては、取締役、委員、執行役又は代表執行役)の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

2) 会計参与又は会計監査人の就任による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 就任を承諾したことを証する書面

二 これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

三 これらの者が法人でないときは、会計参与にあつては会社法第三百三十三条第一項に規定する者であること、会計監査人にあつては同法第三百三十七条第一項に規定する者であることを証する書面

3) 会計参与又は会計監査人が法人であるときは、その名称の変更の登記の申請書には、前項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

4) 第一項又は第二項に規定する者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

(一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記)

第五十五条 会社法第三百四十六條第四項の一時会計監査人の職務を行うべき者の就任による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 その選任に関する書面

二 就任を承諾したことを証する書面

三 その者が法人であるときは、前条第二項第二号に掲げる書面。ただし、同号ただし書に規定する場合を除く。

四 その者が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

2) 前条第三項及び第四項の規定は、一時会計監査人の職務を行うべき者の登記について準用する。

(募集株式の発行による変更の登記)

第六十八条 合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 定款

二 前条各号に掲げる書面

2) 第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。

第六十九条 合併による解散の登記の申請については、合併後存続する会社(以下「存続会社」という。)又は合併により設立した会社(以下「新設会社」という。)を代表すべき者が消滅会社を代表する。

2) 本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に存続会社又は新設会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3) 本店の所在地における第一項の登記の申請と第六十六条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4) 申請書の添付書面に関する規定並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請については、適用しない。

第七十条 存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第三項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2) 存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の場合において、合併による変更又は設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

(組織変更の登記)

第七十一条 合名会社が合資会社に組織を変更した場合の合資会社については、登記においては、会社成立の年月日、合名会社の商号、組織を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第七十二条 前条の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 定款

二 有限責任社員を加入させたときは、その加入を証する書面

三 第七十四条に規定する書面

第五十六条 募集株式（会社法第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。第一号において同じ。）の発行による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 募集株式の引受けの申込み又は会社法第二百五十五条の契約を証する書面

二 金銭を出資の目的とするときは、会社法第二百八条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

イ 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

ロ 会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

ハ 会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

ニ 会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

（新株予約権の行使による変更の登記）

第五十七条 新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新株予約権の行使があつたことを証する書面

二 金銭を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、会社法第二百八十一条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

三 金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、次に掲げる書面

イ 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

ロ 会社法第二百八十四条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

ハ 会社法第二百八十四条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

ニ 会社法第二百八十四条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

ホ 会社法第二百八十一条第二項後段に規定する場合には、同項後段に規定する差額に相当する金銭の払込みがあつたことを証する書面

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

（取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記）

第五十八条 取得請求権付株式（株式の内容として会社法第八十八条第二項第五号ロに掲げる事

第七十三条 合名会社が合資会社に組織を変更した場合の合名会社についての登記の申請と合資会社についての登記の申請とは、同時にしなければならない。

2 申請書の添付書面に関する規定は、合資会社についての前項の登記の申請については、適用しない。

3 登記官は、第一項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

項についての定めがあるものに限る。)(の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記の申請書には、当該取得請求権付株式の取得の請求があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(取得条項付株式等の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記)

第五十九条 取得条項付株式(株式の内容として会社法第八十条第二項第六号に掲げる事項についての定めがあるものに限る。)(の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 会社法第七十条第二項第三号イの事由の発生を証する書面  
二 株券発行会社にあつては、会社法第二百九十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

2) 取得条項付新株予約権(新株予約権の内容として会社法第二百三十六条第一項第七号二に掲げる事項についての定めがあるものに限る。)(の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 会社法第二百三十六条第一項第七号イの事由の発生を証する書面  
二 会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

(全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記)

第六十条 株券発行会社が全部取得条項付種類株式(会社法第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第六十八条において同じ。)(の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記の申請書には、前条第一項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。

(株式の併合による変更の登記)

第六十一条 株券発行会社が株式の併合による変更の登記の申請書には、第五十九条第一項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。

(株式譲渡制限の定款の定めによる変更の登記)

第六十二条 譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨の定款の定めによる変更の登記(株券発行会社がするものに限る。)(の申請書には、第五十九条第一項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。

(株券を発行する旨の定款の廃止による変更の登記)

第六十三条 株券を発行する旨の定款の廃止による変更の登記の申請書には、会社法

第二百十八条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は株式の全部について株券を発行していないことを証する書面を添付しなければならない。

(株主名簿管理人の設置による変更の登記)

第六十四条 株主名簿管理人を置いたことによる変更の登記の申請書には、定款及びその者との契約を証する書面を添付しなければならない。

(新株予約権の発行による変更の登記)

第六十五条 新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

一 募集新株予約権(会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。次号において同じ。)(の引受けの申込み又は同法第二百四十四条第一項の契約を証する書面

二 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めたとき(当該期日が会社法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日より前の日であるときに限る。)(は、同法第二百四十六条第一項の規定による払込み(同条第二項の規定による金銭以外の財産の給付又は会社に対する債権をもつてする相殺を含む。)(があつたことを証する書面

(取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記)

第六十六条 取得請求権付株式(株式の内容として会社法第一百七十七条第二号八又は二に掲げる事項についての定めがあるものに限る。)(の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記の申請書には、当該取得請求権付株式の取得の請求があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(取得条項付株式等の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記)

第六十七条 取得条項付株式(株式の内容として会社法第一百七十七条第二号ホ又はハに掲げる事項についての定めがあるものに限る。)(の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記の申請書には、第五十九条第一項各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 取得条項付新株予約権(新株予約権の内容として会社法第二百三十六条第一項第七号ハ又は下に掲げる事項についての定めがあるものに限る。)(の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記の申請書には、第五十九条第一項各号に掲げる書面を添付しなければならない。

(全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記)

第六十八条 株券発行会社が全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする新株予約権の交付

による変更の登記の申請書には、第五十九条第一項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。

(資本金の額の増加による変更の登記)

第六十九条 資本準備金若しくは利益準備金又は剰余金の額の減少によつてする資本金の額の増加による変更の登記の申請書には、その減少に係る資本準備金若しくは利益準備金又は剰余金の額が計上されていたことを証する書面を添付しなければならない。

(資本金の額の減少による変更の登記)

第七十条 資本金の額の減少による変更の登記の申請書には、会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記)

第七十一条 解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日とする。

2| 定款で定めた解散の事由の発生による解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

3| 代表清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添付しなければならない。ただし、当該代表清算人が会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの(同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社代表清算人となつたもの)であるときは、この限りでない。

(職権による解散の登記)

第七十二条 会社法第四百七十二條第一項本文の規定による解散の登記は、登記官が、職権で行なければならない。

(清算人の登記)

第七十三条 清算人の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

2| 会社法第四百七十八條第一項第二号又は第三号に掲げる者が清算人となつた場合の清算人

の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3] 裁判所が選任した者が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、その選任及び会社法第九百二十八条第一項第一号に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。

(清算人に関する変更の登記)

第七十四条 裁判所が選任した清算人に関する会社法第九百二十八条第一項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、変更の事由を証する書面を添付しなければならない。

2] 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記)

第七十五条 清算終了の登記の申請書には、会社法第五百七条第三項の規定による決算報告の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(組織変更の登記)

第七十六条 株式会社組織変更をした場合の組織変更後の持分会社についてする登記においては、会社成立の年月日、株式会社の商号並びに組織変更をした旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第七十七条 前条の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 会社法第七百七十九条第一項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 組織変更をする株式会社株券発行会社であるときは、第五十九条第一項第二号に掲げる書面

五 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、第五十九条第二項第一号に掲げる書面

六 法人が組織変更後の持分会社を代表する社員となるときは、次に掲げる書面

イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

□ 当該社員の職務を行うべき者の選任に関する書面

八 当該社員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面

七 法人が組織変更後の持分会社の社員（前号に規定する社員を除き、合同会社にあつては、業務を執行する社員に限る。）となるときは、同号イに掲げる書面。ただし、同号イただし書に規定する場合を除く。

八 株式会社が組織変更をして合資会社となるときは、有限責任社員が既に履行した出資の額を証する書面

第七十八条 株式会社が組織変更をした場合の株式会社についての登記の申請と組織変更後の持分会社についての登記の申請とは、同時にしなければならない。

2| 申請書の添付書面に関する規定は、株式会社についての前項の登記の申請については、適用しない。

3| 登記官は、第一項の登記の申請のいずれにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

（合併の登記）

第七十九条 吸収合併による変更の登記又は新設合併による設立の登記においては、合併をした旨並びに吸収合併により消滅する会社（以下「吸収合併消滅会社」という。）又は新設合併により消滅する会社（以下「新設合併消滅会社」という。）の商号及び本店をも登記しなければならない。

第八十条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（同条第四項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した株主がある場合にあっては、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）

三 会社法第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面

五 吸収合併消滅会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅会社の本店がある場合を除く。

六 吸収合併消滅会社が株式会社であるときは、会社法第七百八十三条第一項から第四項までの規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面（同法第七百八十四条第一項本文に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）

七 吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面

八 吸収合併消滅会社において会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したことが当該吸収合併しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 吸収合併消滅会社が株券発行会社であるときは、第五十九条第一項第二号に掲げる書面  
十 吸収合併消滅会社が新株予約権を発行しているときは、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

第八十一条 新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない

一 新設合併契約書

二 定款

三 第四十七条第二項第六号から第八号まで及び第十号から第十二号までに掲げる書面

四 前条第四号に掲げる書面

五 新設合併消滅会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅会社の本店がある場合を除く。

六 新設合併消滅会社が株式会社であるときは、会社法第八百四条第一項及び第三項の規定による新設合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面

七 新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面

八 新設合併消滅会社において会社法第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同法第八百十条

第三項（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告（をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面）

九 新設合併消滅会社が株券発行会社であるときは、第五十九条第一項第二号に掲げる書面

十 新設合併消滅会社が新株予約権を発行しているときは、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

第八十二条 合併による解散の登記の申請については、吸収合併後存続する会社（以下「吸収合併存続会社」という。）又は新設合併により設立する会社（以下「新設合併設立会社」という。）を代表すべき者が吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社を代表する。

2| 本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3| 本店の所在地における第一項の登記の申請と第八十条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4| 申請書の添付書面に関する規定並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請については、適用しない。

第八十三条 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第三項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2| 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の場合において、吸収合併による変更の登記又は新設合併による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

（会社分割の登記）

第八十四条 吸収分割をする会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社（以下「吸収分割承継会社」という。）がする吸収分割による変更の登記又は新設分割による設立の登記においては、分割をした旨並びに吸収分割をする会

社（以下「吸収分割会社」という。）又は新設分割をする会社（以下「新設分割会社」という。）の商号及び本店をも登記しなければならない。

2| 吸収分割会社又は新設分割会社がする吸収分割又は新設分割による変更の登記においては、分割をした旨並びに吸収分割承継会社又は新設分割により設立する会社（以下「新設分割設立会社」という。）の商号及び本店をも登記しなければならない。

第八十五条 吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収分割契約書

二 会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（同条第四項の規定により吸収分割に反対する旨を通知した株主がある場合にあっては、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）

三 会社法第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面

五 吸収分割会社の登記事項証明書 ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収分割会社の本店がある場合を除く。

六 吸収分割会社が株式会社であるときは、会社法第七百八十三条第一項の規定による吸収分割契約の承認があつたことを証する書面（同法第七百八十四条第一項本文又は第三項に規定する場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）

七 吸収分割会社が合同会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続）があつたことを証する書面（当該合同会社とその事業に関して有する権利義務の一部を他の会社に承継させる場合にあっては、社員の過半数の一致があつたことを証する書面）

八 吸収分割会社において会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙

又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告（）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を書するおそれがないことを証する書面）

九 吸収分割会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号に規定する場合には、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

第八十六条 新設分割による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設分割計画書

二 定款

三 第四十七条第二項第六号から第八号まで及び第十号から第十二号までに掲げる書面  
前条第四号に掲げる書面

四 新設分割会社の登記事項証明書 ただし、当該登記所の管轄区域内に新設分割会社の本店がある場合を除く。

五 新設分割会社が株式会社であるときは、会社法第八百四十一条の規定による新設分割計画の承認があつたことを証する書面（同法第八百五十一条に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）

六 新設分割会社が合同会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面（当該合同会社とその事業に關して有する権利義務の一部を他の会社に承継させる場合にあつては、社員の過半数の一致があつたことを証する書面）

七 新設分割会社において会社法第八百十條第二項（第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同法第八百十條第三項（同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第八百十條第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告（）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を書するおそれがないことを証する書面）

八 新設分割会社において会社法第八百十條第二項（第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同法第八百十條第三項（同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第八百十條第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告（）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を書するおそれがないことを証する書面）

九 新設分割会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百六十三條第十号に規定する場合には、第五十九條第二項第二号に掲げる書面

第八十七条 本店の所在地における吸収分割会社又は新設分割会社とする吸収分割又は新設分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2| 本店の所在地における前項の登記の申請と第八十五条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3| 第一項の登記の申請書には、登記所において作成した吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

第八十八条 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2| 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、吸収分割による変更の登記又は新設分割による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを吸収分割会社又は新設分割会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

(株式交換の登記)

第八十九条 株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全親会社」という。）がする株式交換による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 株式交換契約書

二 会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（同条第四項の規定により株式交換に反対する旨を通知した株主がある場合にあっては、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）

三 会社法第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交換をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面

五 株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に株式交換完全子会社の本店がある場合を除く。

六 株式交換完全子会社において会社法第七百八十三条第一項から第四項までの規定による株式交換契約の承認その他の手続があつたことを証する書面（同法第七百八十四条第一項本文に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）

七 株式交換完全子会社において会社法第七百八十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交換をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

八 株式交換完全子会社が株券発行会社であるときは、第五十九条第一項第二号に掲げる書面

九 株式交換完全子会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百六十八条第一項第四号に規定する場合には、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

（株式移転の登記）

第九十条 株式移転による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 株式移転計画書

二 定款

三 第四十七条第二項第六号から第八号まで及び第十号から第十二号までに掲げる書面

四 前条第四号に掲げる書面

五 株式移転をする株式会社（以下「株式移転完全子会社」という。）の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に株式移転完全子会社の本店がある場合を除く。

六 株式移転完全子会社において会社法第八百四条第一項及び第三項の規定による株式移転計画の承認その他の手続があつたことを証する書面

七 株式移転完全子会社において会社法第八百十條第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式移転をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

八 株式移転完全子会社が株券発行会社であるときは、第五十九条第一項第二号に掲げる書面

九 株式移転完全子会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百七十三条第一項第九号に規定する場合には、第五十九条第一項第二号に掲げる書面

(同時申請)

第九十一条 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十二条第一項第九号に規定する場合において、本店の所在地における株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社がする株式交換又は株式移転による新株予約権の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に株式交換完全親会社又は株式移転により設立する株式会社(以下「株式移転設立完全親会社」という。)の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2] 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十二条第一項第九号に規定する場合には、本店の所在地における前項の登記の申請と第八十九条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3] 第一項の登記の申請書には、登記所において作成した株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の代表取締役(委員会設置会社にあつては、代表執行役)の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

第九十二条 株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2] 株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、株式交換による変更の登記又は株式移転による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

## 第六節 合名会社の登記

(添付書面の通則)

第九十二条 登記すべき事項につき総社員の同意又はある社員若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(設立の登記)

## 第六節 合資会社の登記

(設立の登記)

第七十四条 設立の登記の申請書には、有限責任社員が出資につき履行した部分を証する書面を添付しなければならない。

(出資履行の登記)

第七十五条 有限責任社員の出資の履行による変更の登記の申請書には、その履行があつたこと

第九十四条 設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 定款

二 合名会社を代表する社員が法人であるときは、次に掲げる書面

イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

ロ 当該社員の職務を行うべき者の選任に関する書面

ハ 当該社員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面

三 合名会社の社員（前号に規定する社員を除く。）が法人であるときは、同号イに掲げる書面。ただし、同号イただし書に規定する場合を除く。

（準用規定）

第九十五条 第四十七条第一項及び第四十八条から第五十三条までの規定は、合名会社の登記について準用する。

（社員の加入又は退社等による変更の登記）

第九十六条 合名会社の社員の加入又は退社による変更の登記の申請書には、その事実を証する書面（法人である社員の加入の場合にあつては、第九十四条第一号又は第三号に掲げる書面を含む。）を添付しなければならない。

2 合名会社の社員が法人であるときは、その商号若しくは名称又は本店若しくは主たる事務所の変更の登記の申請書には、第九十四条第二号イに掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号イただし書に規定する場合は、この限りでない。

（合名会社を代表する社員の職務を行うべき者の変更の登記）

第九十七条 合名会社を代表する社員が法人である場合の当該社員の職務を行うべき者の就任による変更の登記の申請書には、第九十四条第二号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号イただし書に規定する場合は、同号イに掲げる書面については、この限りでない。

2 前項に規定する社員の職務を行うべき者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

（解散の登記）

第九十八条 解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日とする。

2 定款で定めた解散の事由の発生による解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

とを証する書面を添付しなければならない。

（合併の登記）

第七十六条 第七十四条の規定は、合併による変更又は設立の登記に準用する。

（準用規定）

第七十七条 第五十四条から第七十条までの規定は、合資会社の登記に準用する。

（組織変更等の登記）

第七十八条 合資会社が合名会社として会社を継続し、又は合名会社に組織を変更した場合の合名会社についてする登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

2 第七十一条及び第七十三条の規定は、前項の場合に準用する。

- 3| 清算持分会社を代表する清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添付しなければならない。ただし、当該清算持分会社を代表する清算人が会社法第六百四十七条第一項第一号の規定により清算持分会社の清算人となつたもの（同法第六百五十五條第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算持分会社を代表する清算人となつたもの）であるときは、この限りでない。

（清算人の登記）

第九十九条 次の各号に掲げる者が清算持分会社の清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- 一 会社法第六百四十七条第一項第一号に掲げる者 定款
  - 二 会社法第六百四十七条第一項第二号に掲げる者 定款及び就任を承諾したことを証する書面
  - 三 会社法第六百四十七条第一項第三号に掲げる者 就任を承諾したことを証する書面
  - 四 裁判所が選任した者 その選任及び会社法第九百二十八條第二項第二号に掲げる事項を証する書面
- 2| 第九十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、清算持分会社を代表する清算人（前項第一号又は第四号に掲げる者に限る。）が法人である場合の同項の登記について準用する。
- 3| 第九十四条（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定は、清算持分会社の清算人（第一項第二号又は第三号に掲げる者に限る。）が法人である場合の同項の登記について準用する。

（清算人に関する変更の登記）

第一百条 清算持分会社の清算人が法人であるときは、その商号若しくは名称又は本店若しくは主たる事務所の変更の登記の申請書には、第九十四条第二号イに掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号イただし書に規定する場合は、この限りでない。

2| 裁判所が選任した清算人に関する会社法第九百二十八條第二項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、変更の事由を証する書面を添付しなければならない。

3| 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

（清算持分会社を代表する清算人の職務を行うべき者の変更の登記）

第一百一条 第九十七条の規定は、清算持分会社を代表する清算人が法人である場合の当該清算人の職務を行うべき者の就任又は退任による変更の登記について準用する。

(清算終了の登記)

第百一条 清算終了の登記の申請書には、会社法第六百六十七条の規定による清算に係る計算の承認があつたことを証する書面(同法第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合にあつては、その財産の処分が完了したことを証する総社員が作成した書面)を添付しなければならない。

(継続の登記)

第百三条 合名会社の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、会社法第八百四十五条の規定により合名会社を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本を添付しなければならない。

(持分会社の種類の変更の登記)

第百四条 合名会社が会社法第六百三十八条第一項の規定により合資会社又は合同会社となつた場合の合資会社又は合同会社については、登記においては、会社成立の年月日、合名会社の商号並びに持分会社の種類を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第百五条 合名会社が会社法第六百三十八条第一項第一号又は第二号の規定により合資会社となつた場合の合資会社については、登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 定款
  - 二 有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面
  - 三 有限責任社員を加入させたときは、その加入を証する書面(法人である社員の加入の場合にあつては、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面を含む。)
- 2| 合名会社が会社法第六百三十八条第一項第三号の規定により合同会社となつた場合の合同会社については、登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。
- 一 定款
  - 二 会社法第六百四十条第一項の規定による出資に係る払込み及び給付が完了したことを証する書面

第百六条 合名会社が会社法第六百三十八条第一項の規定により合資会社又は合同会社となつた場合の合名会社についての登記の申請と前条第一項又は第二項の登記の申請とは、同時にしなければならない。

2| 申請書の添付書面に関する規定は、合名会社についての前項の登記の申請については、適用しない。

3| 登記官は、第一項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由

があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

(組織変更の登記)

第一百七十七条 合名会社が組織変更をした場合の組織変更後の株式会社についてする登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組織変更後の株式会社の取締役(組織変更後の株式会社が監査役設置会社)監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)である場合にあつては、取締役及び監査役(が就任を承諾したことを証する書面

四 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、第五十四条第二項各号に掲げる書面

五 第四十七条第二項第六号に掲げる書面

六 会社法第七百八十一条第二項において準用する同法第七百七十九条第二項(第一号を除く。)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

2) 第七十六条及び第七十八条の規定は、前項に規定する場合について準用する。

(合併の登記)

第一百八条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 第八十条第五号から第十号までに掲げる書面

三 会社法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第二項(第三号を除く。)の規定による公告及び催告(同法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 法人が吸収合併存続会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面

2) 新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設合併契約書

二 定款

第三 第八十一条第五号及び第七号から第十号までに掲げる書面

四 新設合併消滅会社が株式会社であるときは、総株主の同意があつたことを証する書面

五 法人が新設合併設立会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面

3 | 第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は、合名会社の登記について準用する。

(会社分割の登記)

第九十九条 吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収分割契約書

二 第八十五条第五号から第八号までに掲げる書面

三 会社法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第二項(第三号を除く)の規定による公告及び催告(同法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 法人が吸収分割承継会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面

2 | 新設分割による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設分割計画書

二 定款

三 第八十六条第五号から第八号までに掲げる書面

四 法人が新設分割設立会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面

3 | 第八十四条、第八十七条及び第八十八条の規定は、合名会社の登記について準用する。

第七節 合資会社の登記

(設立の登記)

第一百十条 設立の登記の申請書には、有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面を添付しなければならない。

第七節 株式会社の登記

(添付書面の通則)

第七十九条 登記すべき事項につき株主総会(ある種類の株主の総会を含む。以下同じ。)取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

(準用規定)

第百十一条 第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条及び第九十六条から第百三条までの規定は、合資会社の登記について準用する。

(出資履行の登記)

第百十二条 有限責任社員の出資の履行による変更の登記の申請書には、その履行があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(持分会社の種類の変更の登記)

第百十三条 合資会社が会社法第六百三十八条第二項第一号又は第六百三十九条第一項の規定により合名会社となつた場合の合名会社については、定款を添付しなければならない。

2| 合資会社が会社法第六百三十八条第二項第二号又は第六百三十九条第二項の規定により合同会社となつた場合の合同会社については、次の書面を添付しなければならない。

一 定款

二 会社法第六百三十八条第二項第二号の規定により合同会社となつた場合には、同法第六百四十条第一項の規定による出資に係る払込み及び給付が完了したことを証する書面

3| 第百四条及び第百六条の規定は、前二項の場合について準用する。

(組織変更の登記)

第百十四条 第百七条の規定は、合資会社が組織変更をした場合について準用する。

(合併の登記)

第百十五条 第百八条の規定は、合資会社の登記について準用する。

2| 第百十条の規定は、吸収合併による変更の登記及び新設合併による設立の登記について準用する。

(会社分割の登記)

第百十六条 第百九条の規定は、合資会社の登記について準用する。

2| 第百十条の規定は、吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記及び新設分割による設立の登記について準用する。

2| 登記すべき事項につき商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合において、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3| 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）（第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社）以下「委員会等設置会社」という。）における登記すべき事項につき、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、申請書に、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。

4| 登記すべき事項につき会社に一定の額の純資産又は負債が存在し、又は存在しないことを要するときは、申請書に最終の貸借対照表を添付しなければならない。

(設立の登記)

第八十条 設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 定款

二 株式の申込み及び引受けを証する書面

三 発起人が商法第六十八条ノ二又は第二百二十二条ノ二第二項後段に規定する事項を定めたときは、これを証する書面

四 取締役及び監査役又は検査役の調査報告並びに商法第七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにその附属書類並びに有価証券の取引所の相場を証する書面

五 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

六 発起人が取締役及び監査役を選任したときは、これに関する書類

七 創立総会（商法第八十三条第二項に規定する各種の株式引受人の総会を含む。）の議事録

八 取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員）商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役をいう。第八十一条において同じ。）、執行役及び代表執行役（が就任を承諾したことを証する書面

九 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

十 払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

(重要財産委員会の登記)

第八十条の二 商法特例法第一条の三第一項に規定する重要財産委員会の登記の申請書には、重要財産委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

(取締役等の変更の登記)

第八十一条 取締役、代表取締役、重要財産委員又は監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役）の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

2) 前項に規定する者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

（新株発行による変更の登記）

第八十二条 新株発行による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 株式の申込み及び引受けを証する書面
- 二 検査役の調査報告並びに商法第二百八十条ノ八第二項において準用する同法第七十三条第一項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにその附属書類並びに有価証券の取引所の相場を証する書面
- 三 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本
- 四 払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

（新株予約権の行使による変更の登記）

第八十二条の二 新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、商法第二百八十条ノ三七第一項又は第三百四十一条ノ十三第一項の請求書の提出を証する書面及び次の各号のいずれかに掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前条第四号に掲げる書面
- 二 商法第三百四十一条ノ三第一項第七号の請求があつたことを証する書面
- 三 商法第三百四十一条ノ三第一項第七号及び第八号に掲げる事項についての決議又は取締役会の委任に基づく当該決議に代わる執行役の決定があつたことを証する書面

（転換予約権付株式の転換による変更の登記）

第八十二条 転換予約権付株式の転換による変更の登記の申請書には、当該転換の請求があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（強制転換条項付株式の転換による変更の登記）

第八十三条の二 強制転換条項付株式の転換による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 商法第二百二十二条ノ八の定款に定める事由の発生を証する書面
- 二 商法第二百二十二条ノ九第二項の規定による公告（株券廃止会社等）株券を発行しない旨の定款の定めがある会社又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条第一項ただし書若しくは第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社をいう。

以下同じ。）にあつては、同法第二百二十二条ノ九第五項の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知）をしたことを証する書面

三 発行済株式の全部につき同法第二百二十六条第一項ただし書又は第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社にあつては、当該会社に該当することを証する書面

（準備金の資本組入による変更の登記）

第八十四条 準備金の資本組入による変更の登記の申請書には、準備金の存在を証する書面を添附しなければならない。

（株式の併合による変更の登記）

第八十五条 株式の併合による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 商法第二百五条第一項の規定による公告（株券廃止会社等にあつては、同法第二百五条ノ二の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知）をしたことを証する書面

二 第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面

（株式の消却による変更の登記）

第八十六条 株主に配当すべき利益をもつてする株式の消却による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 利益の存在を証する書面

二 商法第二百十三条第一項において準用する同法第二百五条第一項の規定による公告（株券廃止会社等にあつては、同法第二百十三条第四項の規定による公告又は同法第二百一十八条ノ二の規定による通知）をしたことを証する書面

三 第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面

（株式の譲渡制限の登記）

第八十六条の二 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 商法第三百五十条第一項の規定による公告（株券を発行しない旨の定款の定めがある会社又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社にあつては、同法第三百五十条ノ二の規定による公告又は同法第二百一十八条ノ二の規定による通知）をしたことを証する書面

二 発行済株式の全部につき同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されて

いない会社にあつては、当該会社に該当することを証する書面

(株券の不発行の登記)

第八十六条の三 株券を発行しない旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、商法第三百五十一条第一項の規定による公告をしたことを証する書面(第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面及び同法第三百五十一条第四項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面)を添付しなければならない。

(資本減少による変更の登記)

第八十七条 資本減少による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 商法第三百七十六条第一項本文の規定による公告及び催告(同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合)には、これらの公告(をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は資本減少をしてもその者を書するおそれがないことを証する書面)

二 株式の消却をしたときは、第八十六条第二号及び第三号に掲げる書面

(名義書換代理人等の設置による変更の登記)

第八十八条 名義書換代理人又は登録機関を置いたことによる変更の登記の申請書には、定款及びこれらの者との契約を証する書面を添付しなければならない。

(新株予約権の登記)

第八十九条 新株予約権の登記(第八十九条の三第二項の場合を除く。)(の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 新株予約権又は新株予約権付社債の申込み及び引受けを証する書面

二 商法第二百八十条ノ二十九第一項又は第三百四十一条ノ七第一項の払込みがあつたことを証する書面(無償で新株予約権を発行した場合を除く。)

(新株予約権の消却による変更の登記)

第八十九条の二 新株予約権の消却による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 商法第二百八十条ノ二十第二項又は第三百四十一条ノ三第一項の決議において新株予約権の消却をすることができる事由として定められた事由の発生を証する書面

二 商法第二百八十条ノ三十六第二項(同法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する場合を含む。)(の規定による公告)消却される新株予約権について新株予約権証券を発行

していないときは、同法第一百八十条ノ三十六第四項の規定による公告又は通知)をしたことを証する書面

(株式交換の登記)

第八十九条の三 株式交換による変更の登記(当該株式交換により完全親会社となる会社がするものに限る。)の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 株式交換契約書
- 二 完全子会社の株主総会の議事録
- 三 完全子会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に完全子会社の本店又は支店がある場合を除く。
- 四 商法第三百五十三条第七項の場合には、第八十六条の二各号に掲げる書面
- 五 株式交換により資本を増加するときは、商法第三百五十七条に規定する限度額を証する書面
- 六 商法第三百五十八条第五項の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面
- 七 完全子会社が株券廃止会社等でないときは、商法第三百五十九条第一項の規定による公告をしたことを証する書面
- 八 完全子会社が第八十三条の二第三号に規定する会社であるときは、同号に規定する書面
- 2| 株式交換による新株予約権の登記の申請書には、前項各号(第四号及び第五号を除く。)に掲げる書面を添付しなければならない。
- 3| 第七十九条第二項の規定は、第一項第二号及び前項(同号に関する部分に限る。)の場合について準用する。

(株式移転による設立の登記)

第八十九条の四 株式移転による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる書面
- 二 第八十条第一号、第八号及び第九号に掲げる書面
- 三 商法第三百六十七条に規定する額を証する書面
- 四 完全子会社が株券廃止会社等でないときは、商法第三百六十八条第一項の規定による公告をしたことを証する書面
- 五 完全子会社が第八十三条の二第三号に規定する会社であるときは、同号に規定する書面
- 2| 第五十五条第一項の規定は前項の登記について、第七十九条第二項の規定は前項第一号)前条第一項第二号に関する部分に限る。(の場合について、それぞれ準用する。

(同時申請)

第八十九条の五 商法第三百五十二条第三項本文又は第三百六十四条第三項本文の場合においては、本店の所在地における当該株式交換又は当該株式移転により完全子会社となる会社がする当該株式交換又は当該株式移転による新株予約権の登記の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に当該株式交換により完全親会社となる会社又は当該株式移転により設立される完全親会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める登記の申請（本店の所在地におけるものに限る。）は、同時にしなければならない。

- 一 商法第三百五十二条第三項本文の場合（次号に掲げる場合を除く。）当該株式交換により完全子会社となる会社がする当該株式交換による新株予約権の登記の変更の登記の申請及び当該株式交換により完全親会社となる会社がする第八十九条の三第二項の登記の申請
- 二 商法第三百五十二条第三項本文の場合（当該株式交換により完全親会社となる会社が第八十九条の三第一項の登記をすべき場合に限る。） 前号に定める登記の申請及び第八十九条の三第一項の登記の申請
- 三 商法第三百六十四条第三項本文の場合 当該株式移転により完全子会社となる会社がする当該株式移転による新株予約権の登記の変更の登記の申請及び第八十九条の四の登記の申請

3 第一項の登記の申請書には、登記所が作成した当該株式交換又は当該株式移転により完全子会社となる会社の代表取締役（委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。

4 第八十九条の十の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。

(会社分割の登記)

第八十九条の六 新設分割による設立の登記又は吸収分割により営業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記においては、分割をする会社の商号及び本店並びに分割をした旨をも登記しなければならない。

2 分割をした会社がする新設分割又は吸収分割による変更の登記においては、新設分割により設立した会社又は吸収分割により営業を承継した会社の商号及び本店並びに分割をした旨をも登記しなければならない。

第八十九条の七 新設分割による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 分割計画書
- 二 分割をする会社の株主総会又は取締役会の議事録

三 分割をする会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に分割をする会社の本店又は支店がある場合を除く。

四 商法第三百七十四条ノ四第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五 商法第三百七十四条ノ五に規定する額を証する書面

六 商法第三百七十四条ノ六第一項の場合には、同項に規定する会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額を証する書面及び分割をする会社の最終の貸借対照表

七 削除

八 第八十条第一号、第八号及び第九号に掲げる書面

2] 第五十五条第一項の規定は前項の登記について、第七十九条第二項及び第三項の規定は前項第二号の場合について、それぞれ準用する。

第八十九条の八 営業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 分割契約書

二 分割をする会社の株主総会、取締役会又は社員総会の議事録

三 商法第三百七十四条ノ二十第一項（有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（分割により営業を承継する会社が商法第三百七十四条ノ二十第一項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合には、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

四 分割により資本を増加するときは、商法第三百七十四条ノ二十一に規定する限度額を証する書面

五 商法第三百七十四条ノ二十二第一項の場合には、同項に規定する会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額を証する書面及び分割をする会社の最終の貸借対照表

六 商法第三百七十四条ノ二十三第五項の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

七 分割に際して就任する取締役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面

八 商法第三百七十四条ノ十七第七項の場合には、第八十六条の二各号に掲げる書面

九 前条第一項第三号に掲げる書面

2] 第七十九条第二項及び第三項並びに第九十四条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

第八十九条の九 本店の所在地における分割をする会社がする新設分割又は吸収分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に新設分割により設立する会社又は吸収分割により営業を承継する会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由しなくてはならない。

2| 本店の所在地における前項の登記の申請と第八十九条の七又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3| 第一項の登記の申請書には、登記所が作成した分割をする会社の代表取締役（委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。

第八十九条の十 新設分割により設立する会社又は吸収分割により営業を承継する会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2| 新設分割により設立する会社又は吸収分割により営業を承継する会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、新設分割による設立の登記又は営業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを分割をした会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

（合併の登記）

第九十条 合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 合併契約書

二 消滅会社の株主総会若しくは社員総会の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面

三 商法第百条第一項（同法第四百七条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告又は同法第四百十二條第一項本文（有限会社法第六十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（商法第四百十二條第一項ただし書（有限会社法第六十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併してもその者を害するおそれがないことを証する書面

四 第六十七条第三号に掲げる書面

五 商法第四百八条第五項又は第六項の場合には、第八十六条の二各号に掲げる書面

六 合併により資本を増加するときは、商法第四百十三條ノ二第一項に規定する限度額を証

する書面

七 合併に際して就任する取締役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面

八 商法第四百十三条ノ三五項の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

2 第七十九条第二項及び第九十四条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

第九十一条 合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第一号から第五号までに掲げる書面

二 第八十条第一号、第八号及び第九号に掲げる書面

三 商法第四百十三条ノ二第二項に規定する額を証する書面

2 第七十九条第二項及び第九十四条第二項の規定は、前項第一号（前条第一項第二号に関する部分に限る。）の場合について準用する。

（職権による解散の登記）

第九十一条の二 商法第四百六条ノ三第一項の規定による解散の登記は、登記官が、職権で行ななければならない。

2 登記官は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、解散の登記をしなければならない。

（準用規定）

第九十二条 第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条第二項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条及び第七十条の規定は、株式会社に準用する。

（組織変更の登記）

第九十二条 株式会社が有限会社に組織を変更した場合の有限会社についてする登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 定款

二 有限会社法第六十八条の場合には、同条において準用する商法第百条第一項の規定による公告及び催告（有限会社法第六十八条において準用する商法第百条第四項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合には、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は組織変更してもその者を書す

## 第八節 合同会社の登記

### (設立の登記)

第百七十七条 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第五百七十八条に規定する出資に係る払込み及び給付があつたことを証する書面を添付しなければならない。

### (準用規定)

第百十八條 第四十七條第一項、第四十八條から第五十三條まで、第九十三條、第九十四條、第九十六條から第九十一條まで及び第百三條の規定は、合同会社の登記について準用する。

### (社員の加入による変更の登記)

第百十九條 社員の加入による変更の登記の申請書には、会社法第六百四條第三項に規定する出資に係る払込み又は給付があつたことを証する書面を添付しなければならない。

### (資本金の額の減少による変更の登記)

第百二十條 資本金の額の減少による変更の登記の申請書には、会社法第六百二十七條第二項の規定による公告及び催告(同條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

### (清算終了の登記)

第百二十一條 清算終了の登記の申請書には、会社法第六百六十七條の規定による清算に係る計算の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

るおそれがないことを証する書面

- 三 会社に現存する純資産額を証する書面
  - 四 第九十五條第四号及び第五号に掲げる書面
  - 五 社債の償還を完了したことを証する書面
- 2] 第七十一條及び第七十三條の規定は、前項の場合に準用する。

## 第八節 有限会社の登記

### (添付書面の通則)

第九十四條 登記すべき事項につき社員総会の決議又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは、申請書に社員総会の議事録又はある取締役若しくは清算人の一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

2] 登記すべき事項につき有限会社法第四十一條において準用する商法第二百五十三條第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされる場合においては、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

### (設立の登記)

第九十五條 設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 取締役及び監査役又は検査役の調査報告並びに有限会社法第十二條ノ二第三項において準用する商法第七十三條第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにその附属書類並びに有価証券の取引所の相場を証する書面
- 三 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本
- 四 取締役が就任を承諾したことを証する書面
- 五 監査役を置いたときは、監査役が就任を承諾したことを証する書面
- 六 払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

### (資本増加による変更の登記)

第九十六條 資本増加による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 出資の引受けを証する書面
- 二 第八十二條第二号から第四号までに掲げる書面

### (資本減少による変更の登記)

第九十七條 資本減少による変更の登記の申請書には、有限会社法第五十八條第二項におい

(持分会社の種類の変更の登記)

第百二十二条 合同会社が会社法第六百三十八条第三項第一号の規定により合名会社となつた場合の合名会社についてする登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

2) 合同会社が会社法第六百三十八条第三項第二号又は第三号の規定により合資会社となつた場合の合資会社についてする登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 定款

二 有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面

三 無限責任社員を加入させたときは、その加入を証する書面(法人である社員の加入の場合にあつては、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面を含む。)

3) 第百四条及び第百六条の規定は、前二項の場合について準用する。

(組織変更の登記)

第百二十三条 第七十条の規定は、合同会社が組織変更をした場合について準用する。この場合において、同条第一項第六号中「公告及び催告」とあるのは、「公告及び催告(同法第七百八十一条第二項において準用する同法第七百七十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)」と読み替へるものとする。

(合併の登記)

第百二十四条 第八十条の規定は、合同会社の登記について準用する。この場合において、同条第一項第四号及び第二項第五号中「社員」とあるのは、「業務を執行する社員」と読み替へるものとする。

(会社分割の登記)

第百二十五条 第九十条の規定は、合同会社の登記について準用する。この場合において、同条第一項第四号及び第二項第四号中「社員」とあるのは、「業務を執行する社員」と読み替へるものとする。

(株式交換の登記)

第百二十六条 株式交換完全親会社とする株式交換による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 株式交換契約書

二 第八十九条第五号から第八号までに掲げる書面

三 会社法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第二項(第三号を除く)の規定による公告及び催告(同法第八百二条第二項において準用する同法第七百九

て準用する商法第三百七十六条第一項本文の規定による公告及び催告)(有限会社法第五十八条第二項において準用する商法第三百七十六条第一項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合)は、これらの公告(を)したこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は資本減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(会社分割の登記)

第九十七条の二 新設分割による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 分割をする会社の社員総会、株主総会又は取締役会の議事録

二 商法第三百七十四条ノ四第一項(有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。)(の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は分割をしてその者を害するおそれがないことを証する書面

三 第八十九条の七第一項第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書面

四 第九十五条第一号、第四号及び第五号に掲げる書面

2) 第九十五条第一項の規定は前項の登記について、第七十九条第二項及び第三項並びに第九十四条第二項の規定は前項第一号の場合について、それぞれ準用する。

第九十七条の三 営業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、第八十九条の八第一項各号(第六号及び第八号を除く。)(に掲げる書面を添付しなければならない。

2) 第七十九条第二項及び第三項並びに第九十四条第二項の規定は、前項(第八十九条の八第一項第二号)に関する部分に限る。( )の場合について準用する。

(合併の登記)

第九十八条 合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 合併契約書

二 消滅会社の社員総会又は株主総会の議事録

三 商法第四百十二条第一項本文(有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による公告及び催告)(商法第四百十二条第一項ただし書)(有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)(の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合)は、これらの公告(を)したこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を

十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告(を)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相當の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該株式交換をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 法人が株式交換完全親会社の業務を執行する社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面

2| 第九十一条及び第九十二条の規定は、合同会社の登記について準用する。

供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

四 第六十七条第三号に掲げる書面

五 消滅会社が株式会社であるときは、第九十三条第一項第五号に掲げる書面

六 第九十条第一項第六号及び第七号に掲げる書面

2| 第七十九条第二項及び第九十四条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

第九十九条 合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第一号から第五号までに掲げる書面

二 第九十五条第一号、第四号及び第五号に掲げる書面

三 第九十一条第一項第三号に掲げる書面

2| 第七十九条第二項及び第九十四条第二項の規定は、前項第一号(前条第一項第二号)に関する部分に限る。( )の場合について準用する。

( 継続の登記 )

第一百条 会社の設立の取消しの判決が確定した場合において、会社を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本を添付しなければならない。

( 準用規定 )

第一百一条 第八十一条、第八十九条の六、第八十九条の九、第八十九条の十及び第九十二条の規定は、有限会社に準用する。

( 組織変更の登記 )

第一百二条 有限会社が株式会社に組織を変更した場合の株式会社についてする登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 定款

二 第八十条第八号及び第九号に掲げる書面

三 第九十三条第一項第一号及び第三号に掲げる書面

2| 第七十一条及び第七十三条の規定は、前項の場合に準用する。

第九節 外国会社の登記

( 管轄の特例 )

第一百二条の二 日本に営業所を設置していない外国会社の日本における代表者の住所は、第一条の三及び第二十四条第一号の規定の適用については、営業所の所在地とみなす。

第九節 外国会社の登記

( 管轄の特例 )

第一百二十七条 日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者(日本に住所を有するものに限る。 第三十条第一項を除き、以下この節において同じ。)の住所は、

第一条の三及び第二十四条第一号の規定の適用については、営業所の所在地とみなす。

(申請人)

第百二十八条 (略)

(外国会社の登記)

第百二十九条 会社法第九百三十三条第一項の規定による外国会社の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 会社法第九百三十九条第二項の規定による公告方法についての定めがあるときは、これを証する書面

2 (略)

3 第一項の登記の申請書に他の登記所の登記事項証明書で日本における代表者を定めた旨又は日本に営業所を設けた旨の記載があるものを添付したときは、同項の書面の添付を要しない。

(変更の登記)

第百三十条 日本における代表者の変更又は外国において生じた登記事項の変更についての登記の申請書には、その変更の事実を証する外国会社の本国の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けた書面を添付しなければならない。

2 日本における代表者の全員が退任しようとする場合には、その登記の申請書には、前項の書面のほか、会社法第八百二十条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は退任をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。ただし、当該外国会社が同法第八百二十二条第一項の規定により清算の開始を命じられたときは、この限りでない。

3 (略)

(準用規定)

第百三十一条 第五十一条及び第五十二条の規定は、外国会社がすべての営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合について準用する。

2 第五十一条及び第五十二条の規定は、外国会社がすべての営業所を閉鎖した場合（日本における代表者の全員が退任しようとするときを除く。）について準用する。この場合に

(申請人)

第百三条 (略)

(外国会社の登記)

第百四条 商法第四百七十九条第一項（有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

2 (略)

3 第一項の登記の申請書に他の登記所の登記事項証明書で日本における代表者を定めた旨又は日本に営業所を設置した旨の記載があるものを添付したときは、同項の書類の添付を要しない。

(変更の登記)

第百五条 日本における代表者の変更又は外国において生じた登記事項の変更についての登記の申請書には、その変更の事実を証する外国会社の本国の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けた書面を添付しなければならない。

2 すべての日本における代表者が退任しようとする場合には、その登記の申請書には、前項の書面のほか、商法第四百八十三条ノ三第一項（有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は退任をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。ただし、当該外国会社が商法第四百八十五条第一項（同条第三項）（有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。）及び有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定により清算の開始を命ぜられたときは、この限りでない。

3 (略)

(準用規定)

第百六条 第五十七条及び第五十八条の規定は、外国会社がすべての営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合について準用する。

2 第五十七条及び第五十八条の規定は、外国会社がすべての営業所を閉鎖した場合（すべての日本における代表者が退任しようとするときを除く。）について準用する。この場合に

においては、これらの規定中「新所在地」とあるのは「日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地」と、「旧所在地」とあるのは「最後に閉鎖した営業所（営業所が複数あるときは、そのいずれか）の所在地」と読み替えるものとする。

3 第五十一条及び第五十二条の規定は、日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の全員がその住所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合について準用する。

4 第五十一条及び第五十二条の規定は、日本に営業所を設けていない外国会社が他の登記所の管轄区域内に営業所を設けた場合について準用する。この場合においては、これらの規定中「新所在地」とあるのは「営業所の所在地」と、「旧所在地」とあるのは「日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地」と読み替えるものとする。

#### 第十節 登記の更正及び抹消

（更正）

第百三十二条（略）

2 更正の申請書には、錯誤又は遺漏があることを証する書面を添付しなければならない。ただし、氏、名又は住所の更正については、この限りでない。

第百三十三条（略）

（抹消の申請）

第百三十四条 登記が次の各号のいずれかに該当するときは、当事者は、その登記の抹消を申請することができる。

一・二（略）

2 第百三十二条第二項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

（職権抹消）

第百三十五条 登記官は、登記が前条第一項各号のいずれかに該当することを発見したときは、登記をした者に、一月をこえない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記を抹消すべき旨を通知しなければならない。

2・3（略）

第百三十六条（略）

第百三十七条 登記官は、異議を述べた者がいないとき、又は異議を却下したときは、登記を

においては、これらの規定中「新所在地」とあるのは「日本における代表者の住所地」と、「旧所在地」とあるのは「最後に閉鎖した営業所（営業所が複数あるときは、そのいずれか）の所在地」と読み替えるものとする。

3 第五十七条及び第五十八条の規定は、日本に営業所を設置していない外国会社のすべての日本における代表者がその住所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合について準用する。

4 第五十七条及び第五十八条の規定は、日本に営業所を設置していない外国会社が他の登記所の管轄区域内に営業所を設置した場合について準用する。この場合においては、これらの規定中「新所在地」とあるのは「営業所の所在地」と、「旧所在地」とあるのは「日本における代表者の住所地」と読み替えるものとする。

#### 第十節 登記の更正及び抹消

（更正）

第百七条（略）

2 更正の申請書には、錯誤又は遺漏があることを証する書面を添付しなければならない。ただし、氏、名又は住所の更正については、この限りでない。

第百八条（略）

（抹消の申請）

第百九条 登記が次の各号に該当するときは、当事者は、その登記の抹消を申請することができる。

一・二（略）

2 第百七条第二項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

（職権抹消）

第百十条 登記官は、登記が前条第一項各号に該当することを発見したときは、登記をした者に、一月をこえない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記を抹消すべき旨を通知しなければならない。

2・3（略）

第百十一条（略）

第百十二条 登記官は、異議を述べた者がいないとき、又は異議を却下したときは、登記を抹

抹消しなければならない。

第百三十八条 前三条の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記にのみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、登記を抹消したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第百三十九条 (略)

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第百四十条 (略)

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第百四十一条 (略)

第百四十二条 (略)

第百四十三条 (略)

(審査請求事件の処理)

第百四十四条 (略)

第百四十五条 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、その請求の日から三日以内に、意見を付して事件を第百四十二条の法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。

第百四十六条 第百四十二条の法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

(行政不服審査法の適用除外)

消しなければならない。

第百三十三条 前三条の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記にのみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、登記を抹消したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第百四十四条 (略)

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第百四十五条 (略)

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第百四十六条 (略)

第百四十七条 (略)

第百四十八条 (略)

(審査請求事件の処理)

第百四十九条 (略)

第百五十条 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、その請求の日から三日以内に、意見を付して事件を第百四十八条の法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。

第百五十一条 第百四十八条の法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

(行政不服審査法の適用除外)

第百四十七条 (略)

(省令への委任)

第百四十八条 この法律に定めるもののほか、登記簿の調製、登記申請書の様式及び添付書面その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第百十九条 (略)

(省令への委任)

第百二十条 この法律に定めるもののほか、登記簿の調製、登記申請書の様式及び添付書面その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

改 正 案

現 行

別表第一 (第三条、第四条関係)		別表第一 (第三条、第四条関係)	
項	上欄	項	上欄
二二	破産手続開始の申立て（債権者がするものに限る。）、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て	二二	破産手続開始の申立て（債権者がするものに限る。）、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
	二万円		二万円
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

## 改正案

## 現行

（民法等の準用）

第四十条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、更生保護法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中、「主務官庁」とあるのは、「法務大臣」と読み替えるものとする。

2| 更生保護法人の解散及び清算を監督する裁判所は、更生保護法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、更生保護法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〜六（略）

七 第四十条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

八 第四十条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

（民法等の準用）

第四十条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ一、第三百三十六から第三百七条まで及び第三百八条の規定は、更生保護法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中、「主務官庁」とあるのは、「法務大臣」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

第六十九条（同上）

一〜六（略）

七 第四十条の規定において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

八 第四十条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

（削る）

（債権質への準用）

第十四条 第四条及び第八条の規定並びに第五条、第六条及び第九条から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は、法人が債権を目的として質権を設定した場合において、当該質権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記（以下「質権設定登記」という。）について準用する。この場合において、第四条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第四項並びに第十条第一項及び第二号中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、第四条第一項中「譲渡の登記」とあるのは「質権の設定の登記」と、同項から同条第三項までの規定中「債権の債務者」とあるのは「質権の目的とされた債権の債務者」と、同条第一項及び第八条第五項中「民法第四百六十七条」とあるのは「民法第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条」と、第四条第二項及び第四項、第五条第一項及び第二項、第六条、第八条の見出し並びに同条第四項及び第五項、第九条第一項、第十条第一項及び第三項並びに第十二条第二項中「債権譲渡登記」とあるのは「質権設定登記」と、第四条第二項中「その譲渡」とあるのは「その質権の設定」と、同項から同条第四項まで、第五条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十一条第二項第一号及び第四号並びに第十二条第三項中「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、第四条第二項から第四項まで、第八条第二項、第四項及び第五項、第九条第一項、第十条第一項並びに第十一条第二項第一号中「譲受人」とあるのは「質権者」と、第五条第一項中「第七條から第十一条まで及び第十二条第二項」とあり、第六条第一号中「次条から第十一条まで及び第十二条第二項」とあるのは「第十四条において準用する第八条から第十一条まで及び第十二条第二項の規定」と、第五条第二項及び第六条第二号中「第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項」とあるのは「第十四条第一項において準用する第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項の規定」と、第八条第二項中「債権譲渡登記は」とあるのは「質権設定登記は」と、同項第二号及び第五号並びに第九条第二項第一号中「債権譲渡登記の」とあるのは「質権設定登記の」と、第八条第二項第二号中「登記原因及びその日付」とあ

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「外国会社の登記」とは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九条第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による登記をいう。）

（債権質への準用）

第十四条 第四条及び第八条の規定並びに第五条、第六条及び第九条から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は、法人が債権を目的として質権を設定した場合において、当該質権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記（以下「質権設定登記」という。）について準用する。この場合において、第四条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第四項並びに第十条第一項及び第二号中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、第四条第一項中「譲渡の登記」とあるのは「質権の設定の登記」と、同項から同条第三項までの規定中「債権の債務者」とあるのは「質権の目的とされた債権の債務者」と、同条第一項及び第八条第五項中「民法第四百六十七条」とあるのは「民法第三百六十四条第一項の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条」と、第四条第二項及び第四項、第五条第一項及び第二項、第六条、第八条の見出し並びに同条第四項及び第五項、第九条第一項、第十条第一項及び第三項並びに第十二条第二項中「債権譲渡登記」とあるのは「質権設定登記」と、第四条第二項中「その譲渡」とあるのは「その質権の設定」と、同項から同条第四項まで、第五条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十一条第二項第一号及び第四号並びに第十二条第三項中「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、第四条第二項から第四項まで、第八条第二項、第四項及び第五項、第九条第一項、第十条第一項並びに第十一条第二項第一号中「譲受人」とあるのは「質権者」と、第五条第一項中「第七條から第十一条まで及び第十二条第二項」とあり、第六条第一号中「次条から第十一条まで及び第十二条第二項」とあるのは「第十四条において準用する第八条から第十一条まで及び第十二条第二項の規定」と、第五条第二項及び第六条第二号中「第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項」とあるのは「第十四条第一項において準用する第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項の規定」と、第八条第二項中「債権譲渡登記は」とあるのは「質権設定登記は」と、同項第二号及び第五号並びに第九条第二項第一号中「債権譲渡登記の」とあるのは「質権設定登記の」と、第八条第二項第二号中「登記原因及びその日付」とあ

るのは「登記原因及びその日付並びに被担保債権の額又は価格」と、同項第三号及び第四号、同条第三項第一号、第四項及び第五項、第十条第一項第三号及び第三項並びに第十一条第二項第一号、第三号及び第四号中「譲渡に係る債権」とあるのは「質権の目的とされた債権」と、第八条第二項第三号中「譲渡する」とあるのは「目的として質権を設定する」と、同条第四項及び第五項中「譲渡をし」とあるのは「質権を設定し」と、同項中「同法第四百六十七條」とあるのは「同法第三百六十四條の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七條」と、第九条第二項及び第十条第二項中「債権譲渡登記に」とあるのは「質権設定登記に」と、同項第一号中「債権譲渡登記を」とあるのは「質権設定登記を」と、第十一条第二項中「債権の譲渡に」とあるのは「質権の設定に」と読み替えるものとする。

2 第八条第四項の規定は、債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に質権設定登記がされた場合における当該債権譲渡登記の存続期間について、同条第五項の規定は、債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に民法第三百六十四條の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七條の規定による通知又は承諾がされた場合（前項の規定において準用する第四条第一項の規定により同法第四百六十七條の規定による通知があつたものとみなされる場合を除く。）における当該債権譲渡登記の存続期間について準用する。

「とあるのは「登記原因及びその日付並びに被担保債権の額又は価格」と、同項第三号及び第四号、同条第三項第一号、第四項及び第五項、第十条第一項第三号及び第三項並びに第十一条第二項第一号、第三号及び第四号中「譲渡に係る債権」とあるのは「質権の目的とされた債権」と、第八条第二項第三号中「譲渡する」とあるのは「目的として質権を設定する」と、同条第四項及び第五項中「譲渡をし」とあるのは「質権を設定し」と、同項中「同法第四百六十七條」とあるのは「同法第三百六十四條の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七條」と、第九条第二項及び第十条第二項中「債権譲渡登記に」とあるのは「質権設定登記に」と、同項第一号中「債権譲渡登記を」とあるのは「質権設定登記を」と、第十一条第二項中「債権の譲渡に」とあるのは「質権の設定に」と読み替えるものとする。

2 第八条第四項の規定は、債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に質権設定登記がされた場合における当該債権譲渡登記の存続期間について、同条第五項の規定は、債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に民法第三百六十四條の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七條の規定による通知又は承諾がされた場合（前項の規定において準用する第四条第一項の規定により同法第四百六十七條の規定による通知があつたものとみなされる場合を除く。）における当該債権譲渡登記の存続期間について準用する。

（定義）

第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。

一七（略）

九 削除

十 金銭債権であつて、これを信託する信託の受益権が資産流動化法に規定する特定資産であるもの

十一 資産流動化法に規定する特定資産の管理及び処分により生ずる金銭債権（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社又は同条第十六項に規定する受託信託会社等が有するものに限る。）

十二 一連の行為として、次のイからホまでに掲げる資金調達の方法により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて、それぞれ当該イからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は外国会社が有する当該資産（以下「流動化資産」という。）である金銭債権

イ一（略）

（削る）

ホ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の受入れ 利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還

十三（略）

十四 流動化の資産の管理及び処分により生ずる金銭債権（第十二号に掲げる株式会社又は外国会社が有するものに限る。）

十五（略）

十六 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定（以下「手続開始決定」という。）を受けた者（当

（定義）

第二条（同上）

一八（略）

九 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十七号）附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社（以下「旧特定目的会社」という。）が、同項本文の規定によりなお効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十項に規定する特定資産の流動化を行う場合における当該特定資産（以下「旧特定目的会社に係る流動化特定資産」という。）である金銭債権

十 金銭債権であつて、これを信託する信託の受益権が資産流動化法に規定する特定資産又は旧特定目的会社に係る流動化特定資産であるもの

十一 資産流動化法に規定する特定資産又は旧特定目的会社に係る流動化特定資産の管理及び処分により生ずる金銭債権（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社若しくは同条第十六項に規定する受託信託会社等又は旧特定目的会社が有するものに限る。）

十二 一連の行為として、次のイからヘまでに掲げる資金調達の方法（株式会社にあつては亦に掲げるもの、有限会社にあつてはイ及びニに掲げるものを除く。）により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて、それぞれ当該イからヘまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社若しくは有限会社又は外国会社が有する当該資産（以下「流動化資産」という。）である金銭債権

イ一（略）

ホ 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第一項に規定する出資の受入れ 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

ヘ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の受入れ 利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還

十三（略）

十四 流動化の資産の管理及び処分により生ずる金銭債権（第十二号に掲げる株式会社若しくは有限会社又は外国会社が有するものに限る。）

十五（略）

十六 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定（以下「手続開始決定」という。）

該手續開始決定に係る破産手續、再生手續、更生手續、特別清算手續又は承認援助手續が終了している者を除く。次号において同じ。)が有する金銭債権

十七、二十二 (略)

2・3 (略)

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 取締役及び監査役(委員会設置会社)にあつては、取締役及び執行役。以下「役員」という。( )の氏名及び住所

四 (略)

五 資本金の額

六 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第五条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

一 資本金の額が五億円以上の株式会社でない者  
二、八 (略)

(債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに会社の合併及び分割)

第八条 (略)

2 債権回収会社の合併は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。債権回収会社を分割する会社とする分割で債権管理回収業の全部若しくは一部を承継させるもの又は債権回収会社を分割により事業を承継する会社とする吸収分割も、同様とする。

3 (略)

(廃業の届出等)

第十条 債権回収会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

一 破産手續開始の決定により解散したとき。その破産管財人

( )を受けた者(当該手續開始決定に係る破産手續、再生手續、更生手續、整理手續、特別清算手續又は承認援助手續が終了している者を除く。次号において同じ。)が有する金銭債権

十七、二十二 (略)

2・3 (略)

(許可の申請)

第四条 (同上)

一・二 (略)

三 取締役及び監査役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社)にあつては、取締役及び執行役。以下「役員」という。( )の氏名及び住所

四 (略)

五 資本金の額

六 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第五条 (同上)

一 資本金の額が五億円以上の株式会社でない者  
二、八 (略)

(債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに会社の合併及び分割)

第八条 (略)

2 債権回収会社の合併は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。債権回収会社を分割する会社とする分割で債権管理回収業の全部若しくは一部を承継させるもの又は債権回収会社を分割により営業を承継する会社とする吸収分割も、同様とする。

3 (略)

(廃業の届出等)

第十条 (同上)

一 破産手續開始の決定により解散したとき。その破産手續開始の決定管財人

2  
(略) 三・二  
(略)

2  
(略) 三・二  
(略)

<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいう。</p> <p>一 会社法（平成十七年法律第 号）第二条第六号に規定する大会社</p> <p>二 資本金の額が三億円を超える株式会社（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 (略)</p> <p>四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社</p> <p>五 (略)</p> <p>六 一連の行為として、次のイからホまでに掲げる資金調達の方法により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて、それぞれ当該イからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社（第一号から第三号までに掲げる者を除く。）</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>ホ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の受入れ 利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>一 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条第二項に規定する大会社</p> <p>二 資本金の額が三億円を超える株式会社（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 (略)</p> <p>四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）</p> <p>五 (略)</p> <p>六 一連の行為として、次のイからホまでに掲げる資金調達の方法（株式会社にあつてはホに掲げるもの、有限会社にあつてはイ及びニに掲げるものを除く。）により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて、それぞれ当該イからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は有限会社（第一号から第三号までに掲げる者を除く。）</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第一項に規定する出資の受入れ 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配</p> <p>ヘ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の受入れ 利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還</p>
---	--

（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）

第九条（略）

2・3（略）

4 この条において「子法人」とは、一の法人等が株主等の議決権（株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式）について議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の法人等及びその子法人又は一の法人等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該法人等の子法人とみなす。

（その他の手続との調整）

第四十条 第三十五条の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。）による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定若しくは承認援助手続における外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第二十八条第一項の規定による禁止の命令（第三項において「破産手続開始決定等」という。）がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令（同項において「更生手続開始決定等」という。）がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

2・4（略）

別表第二（第二条、第十三条関係）

一（略）

二 削除

三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十八条第十八号（内部者取引）又は

第二百条第十四号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

四十三（略）

十四から十六まで 削除

（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）

第九条（略）

2・3（略）

4 この条において「子法人」とは、一の法人等が株主等の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の法人等及びその子法人又は一の法人等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該法人等の子法人とみなす。

（その他の手続との調整）

第四十条 第三十五条の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。）による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定若しくは承認援助手続における外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第二十八条第一項の規定による禁止の命令（第三項において「破産手続開始決定等」という。）がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令（同項において「更生手続開始決定等」という。）がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

2・4（略）

別表第二（第二条、第十三条関係）

一（略）

二 商法第四百九十七条第二項（株主の権利の行使に関する利益の受供与）の罪

三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十八条第十九号（内部者取引）又は

第二百条第十四号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

四十三（略）

十四 著作権法（昭和四十五年法律第百三十七号）第百十九条（著作権等の侵害等）の罪

十五 削除

十七〜十九 (略)

二十 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号) 第三百十一條第三項(社員等に  
関する利益の受供与)の罪

二十一 会社法第九百七十條第二項(株主の権利の行使に関する利益の受供与)の罪

十六 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)  
第二十九條の十第二項(株主の権利の行使に関する利益の受供与)の罪

十七〜十九 (略)

二十 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号) 第二百五十一條第三項(社員等  
に関する利益の受供与)の罪

(新設)

改正案

現行

<p>(定義)                  第二条 (略)                  2 (略)                  3 この法律において「特別関係者」とは、次に掲げる者をいう。                  一～三 (略)                  四 第二号に掲げる者が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を有する株式会社                  五 (略)                  六 (略)                  七 次に掲げる者であつて、その所有する不動産が第一号に掲げる団体の活動の用に供されているもの                  イ・ロ (略)                  八 第二号に掲げる者が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を有していた株式会社                  二 (略)</p>	<p>(定義)                  第二条 (略)                  2 (略)                  3 (同上)                  一～三 (略)                  四 第二号に掲げる者が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半数に当たる出資口数を有する株式会社又は有限会社                  五 (略)                  六 (略)                  七 (同上)                  イ・ロ (略)                  八 第二号に掲げる者が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半数に当たる出資口数を有していた株式会社又は有限会社                  二 (略)</p>
--	--